

因るものである。昭和十六年度中は大東亞戰爭勃發に伴ひ對米、對蘭印、對比律賓、對伯刺西爾及對佛印通話の休止を見たるも取扱時分は五萬參千餘に達した。最近の利用狀況を見るに本年九月中の取扱時分は五千三百餘に達し前年同期に比較し二割五分の増加となつて居る。(國際通話統計三一二頁參照)

第三編 外地及滿蒙支竝に外國に於ける
電氣通信事業の概況

内 容

一、外地電氣通信事業

- 1. 朝鮮電氣通信
- 2. 臺灣電氣通信
- 3. 樺太電氣通信

二、滿蒙支電氣通信事業

- 1. 滿洲電氣通信
- 2. 蒙疆電氣通信
- 3. 華北電氣通信
- 4. 華中電氣通信
- 5. 厦門電氣通信

三、外國電氣通信事業

第三編 外地及滿蒙支並に外國に於ける
電氣通信事業の概況

一、外地電氣通信事業

1. 朝鮮電氣通信

一、電 信

朝鮮に於ける電信は明治十七年二月帝國政府に於て釜山に電信分局を設置し内地と通信を開始したのを以て嚆矢とする。其の後京城及仁川に電信局を設置したが當時内地釜山間の海底電信線は大北電信會社の所有に屬してゐた爲其の取扱の如きは一、二の例外を除くの外は總て萬國電信の規定に依つてゐたのであるが、明治四十三年遞信省に於て前記海底線を買収するに及び茲に初めて朝鮮の實狀に適應する電報諸規定を制定し朝鮮内地間電報として處理することゝなつたのである。

其の後時運の進展に伴ひ電報諸制度の改善發達を圖つて來たのであるが近くは昭和十六年四月日滿電報關係規定（昭和八年實施）及日華電報關係規定（昭和十四年實施）を綜合整理したる東亞電信電話規則實施せられ日、滿、蒙、支相互間に發着する電報は總て之に依ることゝする等終始内地電氣通信事務と密接なる關係を保持しつゝ事業の發達に努めて來たのである。

一方支那事變の進展に伴ひ昭和十六年七月電報の利用規制を強化すると共に諺文電報の取扱も半島人の皇民化、國語普及状況等に稽へ之を中止するの他電氣通信の取締を實施し、電信業務運営上有事即應の體制を確立し大東亞戰を迎えたのであるが、今次大戰に於ける輝やかしき大戰果の下帝國占領南方諸地域との間の通信も現在既にジャワ、マレー、スマトラ、フィリピン諸島、グワム及セレベスの各地との間に取扱開始せられ逞しき建設戰に重大な使命を果しつゝあるのである。

以上の如く電報諸制度の改廢進歩を圖ると共に、之が取扱機關たる電報取扱局所の増設普及に努め、電報取扱局所は明治三十八年通信事業合同當時僅かに四十四箇所過ぎなかつたが年々増加し、昭和十六年度末に於ては一千四十二局所（外分室二十三、出張所六）に達し、電報取扱數も明治三十九年度の電報發著通數は二百三萬餘通であつたが、昭和十六年度は二千八百四十八萬餘通に達してゐる。

電信回線は通信機關合同前雜然として統一を缺いてゐたのを合同後地況の變化通信狀態回線の良否等を調査して、或は中繼線を廢して直通線を設け或は印字機通信を音響通信、自動通信又は印刷通信に改め、又通信の數量に依つて電話機を音響機に改裝する等回線の整理をすると共に、鮮内主要各地間は勿論朝鮮と内地又滿洲に於ける樞要地との直通又は浦潮斯德間國際連絡回線の新設及増設を行ひ、通信の敏活な疎通を講じたのである。

二、電 話

舊韓國政府の經營した電話は明治三十五年京城及仁川間に通話事務を開始したのが始まりであるが、同三十八年通信機關の合同に際し交換事務を取扱つた局は僅かに四局、其の加入者は六十五人に過ぎなかつたのである。又帝國政府の經營に係るものは明治三十五年京城及仁川の兩郵便局に交換事務を開くと同時に兩地間の通話を開始し、爾後事業を擴張して明治三十八年合同の際には加入者一千三十七人を數へた。而して合

同後も漸次通信機關は擴充せられ、合併當時の交換及通話取扱局所五、通話取扱局所一より昭和十六年度末に於て前者は二八一、後者は六〇九、外に交換取扱局及分室八となり、電話加入者は合併當時の一、〇六五人より昭和十六年度末に於て六一、六八二人となつてゐる。

合同當時に於ける電話通話區間は京城龍山間、釜山草梁間等僅に十六區間に過ぎなかつたが、其の後明治四十年の京城平壤間、同四十四年の京城釜山間を始めとし、毎年通話區域を擴張した。而して昭和十二年關係法規の改正に依り長距離通話を特別市外通話と改め、自動式並に共電式交換局の加入者に於ては、從來の長距離電話の裝置は不必要となり、之が爲在來の長距離通話區域たる京城、清津間外四十區間を普通々話區域と爲し右局電話加入者の利便を計つた。

次に朝鮮外の各地域との通話連絡に付てあるが、朝鮮滿洲間は大正十三年度に於て平壤、奉天間外三區間の通話を始めたのが最初で逐次之を増加したが、滿洲國の發展に伴ひ諸般の關係緊密の度を加へて來たので此の需要に應ずる爲昭和九年度以降殆ど毎年増設した。内地朝鮮間に於ては昭和七年度に内鮮電話連絡の第一期として京城大阪間、釜山大阪間外十四區間の通話を開始し、其の後毎年通話區域を擴張し、更に昭和十四年度に於て支那事變發生以來中國との交渉愈々密接の度を加へて來たので京城對北京、天津或は仁川、平壤對天津又は京城對上海間等北支及中支との通話をも相次いで開始した。昭和十四年十一月一日より京城と世界各國を相手とする國際通話をも開始したが之は朝鮮としては劃期的な施設である。

右の如く鮮内、對内地、滿洲、支那各地間に於ける通話區域擴張の結果、通信引繼當時に於て普通區間十六に過ぎなかつたのが、昭和十六年度末には普通一萬三千四百三十一區間、特別四百二十七區間と爲り其の面目を一新したのである。

三、無線電信

無線電信は明治四十三年總督府設置に前後して仁川月尾島外二箇所の燈臺に施設せられ、近海を航行する艦船との警報通信並に海難救助等の用に供したるを以て嚆矢とする。而して此等は未だ公衆通信に供するに至らず、其の後第一次世界大戦後、勃海黃海方面の海運貿易漸く繁劇となりたるに伴ひ、大正十二年龍山陸軍無線電信所の移管を受け之を京城無線電信局とし、主として對船舶間公衆通信の取扱を開始したのである。爾來半島に於ける産業の振興、貿易の興隆に伴ふ海運界の進展に即應し、逐次木浦、釜山、鎮南浦、清津及江陵に海岸無線局を設置して海運事業に多大の便益を與へ來れるが、更に昭和十七年五月元山海岸無線局の設置を見、朝鮮沿岸全海面より電波の不感地域を完全に抹消し得ることゝなつたのである。

又他面航空機航行の爲の安全辨たる航空無線業務は昭和五年京城、蔚山兩無線局に於て取扱を開始し、其の後滿洲、支那兩事變の進展に因る航空路の新設並に擴張に伴ひ、新義州、大邱、咸興及平壤と相次いで航空専用無線局の開設を見たのである。輒近航空無線技術の躍進的發達は質の面に於て殊に顯著にして無線標識施設、無線羅針施設等の嚮導施設は既に實用に供せられ尙擴充整備せられつゝある。

右の外有線電信に據り難き區間及無線電信に據るを得策とする區間又は有線電信の補助としての固定地間通信路は朝鮮内は勿論、朝鮮と内地、滿洲及北支間にも設定せられ何れも公衆通信を取扱つてゐる。

四、放送無線電話

大正十五年十一月朝鮮放送協會の前身たる社團法人京城放送局設立を許可せられ昭和二年二月より放送を開始したが、當時は電力の弱少と國語及朝鮮語混淆の單一放送とに禍されて其の普及も捗しからぬ裡に數年を経過したが、斯業に懸けられた重大使命に鑑み國語、朝鮮語別の二重放送施設計畫を進める一方、昭和七年三月經營體を現在の組織に改め愈々本格的施設に着手し、昭和八年四月より京城の電力を増大すると共に二重放送を実施した。爾來聽取者も急激なる増加を示したが、更に漸次地方放送網を擴充して昭和十六年度

末に於ては釜山、平壤、清津、咸興、裡里、大邱、光州、大田、元山及海州の各放送局も二重放送施設を完成し聽取者も昭和十六年度末に於て二十七萬を超過するに至つた。

2. 臺灣電氣通信

一、一 般

臺灣の通信事業は軍政時代には總督府陸軍局に屬してゐたのであるが、明治二十九年四月民政が布かれると共に臺灣總督府民政局の司掌する處となり、爾來幾多の變遷を経て現在は臺灣總督府交通局遞信部の所管となつてゐる。

二、電 信

臺灣に於ける電信は帝國の領有以前既に本島西部主要都市間、安平澎湖間、臺灣福建間に布設せられてゐたのであるが、領臺當時は線條、機器の破損甚しく殆んど利用するものがなく全部新設しなければならなかつた。明治二十八年六月野戰電信隊は上陸前進と共に逐次主要地に通信所を設け福州とも通信を開始した。民政局移管後年々改築増設をなし施設の改善を圖り大正八年四月地勢の關係上最も困難であつた東部の各地とも連絡成り茲に全島一周の線路が完成したのである。

制度に付ては我が國の電信法は明治三十三年本島に施行せられ極少數の例外を除き遞信省に於て發する省令、告示、公達に依る建前をとつてゐるので大體内地の制度と變りはない。

電報の利用狀況は島勢の躍進に伴ひ大體順調な發展を示してゐるが、第一次歐洲大戰後一般經濟界の活況を反映して電報は急激に増加したが其の反動による不況のため一時稍々低下し、其の後漸次回復したる處支那事變の推移に伴ひ再び増嵩を示し、戦火南支に波及し南支各地に軍の要請による本府運營の電報局開設せ

られ本府の電信事業は空前の膨張を示すに至つたのである。

大東亞戰爭勃發するや南方に對する重要基地としての臺灣は軍事上は勿論工業其他諸般の活動必然的に著しき活潑を示し、從つて電信、電話の需要は激増を見つゝあるが之が處理に付ては勿論萬全を期してゐる。又香港に對しては同地の占領成るや軍の要請に應じ直ちに建設、通信要員を派遣し二月一日彼我の通信連絡を開設したが、其の後香港總督部の設置せらるゝに伴ひ同部に移管せられた。

戦時下に於ける電報の處理對策として當然考慮を要する問題たる重要信の圓滑疏通從て不要不急信の抑制と防諜上よりする諸種の取扱制限等も設けられたが電報の需要は増加の一途を辿り一面本年四月通信料金値上の關係もあつて今年度（十七年度）の電信収入は著増を示してゐる。

三、電 話

領臺以前には電話の施設は無かつたのであるが、明治三十三年臺北、臺中、臺南に電話交換局を、基隆、斗六に電話交換支局を設置し電話交換業務を開始したのが臺灣に於ける公衆通信取扱の第一歩である。

爾來逐年擴充施設するに伴ひ長足の進歩發達をなし、現在に於ては島内何れの地とも自由に通話し得る様になり、又昭和九年六月より内地と昭和十六年四月には遠く滿洲とも無線電話連絡による通話取扱を開始し電話通話業務は飛躍的進展を見るに至つた。

電話制度に付ては明治三十三年三月電話交換局官制を制定した。其の後大正六年四月臺灣電話規則を制定して電話業務に關する制度を改正したが本規則は爾來數次に亘り一部の改正を行ひ今日に至つてゐる。其の外大正十年七月に船舶電話使用規則、昭和七年五月には臺灣電話特別開通規則を制定し次で昭和九年六月内臺電話通話規則、昭和十六年三月東亞電話通話規則を制定するに至つた。

尙戦時體制強化に伴ひ昭和十五年十一月より電話の加入名義及電話機設置場所變更を原則的に禁止せる外

昭和十六年七月より電話通話用語を制限し又同年九月より時局上緊要なる通話に對しては特別至急取扱を爲すことを規定したが、之等は大體内地の制度と大差はない。

電話交換方式は臺北嘉義高雄及士林は自動式で其他の各局は手働式である。又近時通信力の向上竝に加入電話の逐年増加に因り市外通話数は遞増の一途を辿り負担過重のもの不尠を以て之が對策として昭和十二年以降基隆、屏東間電話幹線のケーブル化施工中の處昭和十七年四月國際電氣通信株式會社に爾餘の建設及保守をなさしむることとし昭和十八年度に於て完成せしむる豫定である。

電話の利用状況にありては明治三十三年創業當初に於ては加入者數僅かに四百三十一名にして通話可能地域は臺北基隆間のみで、創始年度の市内通話度數一千五百度（一加入當平均一箇年）市外通話度數七千餘度電話收入額四萬四千餘度であつたが、其の後各般の進展に伴ひ、昭和十六年度末に於ては加入者數二萬五千七百八十一名、市外回線數三三四、市内通話度數六千三十四度（一加入當平均一箇年）、市外通話度數四百三十六萬五千九百餘度にして電話收入額は實に五百六十七萬三千餘圓を示してゐる。

四、無線電信、無線電話

本島に於て無線電信を採用したのは明治四十三年十月富貴角に淡水郵便局富貴角無線電信支局を設置したのが最初である。爾來無線科學の進歩に伴ひ且本島の地理的狀況により無線の利用は異常の發達を遂げたのである。臺北電信局に於ては海底線と並行し對内地、南支、香港、上海、マニラと交信し、四ヶ所の海岸局に於ては本島沿岸航行の船舶と臺北飛行場分室に於ては臺灣に往來の航空機と交信し航行の安全を圖つてゐる。

尙官廳用無線として水産事業の監督指導のため、三ヶ所の無線電信取扱所がある。又内臺通話及臺滿通話は臺北電話局が之を取扱つてゐる。

五、國際電氣通信

本島に於ける國際電氣通信は領臺直後淡水川石山（福州）線により對支通信を開始し爾來日支國交に左右せられつゝも臺灣と南支の通信を取扱つてゐたのであるが、支那事變勃發と共に不通となり今日に及んでゐる。又臺北香港、臺北マニラ兩無線は南方諸地域との外國電報を取扱つてゐたのであるが、今次大東亞戰爭勃發と共に不通となり兩地の皇軍に占領せらるゝや香港は二月一日、マニラは八月一日、本島と通信を再開した。従つて現在臺灣に於ては純然たる國際通信路は無い譯である。

尙右の外東亞通信網の一環として對上海、厦門、汕頭、廣東、海口（以上電信）及對滿洲（電話）に夫々無線通信路がある。

六、放送無線電話

臺灣の放送事業は昭和三年十二月遞信部の廳舎よりする一キロワットの實驗放送が開始されたのが其の最初であるが昭和六年一月には臺北放送局の開局と共に本格的放送が開始され、同時に社團法人臺灣放送協會が設立せられ、從來交通局遞信部で經營せられてゐた放送業務の一部を之に依託經營せしむることゝなつた。即ち施設及技術に關する業務は官に於て行ふが聽取者の増加勧誘、放送番組の編成實行等の業務は同協會が行ふことゝなつた。其の後昭和七年四月には臺南放送局の設置を見、更に昭和十年五月には臺中放送局が開設される一方島内有線中繼施設内地番組の短波中繼施設等も順次完備するに至つた。

更に本島放送事業の劃期的施設として昭和十五年九月には民雄大電力放送所の完成を見たのであるが、同放送所及既設放送局を利用する二重放送計畫も着々として實現への歩を進めてゐたが、遂に昭和十七年十月十日其の放送開始を見るに到つた。即ち前記民雄放送所及臺北（第二裝置）を結ぶ系統を新に第二放送用と

して臺灣人向に充當し、從來の臺北（第一）臺中、臺南に新設の嘉義を結ぶものを第一放送として大體従來通り内地中繼を主とする内地人向放送を行ふことゝなつたのであるが、第一及第二放送共其の番組は時局下に於ける島民に對する時局認識の徹底、國策の周知宣傳に其の重點を置いてゐることは勿論である。殊に對本島人向放送に於ては電波に依る皇民鍊成、國語普及を主眼としてゐる。

昭和十七年九月末に於けるラヂオ施設者は全島を通じて九二、二二六である。右の内、内地人は五〇、五九九で内地人在住戸數百戸當り五〇・二、人口千人當り一三八・四で可成の高率を示してゐるが一方本島人は總數四一、六二七、戸數百戸當り四三人口千人當り七、一に過ぎず、二重放送開始と共に本島人普及率の向上が期待される。

最後に現在臺北放送局では左の時間割で對南支南洋向短波海外放送を實施中である。

内 容	時 間	使 用 周 波 數
英語 ニュース	自 九・三〇	九、六九五キロサイクル
安南語 ニュース	自 九・五〇	
比島語 ニュース	自 一〇・〇〇	
福建語 ニュース	自 一〇・一〇	
廣東語 ニュース	自 一〇・五〇	
北京語 ニュース	自 一一・〇〇	
馬來語 ニュース	自 一一・〇〇	
終了		

3. 樺太電氣通信

一、一般

樺太に於ける交通機關は近來稍整備されたとは雖も未だ内地のそれに比し著しく遜色があり、且本島特有の現象として冬期間は風雪の襲來と沿岸結氷等の爲交通杜絶することは稀ではない。勢ひ郵便物の遅延は免かれないので自然電信電話を利用せんとする傾向が顯著である。加之時局産業の原動力たる石炭、人造石油等重要資源増産積極化と拓殖の進展とは彌が上にも其の利用率を高めつゝある。此の特殊事情に鑑み電信電話の普及と之が改善には繼續事業として數年前より多額の豫算を支出して鋭意之に當り、地方に於ける通信機關の設置に付ては郵便局の外最も容易に開始し得られる電信電話取扱所を設けて島内電氣通信機關の整備に努めてゐる。

二、電信

現在郵便局百三局中（分室一を含む）野寒、西内淵、南珍内を除き他は悉く電信事務を扱ひ外電信電話取扱所二十六箇所、電信取扱所（驛）十一箇所が置かれてある。島内は東海岸は豊原、西海岸は南部は眞岡、北部は惠須取を中心とし總て回線を構成して各局所を連絡し一日の發著取扱數は一九、五三九通に達する。内地との連絡電信線の整備強化に付ては近時著しく改善せられたるも、時局の進展は益々内地と北方との連絡強化を必要とするを以て之が施設を整備擴充するを急務とする状態にある。尙日蘇間國際電信線は豊原より内路を経て國境を縦斷し北樺太アレキサンドロフスクに達するものにして本邦と北樺太及大陸に發著する外國電報を疏通する。一日の取扱數は三十通内外である。

三、電 話

電話も電信同様其の利用率極めて高く海馬島、野寒、西内淵、南珍内の四局を除く全局（百局）に於て通話事務を取扱ひ外に二十六箇所の取扱所があつて全島殆ど聲の届かぬ所なしと云ふも過言でない。

電話交換業務取扱局は七十局、全郵便局の過半数以上に及び加入者も七千百餘名を數ふ。交換方式は豊原は自働式他は直列複式又は單式（小共電及磁石式）である。近時各種重要産業の勃興と拓殖の進展に伴ひ市内電話の需要増加せるを以て之が充足と交換方式の改善は焦眉の急を要するを以て整備擴充に關し目下企圖中である。市外電話回線は大體豊原を中心として構成され各局相互間連絡し得るを以て比較的交通便利なる本島に於ては之が利用に依る一般の利便は甚大なるものありて産業の開發上貢獻する處尠からざるものがある。一日の發信通話時數は六、〇六〇に達し近時益々増加の趨勢にありて回線輻輳を來せるを以て之が擴充を必要とする状態にある。内地樺太間連絡電話線は昭和九年十二月開通し現在豊原札幌間、豊原小樽間、大泊稚内間等に連絡されてゐる。通話區域は北海道各地は勿論青森、仙臺、東京、名古屋、京都、大阪、神戸、廣島、九州福岡迄に及び一日の發著通話數四一〇に達し尙増加の傾向にあるを以て回線増設の必要に迫られて居る状態である。

四、無線電信、無線電話

イ、無線電信

本島に於ける無線電信局は大泊及惠須取の二局にして大泊局は宗谷海峽、亞庭灣及オホツク海方面のものと又惠須取局は日本海北部及沿海洲方面航行の船舶を對手として交信し本島主要産物たる木材、石炭、バルブ及海産物等を積取りの爲來航するものの利便に供し加之海上交通の安全を圖り以て本島開發上寄與する處

尠からざるものがある。右の外内地樺太間有線電信系の輻輳又は海底線不通時の通信杜絶に備ふる爲短波無線の装置がある。

ロ、無線電話

内地樺太間有線電話線が前述の如く輻輳緩和の要ある現状なると有線電話線が唯一の海底ケーブルに依存し罹障の際の通話杜絶の危険あるに鑑み、之が對策として内地樺太間連絡無線電話施設の必要を認め逕信省と協議し昭和十五年より繼續工事を以て超短波無線電話施設に着手中である。

五、放送無線電話

本島には從來放送局の設置がなかつた爲ラジオを聴取せんとするものは總て遠距離用の高級なる受信機でなければ聴取困難の爲普及遅々として進まず、昭和十五年度末は一萬四千餘の聴取者に過ぎなかつた。而して樺太は地理的關係上ソ聯の放送が強烈に感受せられ斯の如きは島民の思想上に及ぼす影響あると且又現下國策上より見るも島内に放送施設の必要を痛感せられるので日本放送協會と接衝の結果豊原放送局設置決定し鋭意工事を急ぎつゝありたる處竣功を見、偶々大東亞戰爭勃發直後香港島陥落のニュースに沸き立つ昭和十六年十二月二十六日を以て業務開始するに至つた。

爾來聴取者激増し昭和十七年九月末に於てはラジオ施設者數は二萬二千を突破し人口千人當五〇世帯數百に付二八・六を示して來たのであるが何分にも大東亞戰爭遂行に伴ふ放送電波管制實施の爲聴取困難な地域を生ずるに至り斯くては現下ラジオは單なる文化施設に止まらず重要な國家報導機關たるの使命を完遂する事不可能である爲島内各主要都市へ有線放送施設を行ふ可く目下企圖中である。

二、滿蒙支電氣通信事業

1. 滿洲電氣通信

一、一 般

滿洲國に於ける電氣通信事業は昭和八年設立せられたる滿洲電信電話株式會社が其の統合經營に當ることになり設立以來同社は國內電氣通信の一元的經營に乗り出し、施設の整備擴充に努め、着々其の成果を擧げてゐる。即ち電信取扱局所數は昭和十七年九月末一千六十七局にして創業當時の二・九倍、一ヶ年間の電報取扱通數は五千萬通を超え創業當時の五倍に達してゐる。電話交換局は二百六十局を超え、加入者數は十二萬を超える盛況である。對外通信にありては東亞電氣通信網の整備は勿論の事なるが更に伯林、羅馬との間には直通無線電信連絡を有し、又伯林との間には東京中繼に依り無線電話をも開始するに至つた。放送局數は現在十八局、内二重放送を実施するもの十六局で、放送聴取者は創業當時五千數百名に過ぎなかつたが現在に於ては四十七萬を突破するの盛況を示してゐる。尙滿洲電信電話株式會社の資本金及組織等に付ては附録電氣通信事業關係法人の概要を参照ありたい。

二、電 信

從來滿洲の電信は其の取扱制度及料金が非常に複雑で土地によつて料金が異なり、特に施設に於て北滿地

方は實に不完全なものであつた。會社は設立以來銳意之等施設の改善を圖り、全滿洲通信網の一元化と料金の合理化に努力する一方物資節約及事務簡捷の目的を以て著信原書の廢止、電報名宛の簡約等一般に電信事業の改善を圖ると共に有事に備へて防空通信の取扱をも開始する等着々その實績を擧げて來たが、其の後治安の確立と日滿兩國間の政治的緊密化に伴ひ事變以後の休止局の復活、新興各地の事務開始、間島地方に於ける朝鮮側施設及北鐵沿線施設の讓受等の外、鐵道總局管下の國鐵沿線主要驛に電報取扱所を設置する等局所数は逐年増加し、昭和十七年九月末一千六十七局に達し、之を前年同月に比すれば一一八局所に、創立當時に比すれば二・九倍の増加である。

電線路は延長七萬二千九百九十九軒、ケーブル延長二千三百三軒で回線数は昭和十七年三月末現在六五八回線となつてゐる。東亞各地域との間の通信連絡に付ては日滿支間關係の緊密化に伴ひ特に其の整備に意を拂ひ、毎年有無線回線の新增設を爲し來つた。

日本方面との通信連絡は長崎、佐世保への海底線と東京、大阪、下關及福岡への直通線があり、亦朝鮮とは京城、新義州、平壤、清津、中江鎮、滿浦鎮、三峯、南陽、惠山鎮等と直通連絡をしてゐる。更に東京、大阪、京城とは無線施設に依る連絡もあり、之等回線に依り一日約三萬通の電報を疏通してゐる。

支那方面との通信連絡は事變勃發に因り一時杜絶したが、漸次之を復舊し現在に於ては滿洲及華北の各都市間に有無線連絡があり、和文電報の取扱地域も皇軍占據地域の擴大と治安の確立に伴ひ増加し現在に於ては北京、天津を初め約二百十箇所に上つてゐる。蒙疆との間には無線連絡を有し和文電報の取扱地域は張家口を始め約四十箇所である。華中との連絡は從來日本内地經由にて上海との間に和文電報を取扱つて來たが昭和十三年滿洲中支間に直通無線連絡を開始し、和文電報取扱地域は現在上海、南京等五十七箇所である。而して右取扱地域は皇軍占據地域の擴大に伴ひ漸次擴大せられるものと思はれる。

南方との連絡は從來日滿兩國より南方諸地域宛の電報は歐文國際電報一本建であつたが昨年十二月大東亞

戰爭勃發と共に一般通信は杜絶するの止なきに至つた。其の後皇軍占據地域の擴大と治安の確立に伴ひ本年七月五日よりマレー、スマトラ、北ボルネオ、ジャワの各地、八月一日よりマニラとの間に東京又は大阪を中繼として和文電報の取扱を開始するに至つた。

電信機械に關しては主として高等通信機の整備擴充及老朽機械の取替に力を注ぎ有線電信機械裝置座数は最近一箇年間三百五座を増し一千五百八十八座となつた。

電報取扱通數は會社創立以來累年増嵩の一途を辿りつつあつたが、就中滿洲における國家計畫の遂行、更に今次支那事變を契機とせる大東亞建設工作の目覺しい躍進等現下非常時局の進展を反映し一ヶ年の取扱通數五千萬通を超過するに至り創立當時の約五倍の増加を示してゐる。

電信収入は電報通數の増加に對應して激増し一ヶ年間の収入千二百五十二萬圓にして昭和十五年の一千萬圓に比し二・五割、昭和九年の四百五十萬圓に比し二七・七割の増加となつてゐる。

三、電 話

滿洲に於ける電話事業の經營形態は滿洲國成立以前は甚だ複雑で國營の外、縣營、民營、官民共營等の地方電話が亂立し、施設も不完全なものであつた。會社は創立當時電話事務取扱局所二百四十八局を引繼いだ其の後毎年之等電話の買収、休止局の復活、新規開局等統合改善に努力し來つたが昭和十三年末に於て大體完了し、其の統合せる局所數百三十二、加入者一萬四千に達してゐる。現在電話取扱局所數は五百五十一局となり加入者數も十二萬を越え共に創立當時の約三倍の激増となつてゐる。

無裝荷ケーブルの施設は日滿間連絡の緊密化を圖ると共に一朝有事の際萬全を期するため、遞信省及朝鮮總督府と協議の結果地下ケーブルを以て日滿有線連絡を施設することとし、昭和十年工事に着手して以來漸次之を完成し昭和十五年七月には日滿國首都を直接連絡せらるることとなり、東亞通信史上劃期的躍進を見

るに至つた。日本内地との連絡は前記有線連絡の外東京新京間等に無線連絡があり通話も明瞭で利用数の増加と共に回線も増設されてゐる。朝鮮との間には従來多數の電話回線を有してゐたのであるが昭和十六年四月には臺灣との間に直通無線通話を開始した。華北との間には有線連絡回線を有して通話を取扱つてゐたが華中との間にも昨年四月一日より直通無線通話を開始するに至つた。

市内電話線路は延長五萬二千六百六十一軒、架空及地下ケーブル延長二千三百八十五軒で手働式市内交換機は前年度に比し七十五臺を増加し現在装置數六百四十五臺である。自動交換施設に關しては昨年度中實裝回線一萬五千七百を増加し、現在實裝八萬八千八百回線となつた。市外電話施設に關しては日滿ケーブル東京新京間竣工に伴ふ對日電話連絡の擴充及重點主義に基く國內殊に東北滿洲電話網の整備強化により市外電話線路延長十二萬一千二百七十六軒、ケーブル延長一千六百七十六軒となつた。之を回線數に付て見れば現在八百五十三回線にして最近一ヶ年に於ける増加數は百五十七回線である。市外交換機は大市外、小市外及三號C市外交換機を合し現在装置數二百七十三臺にして前年度に比し三十四臺の増加である。又搬送電話裝置に於てはチャンネル數七十九を増加し現在百五十七チャンネルである。

加入者數は創業當時三〇、七六四名であつたが昭和十年末五萬餘名、十三年末八二、六三〇名に飛躍的に増加し、十四年末九三、三一四名、十五年末一〇七、七〇八名、十六年末一一一、六八三名、更に十七年六月末現在においては二二〇、〇二四名を算ふるに至つた。これを民籍別に分類すると日人七一、三二二名、滿人四七、六六八名、外國人一、〇三四名で、日人五九%、滿人四〇%、外人一%の比率となり滿人の占むる割合は昭和八年末の三四%より遙かに向上しその増加率は日人のそれと比肩し得るに至つた。

現在一千以上の加入者を有する都市は大連、奉天、新京哈爾濱の四大都市を始め旅順、鞍山、撫順、錦縣、安東、營口、吉林、牡丹江、佳木斯、齊々哈爾、海拉爾等合計十五都市あり、其の加入者數は全加入者數の六七%強に當つてゐる。尙最近一ヶ年間に於ける市外通話發信時數は一千百三十九萬二千六百五十七にして

前年に比し一割四分弱の増加を示し日滿通話は發信時數九萬七千五十一にして前年度に比し二割四分弱の増加を示してゐる。

この結果會社収入の大宗をなす電話収入は、回線及加入者の増加に代つて増勢の一途を辿り初年度七、三二〇、二〇二圓に對し最近一ヶ年の収入三一、七三一、一三八圓となり、四、三倍の増加を示し其の成績極めて良好である。

四、無線電信、無線電話

イ、無線電信

滿洲における無線電信は對船舶無線通信の外陸上相互間の固定地通信に利用され非常時災害による國內主要都市間有線杜絶の際の萬全を期し、之等の土地所在の電報局に夫々無線電信を裝置し一定の連絡系統に従つて通信してゐる。創業當時は大連に於て對船舶業務を取扱ひたる外、固定地通信は大連、奉天、新京、哈爾濱を中心に十五回線に過ぎなかつたが、滿洲の如く土地廣大にして且水害の多い現狀に於ては、國內連絡は有線のみ據り難い事情があり、會社は銳意施設の改善擴充に努め、北滿及熱河の各地に多數の無線局を裝置し其の數合せて七十五局、之を以て有線電信網と相呼應し内外の通信を擔當してゐる。

ロ、無線電話

無線電話は當初皆無であつたが、昭和九年三月新京無電臺の竣工により新京東京間に無線電話回線を設け日本の主要都市各地と滿洲の重要都市とを連絡するに至つたが、日滿間の密接な關係に鑑み其の後増設し通信の需要増加に應じてゐる。更に最近に至り上海、臺北との無線電話連絡を開設し又大連に於て對船舶無線電話業務を開始したが昨年八月十日よりは東京中繼により新京伯林間滿獨無線電話の取扱をも開始するに至つた。

五、國際電氣通信

國際電信連絡は現在無線のみである。而して對獨、對米通信に付ては舊政權時代の協定を其の儘踏襲し、奉天無電臺において連絡してゐたが昭和九年三月新京無電臺の完成と共に奉天に代り強力優秀なる送受信装置を以て伯林及桑港との通信を行つてゐる。更に昭和十年には佛蘭西のラジオ、フランス社との間に協定を結び通信連絡に當つてゐたが昭和十五年巴里陥落と共に通信杜絶中である。又桑港との通信連絡も昨年十二月八日大東亞戰爭勃發と同時に杜絶の止むなきに至つた。一昨年度滿獨間無線通信協定が成立し更に昨年五月新京羅馬間に對伊直通無線電信連絡の開始を見る等對樞軸國通信網は一段と確立強化されたが將來更に之が擴充をなすべく企畫してゐる。ソ聯との通信聯絡は北鐵接收と共に滿洲里ダウリヤ間及哈爾濱浦鹽間の電信連絡業務を繼承したが未だ之が實施に關する細目の協定が出来てゐないので正式通信協定が締結せらるる迄の措置として鐵道總局に委託取扱をしてゐる。尙最近の情勢では正式協定は困難であると思はれる。

對外電話連絡は從來東亞各地域以外の地との直通連絡は皆無であつたが昭和十六年八月十日より伯林との間に東京中繼により通話取扱を開始した。現在利用數は僅少であるが歐洲の政情安定を得れば利用數も増加し通話區域も漸次擴大するものと期待される。

六、放送無線電話

昭和八年九月會社設立當初における放送設備は舊設備を繼承した大連、奉天、新京、哈爾濱の四局にすぎず、且極めて小規模のもので聴取者も大連の約五千數百名に滿洲國內の數百名を合し約五千八百名程度であつた。當時國內情勢は治安肅然ならず一般民衆亦建國の大義に通ずるもの少く而も北方のソ聯、南方の支那は其の大電力放送により頻りに國內民衆に對する反滿抗日の宣傳をなし滿洲國の健全なる發達を阻害せんと

した。會社は其の特殊使命に鑑み之等の反滿抗日放送に對抗し且放送による國內民衆の指導、治安確立の大使命を果す爲放送施設の緊急擴充を計畫し第一着手として新京に放送局を新設した。續いて哈爾濱、大連の電力増強を行ひ昭和十二年に於ては安東、牡丹江、承德の三局、同十三年には齊々哈爾、佳木斯、延吉、黑河、海拉爾の五局、十四年には營口、錦縣、富錦の三局、十五年には通化、十六年には北安、本年三月東安に夫々開設せられ合計十八局となり、其の内二重放送（日滿語別）を實施するもの大連、奉天、新京、哈爾濱、安東、齊々哈爾、海拉爾、錦縣、營口、北安、佳木斯、承德、牡丹江、黑河、通化、延吉の十六局で送出電波數は四十三波長に達してゐる。

滿洲に於ける放送番組編成の基調は、日滿蒙露の各民族の分布を考慮し之に適應した放送をなすにあるが此の爲には一局一波長では不充分で二重乃至三重放送が必要となつて來る。放送用語も日滿兩語の外複合民族形態に適應する如く朝鮮語、露西亞語、蒙古語等を使用してゐる。

滿洲の放送に特異のものは廣告放送である。廣告放送は昭和十一年十一月より實施以來相當の收入を齎し利用者の地盤も略固まりつゝあるが、乍然時局の緊迫化に鑑み放送制度にも現時局下の國策的要求を徹底せしめる見地より自發的に廣告放送を間接放送に制限することとなつた。

聴取者數は放送事業の整備と共に逐年増加の一途を辿りつゝあるが、昭和十一年末大量獲得運動を起し滿洲に適應せる受信機の直營販賣を開始した結果増勢に拍車をかけ昭和八年末八〇四三人の聴取者は十二年末に於て一躍八萬八千を超へ十五年末三十四萬、更に本年六月末四十七萬を突破するに至つた。民籍別による比率は日人四五%、滿人五四%、外人一%にして之を昭和八年の日人八九%、滿人五%、外人五・八%に比すれば滿人の増加率が顯著に目立つてゐる。

對外放送は今次支那事變に際し蔣政權の逆宣傳に對抗する爲に生れた大連放送局が最初である。其の後支那における新政府の確立に伴ひ防禦的體勢より積極的體勢を執り昭和十四年には大連放送局を廢して新京に

短波放送を開始し更に十五年度同じく一臺を増設して獨、露、英、支、蒙語により極東一圓、南支、歐洲、北米、西部方面に滿洲の現狀を正確に認識せしむべく國際電波線に参加して嚴然たる日滿兩帝國の立場を全世界に宣揚しつゝあるが、更に東亞共榮圈內各國との交驛放送をはじめ樞軸國との交驛放送を益々積極的ならしめ本年一月十五日には伊太利との間に滿伊交驛放送協定を正式調印する等着々として所期の目的を果しつつある。

この外滿洲放送の特殊事業の一つに放送宣傳自動車がある。これは一昨年より計畫されてゐたものであるが昨年漸く之が完成を見たもので全滿邊陲地に文化の惠に浴せぬ民衆へ放送實施によりレコードを放送し傍ら映畫をも上映するもので一臺は放送實施用、他の一臺は事業宣傳並受信機販賣に供されてゐる。

2. 蒙疆電氣通信

蒙古自治邦の電氣通信事業は昭和十二年八月皇軍占據と同時に軍管理の下に運営されてゐたが昭和十三年四月蒙疆政權の手に復し獨自の通信として發展し來つた。一般に電氣通信事業は國家活動の手段である以上通信政策に於ても將亦經營形態に於ても蒙疆の通信が蒙疆の有する特殊性に合致する様指向されるのは當然である。従つて各種の點に特異なものが多い。其の主なるものは高度國防國家の要請により國防治安を第一義とし、公衆通信を第二義とした點である。即ち軍用、警備用の通信施設を主とし、公衆通信を従とし、而も之等を一體的に建設運営し平戰兩時に備へて居る。其の經營形態は郵政、電政の兩事業を合同して官廳經營とし電氣通信は民有國營の形態を採つて居る。交通總局（従來の郵電總局は昭和十六年六月一日機構改革に依り解消）は郵電兩政の經營官廳であり、蒙疆電氣通信設備株式會社は電氣通信設備を建設、維持、所有して之を交通總局の使用に供して居る。（蒙疆電氣通信設備株式會社に付ては別項電氣通信事業關係法人の概要参照）

本事業が今日迄歩み來つた足跡を顧みるに昭和十三年二月蒙疆聯合委員會は郵電總局を開設して郵便、電信、電話、放送等の運営に當らしめ通信事業の有機且經濟的運営を期した一方電氣通信の高度資本性に鑑み蒙古特殊法人たる日蒙合辦の蒙疆電氣通信設備株式會社を設立し、邦内に於ける一切の電氣通信設備の建設維持を爲し之を所有して所要の使用に供せしめることにした。即ち蒙疆電氣通信設備株式會社は公衆通信は勿論鐵道事業用、警備用等其の他一切の電氣通信設備を建設維持所有し各其の用に供して居る。

郵電總局及蒙疆電氣通信設備株式會社は昭和十三年四月察哈爾作戰軍より其の業務の一切を繼承して各種通信施設の擴張改良をなし來つたもので其の主要なる事績を擧ぐれば次の通りである。

先づ第一着手として引繼當時殆んど腐朽状態に在つた一切の施設を應急的補強をなし、次いで京包鐵道沿線の電線路の改築工事張家口、大同、厚和の市内電話改式工事を初め市内電話の新増設工事、對日本及對滿洲の無線電信施設或は張家口及厚和放送局の擴充等、業務の擴張、設備の整備等之を引繼當時に比較すれば事業の發展は隔世の感がある。即ち引繼當時の昭和十三年三月末現在に比すれば、電信電話線の線條總延長は二、九八七杆より二二、六二〇杆に飛躍し、其の中警備電話線は約一五、〇〇〇杆に及んでゐる。電信は一年間電報總通數五十一萬通より百三十六萬通に激増し、中小無線施設の整備せられたもの約七十基に及びその内四十數基は警備用に使用せられてゐる。

對外無線電信としては昭和十四年七月一日對東京三キロワットを新設し、對奉天は五百ワットを一キロワットに強化した。昭和十五年五月よりは鐵道二一驛にも電報取扱を開始した。電話加入者は舊設備引繼當時の一、二二七名より昭和十六年三月末四、二三八名に増加し、張家口市内電話は昭和十三年八月、大同市内電話は昭和十五年六月それぞれ磁石式より自動式化された。

昭和十五年十月一日より日蒙間に有線電話の開通を見共榮圏の紐帶を強化するに至つた。

昭和十七年四月一日より厚和も自動式となり同時に度數制を實施し張家口に對しても昭和十八年一月一日より實施する豫定である。尙昭和十七年十月一日より地方警備線を利用して公衆市外電話の取扱を開始し一般の利便に供してゐる。

放送は官營にして交通總局の管理に屬し聴取に關しては無料なるも地域的特殊性に鑑み蒙疆地域外の放送聴取を禁じてゐる。

放送施設は昭和十三年十一月張家口放送局を一〇ワットより五〇〇ワットに増強し、更に昭和十七年度中には五〇ワットを増置し、現用五〇〇ワットを現地語に五〇ワットを日語放送用として以て擴充強化の豫定である。尙豫て施行中の短波放送も近く開始の見込立ち當地域の地理的政治的重要性を充分に發揮し得ること

なる。亦厚和放送局は昭和十六年十二月二〇ワットより五〇〇ワットに擴充強化すると共に昭和十七年三月大同放送局を設置し五〇ワットを以て假放送中なるも、昭和十七年度中に五〇〇ワットに増強の豫定である。猶將來包頭にも新放送局を大同にも二重放送を實施すべく計畫中である。現在聴取者數は約三千にして各都市の主要街頭には擴聲器約三百個を設置して施政浸透民心の宣撫を實踐してゐる。

3. 華北電氣通信

一、一 般

華北に於ける電信電話無線電信無線電話事業は昭和十三年七月三十一日公布せられたる「華北電信電話株式會社條例」に據り昭和十三年八月一日設立せられたる華北電信電話株式會社が其の統制經營に當ることになり、爾來同社は銳意其の復舊、整備、統制に努力してゐるが放送事業に付ては昭和十五年六月華北廣播協會設立せられ其の統制運營に當つてゐる。

爾來華北に於ける電氣通信事業は躍進的に發展してゐるが、今試みに事變前の施設と現在の施設とを比較してみると次の如くである。

局 處 數	民國二六年	民國三十一年七月(昭和十七年)
電信回線	有線 二四七 無線 一五六	二九六 一三〇
電話回線	一五四	五四
	一五〇	二二二

即ち事變によつて殆んど壊滅に歸したる通信施設が四ヶ年の間に其の全部を復舊せしめたるのみならず之を遙かに凌駕して居る。

更に事變前に於ては事業の經營主體が國營はもとより省營、縣營、民營と亂脈を極めて居たので、之を整理統合し一元的經營を實施する爲に同社は幾多の犠牲を拂つてきたのであるが大東亞戰爭勃發を期として殘存せる専用通信、或は不法通信の統合撲滅を殆んど完了した。然して大東亞戰爭下華北の持つ兵站基地的役

割を遂行する爲に産業開發、治安強化の先驅として、現に着々と使命達成に邁進しつつある。
特に本年七月開始せられた軍作戦には華北電々社員を以て前年の第一通信作業隊に引続き第二通信作業隊を編成し軍通信線確保と其の建設に赫々たる戦果を挙げたることは同社の擔ふ特殊の使命を物語るものである。

本年度中に於ける主なる業務の概要を述べれば大東亞戦争の勃發と共に大東亞共榮圈に於ける經濟の自主的建設が要請せられ、爲に華北の持つ特殊使命は愈々之を強固ならしむるを要するに至つた。之が爲特に國防治安の強化に對する施設の擴充に重點を置くと共に舊來より持續せられたる重要資源の増産と華北自給經濟の確立とを期するに必要な各種通信施設の整備には特に重力を傾注することとした。就中、石炭増産、棉花、各種食料品等農産物の確保其他各種建設事業の進捗に即應する爲の通信施設の擴充は電報電話局の設置五五局處、電信電話無線回線の新増設六四件に達し之に併行して共榮圈内各地域相互間を結ぶ連絡回線の強化一五件等刻下深刻なる悩みを續けつゝある資材難を克服して克く通信施設の工夫改良に依る資材の節約を期する等彌々旺盛なる華北開發の促進に寄與する所あつた。

二、電 信

治安の恢復、産業開發の進展に伴ひ鐵道沿線から次第に奥地に向つて通信網が擴大せられた結果、電報取扱局處も昭和十七年三月末現在に於て二百九局に達し昨年度末に比し實に四五局を増加して居る。

電信回線は無線及海底線を含めて本年三月末には百八十三回線に達し前年同期に比して七十八回線を激増し其中、有線々路延長一三、七九〇・六軒海底線五四四・八四哩に及んで居る。日滿支各地に對してほ夫々有無線に依る連絡を確保し重要通信の疏通に遺憾なからしめて居る。

右の如き諸施設の躍進に伴つて電報利用の狀況も著しい増加を來して居る。即ち昭和十七年三月に於ける

有料電報發信數は約四十四萬通で前年同期に比し一割三分七厘の増加であり、會社創立當時に比すれば實に三、六倍に達する。右の中國國際電報は大東亞戰後約十分の一に減少してゐるのに反し、東亞電報が著しく増加してゐる事は大東亞共榮圈確立の一翼として兵站基地華北に於ける經濟活動の發展、華人の經濟復興、文化の向上とを如實に物語るものである。昨年十月國內爲替電報の取扱が開始せられ、同社獨特の贈呈金添附電報制度と相俟つて、國內送金制度の利便が増進せられ本年三月には兩者合計二四九七通に達してゐる。従つて電信收入も通數の増加に伴つて順調に増加し來りたるも本年三月に於ける收入は七拾八萬七千圓で前年同期に比し一分五厘の減少である。之は國際電報料の九割二分五厘の減少に因るものであるが、東亞電報料の五割二分三厘の増加に依りそれ程の減少を示していない。猶國語別に之を見ると和文六二%華歐文三八%の比率である。

三、電 話

治安の確立に伴ひ各種産業開發事業の進捗は電話の需要を愈々熾烈ならしめ會社は銳意之が擴充に努力し來つて居る。

電話事務取扱局處は昭和十七年三月末に於て一八八局に達し前年同期に比し二十六局を増加し、電話回線は二百六回線前年に比し三十九回線の増加である。電話回線延長は二六、一五〇軒（亘長一三、九九八軒）を示し躍進の跡顯著なるものがある。

電話加入者は三月末に於て五九、〇五六名に達し、前年同期に比し六、二七〇名の増加である。之を國籍別に見ると日人四〇%、華人五五%、外人二%其他三%となる。之を前年同期に比較すると日人は總數に於て一割四分の増加なるも比率は變らず、華人も總數に於て一割四分の増加なるも比率は變らないが、敵性國人の退場と共に外人が總數に於て四割三分、比率に於て二分の減少を示して居ることは大東亞戰の結果とし

て當然の歸結であると共に日華人の加入者の比率が人口の比率に照す場合所謂華北の特異性を良く物語るものと謂ひ得るであらう。

次に電話利用状況を市外通話度数に見ると三月發著信合計四五八、五〇〇度となり前年同期に比し二割一分の増加である。管内通話に於て二割一分二厘、華中通話が驚異的に二〇四割、華蒙通話一割五分、華滿通話五分の増加を示して居るのに反し、華日通話は三割三分五厘の減少を示してゐる事は一見奇異な感じが現れるが事實は華北の持つ自主性を示す好資である。

孰れにしても電話収入に於て三月分一、九五七、一七八圓に及び前年同期に比し實に一二割三分九厘の増収となつてゐると言ふ事は經濟活動の順調なる伸展を示すものにして、諸物資統制、資材入手難に拘らず愈々華北の開発が本格的となり爲に電話の需要も益々熾烈なる要望となつてゐることが窺はれる。

四、無線電信

現在無線電信設備を有する電報局は皇軍占領地域の主要都市を網羅し其の数は二三局。無線回線数は五二の多きに及んでゐる。之は作戰地區たる華北の特異性に基くもので順次有線化されつゝある事は論を俟たないが尙當分の間は非常災害等に依る有線障礙時に於いて萬全を期する爲の地位を存続する必要があるであらう。

一方華北と東亞共榮圈を結ぶ無線連絡は對日本、滿洲、朝鮮及華中間に整備せられ有無線相俟つて遞増する通信の需要を極めて圓滑に疏通せしめてゐる。

海岸局業務に關しては現在天津、青島、芝罘及連雲港に海岸局を有し共榮圈内の海上に於ける生命、財産の保全に完璧を期してゐるが殊に大東亞戰爭勃發後は共榮圈内に於ける海上輸送の重要性に鑑み、輸送船の航行を確保する爲敵潛水艦に對する防衛に極めて重要な役割を果しつゝある。

五、放送無線電話

1、設立事情

昭和十二年七月支那事變勃發するや天津駐屯軍は占領地域内所在各放送局の反日的放送の停止或は施設の閉鎖を命ずる等敵性放送の抑壓に努め傍ら滿洲電信電話株式會社をして天津に一キロワット放送局の建設及運営を擔當せしめ斯くして華北放送の新生を見るに至つた。

其後事變の全面的擴大に伴ひ敵側の虚構煽動を制壓し以て皇軍の戦捷と民衆宣撫の真相を明かにし皇軍出動の大義を顯示し眞乎の日滿華親善の新政態を中外に宣揚し併せて内地同胞に大陸聖戰の巨歩を知らしむるため同年九月大電力放送を北京に施設し日本放送協會をして之が運営に當らしむることとなり、又北支軍に於ては同年十一月「北支放送暫定處理要綱」を制定し北京大電力放送を樞軸とし華北全域に渉る放送の新管理體制を整へたのである。

斯くして日本放送協會派遣員に依り昭和十三年一月一日五〇キロワット大電力放送を北京に開始し爾來華北要衝の地に逐次放送施設を擴張すると共に北京放送は更に十五年五月一〇〇キロワット放送増強に至つたのである。

日語放送は昭和十三年一月先づ北京に實施し華北在留邦人の啓發と銃後意識の昂揚を圖り逐次天津、濟南、青島、太原と夫々放送を開始した。尙第三國系放送は天津に在りては事變勃發と共に閉鎖されたるも北京に於ては依然として英、米、伊各國系の放送局が運営されつゝあつたので放送の一元化を實現するため昭和十四年九月彼等第三國系放送の立場を覆し逐次買収に應ぜしめ昭和十五年十二月百利維電臺（伊國系）の閉鎖を最後として華北に於ける第三國系放送は全部其の跡を絶つに至つた。斯くの如く華北の放送事業は應急措置より漸次恒久的態勢へと移行し昭和十五年六月廿四日華北政務委員會より「華北廣播協會條例」が公布せ

られ同月廿九日中華民國財團法人華北廣播協會の設立を見爾來華北廣播協會は各種施設の整備を急ぎ支那事變に隨伴し早くも四年有餘を経過し東亞新秩序建設より大東亞共榮圈建設の國家的大業に順應し大東亞戰爭完遂の爲め着々其の使命達成に努力を拂ひ活躍を續けて居る。

口、事業概況

(1) 放送施設

所在地	施設名稱	呼出符號	用語別	電力(W)	周波數(KC)	放送開始期日
北京	中央北京	XGAP	華、日、華、洋	一〇〇、〇〇〇 五〇〇	六四〇 九五〇 一、三五〇	昭和十三年一月一日 昭和十三年一月一日 昭和十四年九月一日
天津	天津	XGBP	華、日、華	五〇〇 一〇〇 一〇〇	六二〇 一一一〇 八二〇	昭和十二年八月一日 昭和十四年六月二十日 昭和十七年二月十一日
濟南	濟南	XGCP	日、華	一、〇〇〇 五〇	八六〇 一一〇〇	昭和十三年三月二十一日 昭和十五年一月一日
青島	青島	XGDP	日、華	五〇〇 五〇	一一五〇 七〇〇	昭和十三年三月二十一日 昭和十四年十二月一日

昭和十三年一月日本放送協會により通縣雙橋に電力五〇キロワット放送機を應急施設し十五年五月電力一〇〇キロワットに増強すると共に爾來聽取者の誘導を計るため華北主要都市の街頭或は比較的出入多き場所を選び約三千臺の受信機を取付けたが更に積極的開發を計る必要上協會に於ては受信機の直營配給所を設置し標準型十一號(三球式)及三號A(四球式)を大量發註し更に最近十三號型の入荷をも見る等聽取者の普及に努力中である。

尙華北に於ては在留邦人に對し昭和十五年六月十五日領事館令に依り「放送無線電話受信機登記規則」公布施行せられ華人に對しては民國廿七年十二月行政委員會令に依り「廣播無線電話收音機登記規則」が公布

(2) 放送聽取施設

運城	開封	徐州	唐山	石門	太原
運城	開封	徐州	唐山	石門	太原
XGJP	XGKP	XGIP	XGGP	XGEP	XGFP
日、華	日、華	日、華	日、華	日、華	日、華
五〇〇	五〇〇	三〇	五〇	五〇	五〇〇
八一〇	六八〇	一、〇〇三	一、一三〇	七八〇	七二〇
昭和十四年一月八日	昭和十五年八月一日	昭和十三年十二月四日	昭和十二年十一月二十三日	昭和十三年五月五日	昭和十五年一月二十六日

せられ登記制を執行したるも不徹底の嫌ひあり北京特別市外二三都市に於て一部実施を見たるのみにて華人登記数の如きも明かならざりしも北京の登記數約五萬より推算して華北全域の聴取者は二十萬を下らざる見込であつた。然るに今回日人に對しては昭和十七年五月二十日北支各館共通館令により「放送聴取用無線電話取締規則」が公布せられ華人に對しては民國卅一年五月二十日華北政務委員會訓令により「收聽廣播用無線電話暫行辦法」が公布せられ前述の登記制に代り許可制を實施し之に伴ひ差向き北京、天津、青島の三特別市に於て六月一日より聴取料金を徴收することとなつた。右三特別市に於ける現在の加入者數は約十五萬である。

(3) 放送事項

北京、天津、濟南、青島、太原の五局は既に日華別二重放送を實施してゐるが其の他の各局は一波長を以て時刻別に日華語混淆の放送番組を編成してゐる。

4. 華中電氣通信

(本項は資料入手の都合に依り放送無線電話を除き昭和十六年度のものに據れり)

一、一 般

華中に於ける電氣通信事業は維新政府交通部令「華中電氣通信股份有限公司ニ關スル件」に據り昭和十三年七月三十一日設立せられたる華中電氣通信株式會社が其の統制經營に當ることになり、爾來同社は今次事變に因り損害を蒙りたる電信、電話、無線電信及無線電話の復舊に鋭意努力してゐるのであるが、放送事業に在つては昭和十六年二月二十二日中國廣播事業建設協會(中國放送協會)設立せられ既設の放送施設を繼承して放送業務を開始した。

華中電氣通信株式會社は營業開始以來中支那に於ける治安の回復、政情の安定化に並行し、經濟、産業の復興狀況に適應すると共に一面陸海軍の戦後工作の要求に即應することを期し、今次事變に依り甚大なる損害を被りたる中支通信機關の復舊建設に努力したる結果昭和十六年九月末現在、電報電話事務取扱局處一〇五、電信電話回線約一三〇、電報取扱通數一ヶ月約六十萬通、電話加入者約一萬七千名、市外電話發信度數一ヶ月約七萬五千通話の成績を見るに至つた。

放送事業は中支に於ては今尙重慶及第三國系の施設が多數播居し敵性電波を發射してゐる状態であるが中國放送協會は南京、上海、漢口、杭州、蘇州及寧波に放送局を有し之等敵性電波に拮抗して重慶側デマ宣傳の摧破、支那民衆の啓蒙、皇軍及在留邦人の慰安等に努力してゐる。尙華中電氣通信株式會社の資本金、組織等並に中國放送協會の組織に付ては附録電氣通信事業關係法人の概要を参照ありたい。

二、電 信

電信網は上海國際電臺（眞如送信所、劉行受信所）を中心とし内は長江流域の中支那政治經濟上の要地を連絡し外は東亞及諸外國の主要都市を繋いでゐる。尙南京及武漢に小中心を設定し附近重要地點との連絡に當つてゐる。東亞方面に對する連絡は東京、大阪、天津、北京、青島、廣東等の八方面の無線連絡を有し外に南京徐州間の有線回路を運營してゐる。管内各地との連絡は上海、南京、蕪湖間、上海杭州間、南京蚌埠間を除くの外主として無線連絡に依り回線總數有線三八、無線五三を有してゐる。

電報事務取扱局は昭和十六年九月末現設在九二局に達した。通信従事員は主に日華人であつて共存共榮の實を擧げてゐるが施設の膨脹に伴ふ通信有技者養成の爲上海に電信學院を興し華人の養成に當る一方日本の遞信講習所等に委託して日人有技者の養成を圖りつゝあるが幹部社員は多く遞信省の派遣に俟つてゐる。

電信利用狀況を發著地域別に見れば中支相互間が約半數を占め中支北支間、中支日本間が之に次ぎ中支南支間、中支滿蒙間、中支外國間の順である。之を電報の種類より觀れば總數に對し和文電報が約五四%華文電報が約三四%歐文電報が約一二%であつて邦人の大陸進出を如實に物語つてゐる。

尙日支間の緊密關係に對應し日支共存共榮に資する爲日支間無線寫眞電報事務を開始しニユース寫眞の傳送に當つてゐるが近く一般寫眞電報の取扱を開始する豫定である。

本公司に於て採用してゐる電報取扱の制度は從來支那に於て行はれた所を經とし日本に於ける電信制度を緯とし之に大東亞建設途上に在る特殊事情を加味したもので大體に於て日本と大差ない。殊に昭和十六年四月東亞電氣通信に關する業務協定實施の際國內に於ける諸制度を之に一致せしめ可及的東亞圈内各事業者と同一歩調を採ることとした。而して現地の特殊事情に依り電報營業上特異の現象を呈してゐる諸點を擧ぐれば左の如きものがある。

- (イ) 國內電報料金は圓建（軍票）に據つてゐるが法幣に依る料金は軍票對法幣の市中相場を斟酌して時々換算率の改訂を行つてゐること（昭和十六年九月末現在の換算率は軍票一圓に對し法幣二元五角）
- (ロ) 外國電報料金は法幣對外價値の變動に伴ひ時々「フラン」換算割合の改訂を行ひ法幣建を以て定めてゐるが法幣對外價値の下落に鑑み外國電報料金は一見著しく高額を呈してゐること（昭和十六年九月末現在一金「フラン」は法幣五元五角、軍票二圓二十錢）
- (ハ) 料金は現金收納の方法に依り軍票を以てするを原則としてゐるが土地の事情に依り法幣をも受付（特に上海、寧波）又多數の後拂利用者擁してゐること
- (ニ) 事變前より存在した外國系通信事業及事變後に發生した不法の通信施設は上海租界内を主として營業を繼續し居り電報營業上幾多の掣肘を受くること

三、電 話

華中電氣通信株式會社は上海、南京、杭州、武漢に自動式電話を、蘇州、無錫、鎮江に共電式電話を其の他各地に磁石式電話局を運營し、管内交換局總數一九局、加入者約一萬七千名を有してゐる。右の中無錫は中支に於ける重要な工業都市で本年一月本公司に買收統合したものである。最近一ケ年間に新設又は復舊したる局は南京北局、安慶、嘉興、同里等である。加入者を國籍別に分類すれば日本人五四%、華人四三%其の他三%で日本人が最多數であるが最近經濟建設の本格化に伴ひ華人の電話申込は急激に増加しつゝある然し乍ら國際情勢の推移に伴ひ電話の供給は益々窮屈となる情勢にあり近く電話加入の制限を實施する氣運に在る。

市外通話區域は市外電話回線の新設及通話取扱局の設置等に依り増加しつゝあり昭和十六年八月末に於て

は一七〇を數へ營業區域内の主要都市は殆ど之を網羅してゐるが現在尙民營に委ねられてゐる都市電話をも追々統合し、之等と結合する市外電話回線も整備する運となつてゐる。市外電話回線の九月末現在數は實回線二五、搬送回線六、重信回線二、にして其の線條延長は四、七〇〇餘軒に達してゐる。

昭和十六年八月中の市外電話取扱數は度數約七萬五千、時數約十萬四千であつた。中支北支間の通話は昭和十五年十月蚌埠、徐州間を開始し引續き南京と徐州、開封、濟南間を開始した。十六年八月中の北支との通話は度數四百餘、時數六百餘で逐次増加しつゝある。

尙上海には米國系上海電話會社が租界内に於ける電話營業權を有し現在約七萬の加入者を擁してゐる。華中電氣通信株式會社上海電話總局は、開北市中心、南市一體に電話加入者を有し、上海電話會社との間には市内通話接續の協定を結び相互間連絡通話を取扱つてゐる。

中支に於ける電話制度は大體事變前のものを踏襲し電話使用料は之を官公用、住宅用及營業用の三種に區別し電話加入に際しては架設料及保證金を徴してゐる。市外通話は現在の處普通通話乃至至急通話の二種を取扱つてゐる。

四、無線電信、無線電話

イ、無線電信

華中電氣通信株式會社は無線に依り多くの固定通信連絡を行つてゐることは前述の如くであるが移動無線通信業務は對船舶無線電信通信に限られてゐる。初め上海に短波及中波装置を併有する海岸電臺を設け、内外汽船を對手として之が通信の疏通に當つたが其の後國際情勢の推移に伴ひ外國船舶の來航は減少し一面東亞新秩序建設の進展に従ひ日本船舶の來航又は長江を運航するもの次第に増加したる爲十六年一月十五日南京に中波海岸電臺を設置し更に八月九日南京海岸電臺に短波装置を増設すると共に漢口に短波海岸電臺を設

置した。かくて新事態に即應する安全通信と一般公衆通信の疏通に遺憾なきを期したる結果各船舶は長江河れの地點よりも容易に連絡可能となつた。一方中支經濟復興に伴ひ新しき海運體制下に就航する中國籍船舶は増加の一路を辿りつゝあり、會社はその使命上新機構下に參集するこれら船舶を極力我傘下に糾合すべく努めつゝあるが一面實際通信上の必要に迫られ會社無線電報取扱所の設置を希望するもの漸次其の數を増し十六年九月末現在一四にして今後益々増加する情勢である。

而して上海海岸電臺に於ける昭和十五年度の業務成績は電報取扱通數一ヶ月平均約三千通、一日平均在圏船舶數三四隻にして之を前年度に比較すれば通數に於て四五%在圏船舶數に於て二一%の夫々増加である。

ロ、無線電話

日華間の無線電話通話は昭和十一年二月舊國民政府交通部に依つて創設せられ其の取扱は國際通話として三分間十五圓で取扱はれてゐた。此の日華通話は今次事變の爲一時休止となつて居たが昭和十三年十月二十日會社は遞信省との協定の下に東京上海間無線電話連絡を復舊再開し其の後日華間の緊密關係に鑑み更に回線を増設した。其の通話料金は三分時上海よりは七圓五十錢南京よりは九圓である。昭和十六年八月中に於ける日華通話發着度數は一五〇〇餘であつた。

尙十六年四月二日より大連、上海間に無線連絡通話を開始し華滿通話を取扱つてゐる。その料金は日華通話と同様で上海より七圓五十錢南京より九圓で本年八月中の發着度數は二〇〇餘であつた。

五、國際電氣通信

支那に於ける國際通信は早くより英米系通信勢力の浸蝕する處となつた舊國民政府は無線政策に依り對外通信自主權確立を企圖したが中道にして今次事變となり對外通信の中樞なる眞如送信所及劉行受信所は徹底的破壊を被つた。會社は昭和十三年一月軍に於て接收せる國際電臺を繼承し之が運営に當ると共に逸早く眞

如、劉行送受信所の復舊建設を完了し對外通信權の擴充に努力した結果左の如く多數の對外無線電信連絡を
 設定するに至つたが更に世界各方面にも通信路を設定すべく極力努力中である。中支と世界各地間の外國電
 報は之等無線電信連絡に依り疏通するの外東京、大阪の對外無線連絡を通じて日本經由に依つても取扱はれ
 てゐる又歐洲、南米等と比律賓、泰國其他東洋方面との間の電報の中繼取扱も相當數に上り、上海は東亞
 に於ける國際通信の大中心點を形成するに至つた。中支に於ける國際通信量の大部分は上海に集中せられて
 ゐるが南京武漢等にも若干の通信量がある。上海には事變前より海底線を経營せる丁抹の大北電信會社、英
 國の東方擴張電信會社及米國の商業太平洋海底電信會社があり又事變後簇生せる不法施設あり、華中電氣通
 信株式會社は之等に拮抗して對外通信の新秩序建設に邁進してゐる。

區別	對手地	開始年月日	通信取扱範圍
アメリカ方面	桑 港(RCA)	昭和十三年五月十四日	南北アメリカ、ヨーロッパ及アフリカ等
	桑 港(マツケイ)	昭和十三年五月十四日	大體右に同じ
	アエノスアイレス	昭和十六年八月一日	南米各國
	リオデジャネイロ	昭和十六年九月三日	南米各國
	マニラ(RCA)	昭和十三年二月十一日	比律賓群島、大洋洲、アジア南方方面
東亞南洋方面	マニラ(マツケイ)	昭和十三年一月十二日	比律賓群島、大洋洲
	香 港	昭和十三年一月十七日	中支那、北支那及滿洲と香港及澳門間
	サイゴン	昭和十六年十月二十日	佛領印度支那

ヨーロッパ方面	伯 林	パンコック
馬 馬	昭 和 十 四 年 五 月 三 日	泰 國
壽 府	昭 和 十 四 年 六 月 十 九 日	ヨーロッパ諸國及アフリカ洲の一部
	昭 和 十 五 年 十 月 十 五 日	大體右に同じ
		ヨーロッパ諸國

六、放送無線電話

中支那の放送事業は現に日支合作になる財團法人中國放送協會の專營する處である。同協會は夙に國民政
 府南京遷都以來、新支那建設協力の見地より事變勃發以來軍の建設運營にかゝる南京、上海、漢口、杭州及
 蘇州の各放送局を始め諸他放送機構の大部を繼承して昭和十六年二月設立せられ、爾來施設、電力の整備並
 に增強擴充、放送番組の更新充實及放送時間の延長を行ふと共に、重慶政權の覆滅並に和平建國の促進實現
 を目圖し、中支獨自或は日華滿三國の紐帶的聯携に依り活潑なる宣傳放送を實施し、北中南支を一體に結ぶ
 全支中繼「大東亞の時間」の開設等銳意新政府下に於ける電波宣傳網の急速なる強化確立を期しつゝある。
 一方從來兎角其の有する國際性の陰に隠れ對日誹謗の電波を放ち中支放送事業統合の痛たりし上海租界内
 三十有餘の外、支系民營放送局に就ても大東亞戰爭勃發するや皇軍の租界進駐に伴ひ英米系敵國電臺は直ち
 に閉鎖せられ、爾餘の大部は本年一月之を協會に於て買収したる結果茲に全く電波の肅清成り中支全域は名
 實共に和平電波の獨壇場たるに至つた。

如是劃時代的局面に處し、就中大東亞戰完遂上果敢なる對支宣傳效果の昂揚を期し目下協會に於ては強力
 なる短波放送施設の實現に關し着々準備を進めて居る。惟ふに其の有する處の絶大なる宣傳的意義に徴し、
 「ラジオ東京」と並んで明朗新中國の聲彈たる「ラジオ上海」が國際電波戦上にデビューする日の一日も早

からむ事を切望して止まぬものである。
因に現在協會の運営する施設を示せば次の如くである。

電 臺 名	呼 出 符 號	周 波 數	用 語
中央廣播無線電臺	X G O A	一、〇〇〇 六六〇 〇〇〇 K.C K-C	日 北 本 京 語 語
上海廣播無線電臺	X G O I	九、三〇〇 九〇〇 九、六六五 K.C K.C K.C	日 北 印 英 廣 上 本 度 東 海 京 語 語 語 語 語
漢口廣播無線電臺	X G O W	八〇〇 六〇〇 〇〇〇 K.C K.C	英 日 北 本 京 語 語 語
	*X Q H A	六三〇 K.C	日 本 語

一方聴取状況に就ては豫てより政府に於ても宣傳遂行上之が管理統合の必要を痛感し本年四月六日宣傳部令を以て「無線電收音機登記暫行辦法」を公布し聴取申告制度を確立するに至つたのであるが、現在迄の處上海、南京、漢口、杭州、及寧波等主要都市に於ける聴取數は未登記のものも含み概略十六、七萬と想定せらるゝ。

寧波廣播無線電臺	X G O N	一、一〇〇 K.C	日 寧 北 本 波 京 語 語 語
蘇州廣播無線電臺	X G O J	一、三三〇 K.C	日 蘇 北 本 州 京 語 語 語
杭州廣播無線電臺	X G O D	九九〇 K.C	日 杭 北 本 州 京 語 語 語
	X G O W	六、一〇〇 K.C	英 北 京 語 語

尙右に並行し從來全く放置せられ在つた短波放送聴取の禁止に就ても敵國の宣傳並に不法無線通信を防遏する爲日支協力の下に之が取締實施の運びとなり、九月二十九日國民政府令を以て「無線電收音機取締暫行條例」を公布すると共に、協會に於ては兩國政府の委託を受け十二月上旬以降中支全域約八萬の短波受信機の改造に著手する事となつた。

以後に聴取者の普及獲得に關しては本年初頭上海に之が直接實施機關たる中支ラジオ受信機配給組合の設立を見ると共に、爾來各地に日華外ラジオ業者組合結成せられ、之等各機關協力の下に第一次計畫として不取敢日本内地より局型十一號及十三號受信機五千臺を輸入し目下著々普及を進めつゝあり、更に昭和十八年度以降毎年一萬臺程度の中國標準型受信機の繼續的普及に就き目下計畫進捗中である。

5. 厦門電氣通信

(本項は資料入手の都合に依り昭和十六年度のものに依れり)

一、一 般

厦門島及其附近に於ける電氣通信事業は從來電信事業は國營、電話事業は民營に委せられて居たが今次支那事變に當り皇軍の厦門島を占據するや南支の關門を扼する同島の重要性に鑑み且同地が華僑の出入地なる關係上對華僑工作の必要上より同地の電氣通信事業は一日も忽せに出來ない爲軍の委託を受け臺灣總督府より通信隊を派遣し軍の需要に應ずると共に通信施設の復舊を圖り過渡的に公衆通信事務を取扱ひ居りたるが經營は單なる臺灣總督府の出張取扱でしかなかつたのである。其後日支兩當局の協力の下に漸次舊面目を回復しつゝあり更に背後大陸並對華僑工作の進展に伴ひ南支の關門たる使命に備ふべく日支間一聯の通信政策の必要上斯種事業も亦確固たる經營主體存立の必要を認め國際電氣通信株式會社が主となつて日支合辦の厦門電氣通信株式會社(厦門電氣通信股份有限公司)の設立を見るに至り昭和十五年十一月厦門特別市政府條例の發布を見同社は同十一月十日成立翌十一日より業務を開始したのである。同社は同島及其附近に於ける電氣通信事業を一元的に統合經營するものにして以下各項に於て述べるものは厦門電氣通信株式會社の事業概況であるが同社の資本金、組織等に就ては別項附録の電氣通信事業關係法人の概要を参照ありた

二、電 信

會社の營業地域は現在の處厦門島及其附近だけである關係上經營上可成り窮屈を感じるにも不拘同地は中

繼貿易港である特色に依つて電信利用濃度比較的に高く創設以來事業は順調に躍進を續けてゐる。會社設立前臺灣總督府通信隊の經營時代は日本内國電信制度を其儘準用してゐたのであつたが會社設立後も其運營方針を其儘踏襲し旁々左記の如き現地の事情に即應する措置を採つてゐる即ち

- (1) 華文電報の制を取入れ大體舊交通部時代の如く主として華人の利用に便せしめてゐること
- (2) 慶弔電報は差向取扱ひ居らず

(3) 料金は現金收納の方法に依り日本圓建を以つて主として臺灣銀行券に依り收納す等である。營業區域が狭少なる關係上取扱局處は現在厦門本局と鼓浪嶼の支局の二局だけで自社區域内相互間の發着は殆んどなく大部分は東亞信及外國信である。而して現在の處凡ての連絡は日本電信系を經由して居るが會社は迅速なる疏通と料金の低減を圖る爲上海、廣東、汕頭等の諸要地を連絡する通信網の結成に邁進しつゝあつて昭和十六年十一月には對上海の直通無線連絡の開始を見る運となつてゐる。

通信従事員は主として日本人であるが業務の仲展に伴ひ將來華人をも使用する必要あるを認め着々現地養成の方法を講究しつゝあるが幹部社員は主として日本の供出を受け居る現狀である。

電報利用狀況を發信のみ着地別に觀れば對日本のもの四〇%對中支二八%其の他の支那各地宛二三%外國信が九%であり又之を利用者の國籍別に觀る時は華人の二六%に外國人の二%を除く七二%を邦人が占めて居る事となる電報種別も東亞信の大部分が和文で利用せられて居る狀態でこれに依つて觀ても邦人の同地方に於ける進出振が窺われ日支兩國の共存共榮の新秩序樹立への力強き建設を物語つてゐる。

三、電 話

厦門鼓浪嶼兩島並に其附近の電話事業は從來厦門電信公司なる民間會社の經營下にあつたのが皇軍の厦門島を占領するや軍事上の必要に依り厦門島だけは電信事業と共に擧げて臺灣總督府通信隊の運營に委せられ

厦門電氣通信會社設立と共に同社に舊經營者より現物出資せられたもので鼓浪嶼にある局は同島が共同租界なる關係上未だ接收するに至らず現在の處同社經營の電話局所と謂へば厦門電話局一箇所だけである。該局は創設後二十數年の歳月を閱し外線及局内装置共に最早壽命も盡き使用に堪えざるを以つて本年度中には完成を見る様改装工事を進めつゝある。電話に對する需要も占領直後は軍の需要に應ずる範圍でしかなかつたが政治經濟の再建復興に伴ひ逐月増加し事變前の加入者五百に比し本年三月末現在では八一三加入を算へ八〇の未設滞積を見てゐる。斯る需要の激増は日本人の進出が主因を爲してゐるが又治安經濟復興並に對華僑作の進展に依るものであつて邦人進出及市況の復興の顯著なる狀況を如實に示してゐるのである。加入者を國籍別に分れば邦人が六〇九(無料を)加入で全體の七五%華人が二〇一加入で二五%弱外人が三加入で一%弱である。尙之を職業別に分れば貿易業者が一三〇名で全體の一六%を首とし官衛學校が一一九名で一四%強其他が七〇%といふ狀態で該地の中繼貿易港たるの色彩を明瞭に表してゐる。

加入制度も大體に於て日本と同様ではあるが異なる特色としては

- 一 加入申込は隨時受付原則として申込承諾の順序に開通せしめること
- 二 加入種類は現在の處一加入に就き一回線の所謂單獨加入だけであること
- 三 設備料として十圓の料金を徴收すること
- 四 電話使用料は月額を以て定め前月中に前納せしめる外何等の保證金を要せず且加入最低期間を設定せざる事

五 料金は日本圓建とし主として臺灣銀行券に依つて收納すること等である

通話は今の處對岸の鼓浪嶼とのみで他は連絡なく鼓浪嶼局は他社の經營に屬し加入者五百名程あるが厦門とは密接不可分關係にあるので兩地間の通話は無料としてあるを以つて市外通話に就ては謂ふべき事はないが同社では對臺灣を始め各主要地との無線電話の開設を企圖し努力中である。

四、無線電信

會社の行ふ移動無線電信業務は廈門電報局に於て短波及中波を裝置し海岸局業務を兼掌して居るに過ぎず通信相手も現在の處廈門港出入及附近航行の邦船が主であつて今の處あまり見るべきものはないが中繼貿易港としての同港の特色上將來大いに飛躍するものと豫想せられてゐる。

五、國際電氣通信

事變後に於ける同地方の國際電信は日本に發着するものを除き狹義の意味に於ける外國通信は主として外人の多く居住し及外國公館商社の多い共同租界たる鼓浪嶼に發着するものにして會社の取扱ふ電報總數の約一割を占めてゐる。その相手地も同地方が南洋華僑の故郷にして出入地なる關係で南方向が多く香港、マニラ蘭印等が重である。而して此等外國通信は全部日本の媒介の下に日本電信系を經由して行はれてゐるのであるが將來前記主要地への直通連絡を開設すべく豫定して居る。

三、外國電氣通信事業

一、國際電氣通信

イ、海底電信

海底電信網は今を去る二十年前迄は海外電氣通信の唯一の機關として多大の威勢を示したが、英國は夙に世界の各主要地を連絡する自國系の海底線網を組織し自國をして國際電氣通信の中樞たらしむることに成功した結果、此の點に於て立後れとなつた他國は自國系の海底線網を開設すること頗る困難となり、自國の對外國通信の多くが英國系の海底線網を經由することを忍ばねばならなかつた。然るに偶々出現した無線電信が短時日の間に驚異的發達を遂げ、之に依る各國間の直通通信が陸續として開設せられ好成績を擧げるに及んで、海底線通信事業は經營上に一大打撃を受け昔日の全盛の勢は漸く没し去り、今や其の一部の通信を維持することに腐心しつゝある状態であつて、海底線通信の技術上には多少の改良進歩があるにせよ専ら經營上の理由から線網の大擴張の如きは到底望み得ないことになつた。さは言へ某方面に在つては海底線事業擁護の爲に無線の進出を阻止せんと試みるものもあり、且該事業は數十年の久しき經歷を有するもの故今尙無線事業に對して勁敵たるを失はないのである。而して國際通信用の海底線は政府の經營に係るものもない譯ではないが、其の多くは隣國を連絡する比較的短距離のものに過ぎず、長距離のものは殆んど全く私企業の運営する所である。次に大東亞戰爭前に於ける海底電信線の状況を東半球、西半球に區別して概説して見よう。

- (1) 東半球 大體丁抹國大北電信會社（資本的に英國と深き關係がある）の電信線網と英國イースタン

電信會社及其の子會社の電信線網が各主要地を連絡してゐる。即ち大北會社は香港より上海、長崎を経て浦鹽に至る海底線（大東亞戰爭勃發後長崎上海間及長崎浦鹽間何れも杜絶中）及歐羅巴各地間の海底線を有し、聯邦橫斷陸線の運用と相俟つて六十有餘年間東亞及歐羅巴間通信の取扱をして來た。又イースタン會社は地中海經由英國印度間及アフリカ間（西廻）に、其の子會社イースタン・エクスプレッション會社は印度上海間及フィリッピン、布哇、濠洲間に海底線を有し、其の子會社及連絡會社の線網と連絡して歐羅巴、アフリカ及濠洲間通信を取扱ひつゝある。

(2) 西半球 英國のイースタン會社、ウエスタン電信會社、海底線及無線會社、パシフィックケーブルボード、佛國の佛蘭西海底電信會社、伊太利のイタロ海底電信會社、米國のウエスタン・ユニオン電信會社、商業海底電信會社、商業太平洋海底電信會社、オールアメリカ海底電信及無線會社等の海底線網が各主要地を連絡してゐる。即ち

イースタン會社は西廻の英國アフリカ間海底線を運営し、南阿に於て濠洲線と連絡してゐる。ウエスタン會社は歐羅巴南米間及南米（東廻）に海底線を運営してゐる。

パシフィックケーブルボードは加奈陀より濠洲に至る海底線を有し、加奈陀經由英濠間通信を取扱ひ又西印度に於ける海底線を運営してゐる。

商業海底電信會社及ウエスタン・ユニオン會社は歐羅巴北米間に多數の海底線を運営してゐる。

商業太平洋海底電信會社は桑港よりホノルル、ミッドウエー、グワムに至りグワムにて分れて一は小笠原島、他はマニラ經由上海に至る海底線を有し、東亞と米國との間の通信を取扱つて來た。（大東亞戰の緒戦に於ける皇軍のグワム攻略成功と共に其の機能を喪失す）

オールアメリカ海底電信及無線會社は中米及南米諸地方に多數の海底線を運営してゐる。其の他西印度地方に數個の海底線會社が其の海底線を運営しつゝある。

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線長（一九三四年現在）を挙げれば次の通りである。

國	別	海底線數	海底線長	國	別	海底線數	海底線長
英 國	佛 國	三 條	一、六〇〇 哩	ア 及	ラ ジ	三 條	一、七〇〇 哩
加 奈 陀	佛 國	三 條	五、九七 哩	ア 及	ラ ジ	二 條	二、二〇 哩
米 國	佛 國	三 條	一、三三 哩	ア 及	ラ ジ	二 條	二、二〇 哩
西 班 牙	佛 國	二 條	七、六四 哩	英 領	印 度	六 條	五、九 哩
アルゼンティン	佛 國	二 條	三、九六 哩	英 領	印 度	五 條	六、二五 哩
伊 太 利	佛 國	一 條	一、四八 哩	蘇 聯	義 洲	四 條	三、六五 哩
葡 萄 牙	佛 國	一 條	一、二八 哩	蘇 聯	義 洲	四 條	三、六五 哩
獨 逸	佛 國	一 條	六、三三〇 哩	コ ロ ン ボ		四 條	三、六五 哩

ロ、無線電信

無線電信は其の發達の初期に於ては主として陸地と海上船舶との間の通信並に海上船舶相互間の通信に利用されたものであるが、此の方面に於ける利用は連絡電線を必要としない無線電信の特異性に基くものであつて、現在に於ても無線電信業務の最も重要な役割はこの點に在ると考へられる。殊に先年海上人命安全條約に依り海洋航行の船舶に無線電信の施設が強制せられるに及んで船舶無線電信は飛躍的の増加を來したものである。無線電信は又標識及方位測定等の特殊方面に於ても其の威力を認められ、世界各文明國の沿岸には相次いで此の種の特殊無線局が施設せられつゝあり、更に近時航空事業の發達に隨ひ航空通信用無線設備の

普及も著しいものがある。

然るに無線は常に有線電信の企及し得ない海上との通信に於て右の如き著しい發達を見たのみならず、從來有線電信の獨舞臺であつた陸地相互間の通信にも亦有効に利用せられ得る事實が證明せられるに至つた。茲に於て列國は此の方面に於ける無線電信の重要性を認め、殊に海底線網の開拓に立後れとなつて苦澁を嘗めつゝあつた多數の國は、無線電信に依つて獨自の對外通信系を建設し以て國際通信上有利な地位に立つことを企圖し、本國と植民地との間は勿論、其の他通商關係等の密接な諸國間の直接無線電信連絡樹立に努力してゐる。此の傾向は其の後長足の進歩を遂げた短波装置の利用に依り益々助長せられ、既存の海底線網に對立して一大勢力を形成するに至つた。今其の概要を示せば次の通りである。

(1) 五大洲に於ける國際無線回路數

區別	亞細亞洲	歐羅巴洲	亞弗利加洲	亞米利加洲	大洋洲	計
回路數	三三	三四	三三	三九	二八	一三五

(2) 國際無線電信回路の官營及私營の別

官營	私營	計
六〇	五五	一三五

(3) 各國別國際無線電信回路數

國別	回路數	國別	回路數
米國	二六	佛領赤道	二五
佛國	二三	佛領非洲	二三
獨逸國	二三	葡國	二二
英國	二二	蘇聯	二二
佛領印度支那	二二	蘇聯	二二
佛領非洲	二二	蘇聯	二二
伊太利	二二	蘇聯	二二
西班牙	二二	蘇聯	二二
西リ	二二	蘇聯	二二
シリア	二二	蘇聯	二二
レバノン	二二	蘇聯	二二
シリア	二二	蘇聯	二二
レバノン	二二	蘇聯	二二
シリア	二二	蘇聯	二二
レバノン	二二	蘇聯	二二
シリア	二二	蘇聯	二二
レバノン	二二	蘇聯	二二

(1) 英國
主として陸地相互間の國際無線電信に付各國の現状(大東亞戰爭勃發前)を一瞥するに、

從來世界各地に自國系の海底線を有し世界電信上の覇權を握つてゐたが、無線電信に於ても自國通信系の擴張を企圖し、一九一二年早くも本國及海外領土を連絡する無線網の計畫を樹てたが大戦のため其の實施を妨げられた。其の後マルコニの研究に係るピーム式短波無線通信方式に依る「帝國無線計畫」を決定しマルコニ會社をして各地に無線局を建設せしめ、一九二六年(大正十五年)に開始した英本國及加奈陀間通信を初めとし、濠洲、南阿聯邦及印度とも同様の連絡を開設し政府に於て之を運用した。一方マルコニ無線會社は一九二五年自ら通信事業を行ふ特許を受け、南米、北米、歐洲諸國、埃及、日本、泰國等との間に通信連絡を開始した。然るに之等無線通信網の活躍は自國系の海底電信會社に對し經營上の大打撃を與へるに至つたので、

英國政府は之が調整策に付考究の結果一九二八年（昭和三年）右無線と海底線とを合同せしむることに決し、同年九月資本金三千萬磅の「海底線及無線會社」を設立し、同國の國際有線及無線電信は少數の官營無線局を除く外同會社をして統括經營せしめることとした。

次に無線電信に依る對外放送に付ても英國は逸早く之が利用に著目し、ルーター通信社に對しラグビー無線局及オックスフォード無線局の使用を許し、新聞放送は毎日十八回、經濟市況の放送は毎時間三回乃至十回之を行ひ一日百四十回を超える對外放送を爲しつゝある。右の放送は歐洲各國の主要都市に於ても最有効に利用せられてゐる。

(2) 來 國

米國は其の有する無線局數に於て列強に冠たるのみならず、世界各地との通信連絡に付ても東海岸に於ける紐育局及西海岸に於ける桑港局の如き大規模の局を有し、前者は英、獨、佛、其の他歐洲大無線局並にブラジル、アルゼンチン等の南米大無線局との間に、後者は日本、滿洲、比律賓、蘭領印度、ハワイ、佛領印度支那、中華民國等の大無線局との間に直接無線電信連絡を行つてゐる。右兩局は米國無線電信會社（通稱R.C.A.）の子有社たる米國無線通信會社（R.C.A. コミュニケーションズ）の經營する所である。R.C.A.社は歐洲大戰前米國最大の無線會社であつた米國マルコニ無線電信會社の後身であつて、一九一九年設立、爾後多數會社の特許權を獲得利用し無線機器の製造販賣其の他各種無線電氣關係の業務を行つてゐたが、其の規模の擴大するに及んで一九二九年（昭和四年）通信部を獨立せしめてR.C.A. コミュニケーションズとし他の業務と分離することとなつた。R.C.A.社は米國の老大な資本力を利用して南米、歐洲及二、三流國の無線局建設に參與し米國勢力の扶植に努める所があつたが、中華民國政府に對しても自社の無線機を購入せしむることに成功し、上海無線局を請負建設し一九三〇年（昭和五年）十二月前記桑港局と直通通信を開始した。之は支那事變勃發と共に休止したが一

九三八年（昭和十三年）八月より新に通信を開始した。

米國の對外無線電信事業會社はR.C.A.の外にも二三あるが最近國際通信界に進出目覺ましいものにマツケー無線電信會社がある。同社は國際電話電信會社（通稱I.T.T.）通信系統の一部を爲すものであつて、一九二九年（昭和四年）以來無線界にも進出し、今次大戰勃發前に於ては桑港紐育間其の他九個の國內無線連絡を初めとして紐育南米間、紐育歐洲間、桑港ホルル及マニラ間、桑港上海間、桑港東京間等の多數の直通連絡の外、前記I.T.T.の資本を背景として海外進出に努めてゐた。

又I.T.T.系統の有線電信會社オール・アメリカ・ケーブル・ソサエティも秘露國を中心として無線通信を各方面に開設しつゝある。尙情報頒布機關としては一九二七年（昭和二年）米國プレス・ワイアレス通信社と稱する米國新聞を代表する通信會社が設立された。同社は海外との新聞連絡を行ひ實費を以て業務を提供するものである。現在同社は十五の無線送信所を有し、其の内最も有力な局は紐育にあり巴里、倫敦、羅馬、ハヴァナ、メキシコ等との間に新通信連絡を有する外東洋方面への放送業務も行つてゐる。同社の桑港局は最近我が東京局とも新聞通信専用の無線連絡を設定した。（現在杜絶中）

以上の如く米國無線界は主として私企業の活躍に放任されてゐたのであるが國際及國內の情勢は右の如き放任的態度を持続することを許さなくなり、米國通信政策の統一を期する目的を以て一九三四年（昭和九年）米國議會に聯邦通信委員會と稱する政府機關を設置し、統一ある通信政策の施行に任ぜしむることとした。尤も本委員會の效果は對外通信上に於ては未だ決定的革新を齎らすに至つてゐない。

(3) 佛 國

同國對外無線電信は從來主として特殊會社たる佛國無線會社「コンパニー・ラジオ・フランス」の經營する所で、同社は巴里郊外サンタシーズに大無線局を有し、歐洲諸國、南米、北米、日本、滿洲、泰國等の各大無線局と通信を行つて來た。一方政府は巴里、ボルド、リオン等に自ら大無線局を有し同國各

植民地との直接通信を行つて來た。佛領印度支那、マダガスカル等を始め南米、アフリカ、太平洋方面に散在する同國植民地には既に夫々大無線局設置され、悉く本國と直接又は間接に連絡を保持してゐた。同國は從來世界海底線を制御した英國に比し國際通信上不利な地位に在つたが、近時其の無線網計畫の遂行に依り國際及對植民地通信上の地歩を確保するに至つた。然るに第二次歐洲大戰後獨伊との休戰條約締結後に於ては對外通信も總て政府の運営するところとなり回線數等も激減した模様である。

次に無線電信に依る對外的新聞放送として、巴里無線局の放送する新聞電報の語數は毎日北米方面へ八、五〇〇語、南米方面へ一五、〇〇〇語、東洋方面へ三、〇〇〇語及印度支那方面へ一、〇〇〇語であつて、何れもアヴアス通信社の提供する所であり、尙同社は右の他比較的近距离地方へ向けリオン無線局を使用して約二十回の新聞放送を爲してゐたのである。

(4) 獨逸

獨逸は二十世紀初頭佛國と共に英國の海底線制覇に對抗して自國系海底線網の結成に努力したが、大戰の結果全く此の政策を放棄するの已むなきに至つたので、茲に無線に依る通信網計畫の實行に着手し先づ歐洲諸國との無線連絡を政府自ら行ひ、歐洲以外の諸大陸との無線連絡を特殊會社たる「トランス・ラヂオ」社をして行はしむることとした。同社は伯林近郊ナウエンに世界的大無線局を建設し、南北アメリカ、日本、比律賓、蘭領印度、埃及等と直通通信を開始した。右「トランス・ラヂオ」社の對外通信は一九三二年（昭和七年）之を政府の手に買収し海底線を除く全對外通信を統一した。而して其の後滿洲國及中華民國とも直通々信を開始した。尙對外的新聞無線放送は獨逸通信社をして毎日十數回ナウエン無線局を使用して放送を爲さしめてゐる。

(5) 伊太利

伊太利の對外無線電信事業は特殊會社たるイタロ・ラヂオ社之を經營し來り同社はローマ、ミラノ等

に大無線局を有し、歐米諸國及東京局との連絡局等との連絡通信を營んで來たが、一九四一年十二月（昭和十七年）イタルカーブル會社に合併せられ今日に及んでゐる。

(6) 露西亞

モスコイ無線電信局に依り日、獨、伊、英、佛、丁抹、瑞西、土耳其及米國との無線連絡を營んでゐた。

(7) 濠洲

先年の英帝國會議に於て濠洲政府は英帝國と濠洲との直通通信路の完成を約したが、是は同國に於て無線通信權を有してゐたアマルガメーテッド無線會社の事業に關係することとして、同社の資本金を百萬磅に増額して政府は其の過半數の株式を引受け、同社をして濠洲の無線通信の開拓を爲さしめることとした。同社が政府との契約に基き實現した無線電信計畫の主なものには濠洲英國間（昭和二年）及濠洲加奈陀間（昭和三年）直通無線電信連絡の開始、濠洲大陸と附近諸島との連絡設定及海岸局業務の維持發達等である。

(8) 英領印度

一九二六年（大正十五年）資本金三千萬ルピーを以て印度無線會社を設立し、ボンベイ附近にピーム式無線設備を建設翌一九二七年九月より英本國との間に無線連絡を開始した。尙同地は英本國の例に倣ひ一九三二年（昭和七年）有無線を合併して Indian Radio and Cable Communications Co, Ltd. なる一會社を設立した。

(9) ブラジル國

ブラジルはブラジル無線電信會社に依りリオデジャネイロに大無線局を建設し、亞米利加各國及歐洲各國との通信を交換しつゝある。

(10) アルゼンチン國

アルゼンチン國はフランス・ラヂオ會社に依りブエノスアイレスに大無線電信局を有し、アメリカ各國及歐洲諸國との間に直接連絡を交換してゐる。

- (11) 尙一九三四年（昭和九年）六月同國は二百五十七萬ペソの國債の發行を許可する法律を下院に提出したが、右は電信局及無線電信局の新設に充當するものとして擴張案を樹立したものである。
メキシコ國

- (12) 同國に於ては一八九八年以來米國系電信會社に對外通信獨占權を與へてゐた爲對外無線通信を開設することが出来なかつたが、一九二六年（大正十五年）右契約を改訂し同時に對外通信用として三局（對歐、對米及對亞細亞）を建設する計畫を樹て、獨逸テレフンケン會社の手に依りメキシコ市近郊のチャブルテベルクに無線局を建設し、中米諸國竝に獨逸及西班牙との無線通信を開設した。尙昭和九年十月より東京局との間にも直通無線電信連絡を開始した。（大東亞戰爭に依り連絡休止中）
ペルー國

- 最近米國オール・アメリカ・ケーブルス會社をして歐洲及南米各地との間に連絡を開設せしめつゝあつたが東京局との間にも昭和十五年八月直通無線電信連絡を開始した。（大東亞戰爭に依り連絡休止中）
ハ、無線電話

國際間の電信及電話は近年無線通信技術の發達に依り異常の進歩を見たが、特に無線電話の發達は技術上海底線に依り難い大洋横斷長距離電話通信連絡の設定を成功せしめ、一九二七年始めて大西洋を横斷して英米間無線電話回線の開設せられてより諸大陸間長距離無線電話線の數は急激な増加を見た。今や其の連絡回線數一百有餘に及び、之等の回線を通じ無線電話を以て連絡せられる國は六大洲八十餘國に亘つてゐる。而して大陸間無線電話回線に依り相互通話し得るものとせられる電話數は實に世界の總電話三千七百萬餘の内九十五%以上に及ぶ狀況である。以下大東亞戰爭前に於ける主要各國國際無線電話事業の概況を述べよう。

(1) 米 國

電話施設の最も普及し世界電話數の約半數を占める米國は、國際長距離無線電話に在つては米國電話電信會社（通稱A.T.T.）に於て一九二七年（昭和二年）一月大西洋横斷無線電話を紐育倫敦間に開始し此の種大陸間長距離電話の先驅を爲した。同連絡は今日に於ては長波一、短波三、合計四回線を有し歐洲大陸と北米全大陸を完全に結合するものであつて世界無線電話網の大幹線を爲すものである。而して一九三〇年（昭和五年）にはアルゼンチンと、翌一九三一年には、ブラジルと、一九三二年にはペルー、コロンビア及ヴェネズエラとの間に於て夫々直接電話通信を開始し、之等の連絡に依り北米諸地方と南米諸地方との間に無線通話を取扱つてゐる。而して濠洲方面へは前記英國の中繼に依り取扱はれてゐたが一九三八年末（昭和十三年末）桑港シドニー間に直通連絡の開始を見た。又太平洋方面へは一九三一年（昭和六年）よりハワイと、一九三三年マニラと、又一九三四年初頭より蘭領印度と無線電話を開始したが、日本との間にも同年末に之が開始を見、一九三七年五月には中華民國との間に通話開始を見るに至つた。（目下中止）。

(2) 英 國

英國に於ける國際電話業務は英國郵政廳の經營するところであつて、一九二七年（昭和二年）一月前記米國との間に又一九三〇年濠洲及南米との間に無線電話を開始した。其の後英國加奈陀間、英國南阿間、英國埃及間（以上一九三二年）、英國印度間（一九三三年）等の無線電話回線を順次實施し以て本國と重要な海外領土との間に於ける電話通信網設定計畫を大體完了した。

(3) 獨 逸

獨逸に於ける對外無線電話業務は英國と同じく政府が經營し、政府所屬局ナウエン無線局は一九二八年（昭和三年）以來アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、蘭領印度、泰國、比律賓、日本等との間に

電話連絡を行ひつゝあつた。

(4) 伊 太 利

同國イタロ・ラヂオ社（一九四一年十二月イタル・ケーブル社に合併さる）はローマに於ける無線に依り一九三一年（昭和六年）南米との間に無線電話連絡を開始した。又一九三八年（昭和十三年）我國との間にも無線電話連絡を開始したが第二次歐洲大戰に依り現在休止状態に在り。

(5) 濠 洲

濠洲に於ける對外無線電話は一九三〇年四月英本國との間に、同年十二月蘭領印度との間に連絡を開始したが更に最近米國との間にも直通連絡の設定を見るに至つた。

(6) 英 領 印 度

印度に於てはインディア・ラジオ・エンド・ケーブル會社の手に依り一九三三年（昭和八年）五月英本國との間に無線電話連絡を開始した。

(7) 南 米 諸 國

ブラジルはリオデジャネイロに於ける無線局に依り北米及英、獨、西、伊等の歐洲諸國との間に直接無線電話連絡を行つてゐる。

アルゼンチンはブエノスアイレスに於ける無線局に依り一九二九年以來順次獨、伊、英、西、米の諸國との直接連絡を開き同國及チリ、ウルグワイ兩國と歐洲諸國との間の國際通話を取扱つてゐる。尙アルゼンチン、ブラジル、ペルー、コロンビア等は相互間に無線電話連絡を有してゐる。

二、放送無線電話

イ、經營形態

放送事業が始まつて以來二十年、各國の放送は何れも長足の發展を遂げ、文化的機關として、大いにその能力を發揮して來たが、今次の歐洲大戰が開始されてからは、何れの國の放送も戦前より強力なる國家の監督統制を受けるやうになり、二、三の國に於ては放送事業は民營から國營に移された。特に大東戦争が勃發するや、長年民主主義的放送を誇つてゐた米國の放送事業もその性格を大いに變へ、國家本位の放送を行ふやうになつた。以下、主要國の放送事業の經營形態を概説する。

(1) 獨 逸

獨逸の放送事業は獨逸放送會社が經營してゐるが、政府とナチス黨が一體となつて、放送事業を統制管理してゐる。即ち宣傳省が同省のラジオ部を通じて政治、文化、社會の各部門にわたる放送政策を指導監督すると共に、對外放送、放送技術、ラジオ商工業に對する指導監督も行つてゐる。但し放送技術に關しては主として政策的の諸問題に限つて指導監督してゐるのに過ぎない。今次の歐洲大戰勃發後は宣傳省ラジオ部内に放送司令部が設けられ、こゝから放送に關する一切の中央の指令が發せられてゐる。放送の技術的設備の建設、保守、運用、聴取加入並に聴取料收納事務、聴取障害防止事務は逓信省が行つてゐる。西部及東部の占領地に於ける放送は獨逸放送の一部として獨逸放送會社が運營してゐる。

(2) 伊 太 利

伊太利の放送事業は政府より獨占的に放送許可を與へられてゐる伊太利放送會社が經營してゐる。而してその放送の監督は國民文化省が行つてゐる。國民文化省は又放送番組の編成基準をも與へてゐるが直接放送業務の監督に當つてゐるのは國民文化省の管轄下にある特別委員會である。經營形態がかくの如く國家目的の達成に極めて好適の條件を具へてゐるばかりでなく、その運営も亦國家諸機關と緊密な連絡を保ち、間然する處なき効果を擧げてゐる。事業經費は主として聴取料、受信機及同部分品從價販

賣税等よりの収入を財源としてゐる。

(3) 佛蘭西

佛蘭西では従來國營放送局と私營放送局とが相半ばし、國營局は受信機使用税及真空管販賣税を財源として逓信省が運營、私營局は廣告放送を財源として商社が運營して來た。今次歐洲大戰の始まる一ヶ月前、佛蘭西では内閣直屬の情報委員會（後に情報省となる）の下に放送管理局が新設され、これが國營放送局及テレビジョン局の建設、運營、維持、管理、受信障害防止、私營局の監督にあたることになつた。其の後一九四〇年六月下旬、佛蘭西は獨逸に對して降伏し、その放送は休戰協定の規定に従ひ、一時中絶するの已むなきに至つた。併し同年七月十八日からは非占領地域内の放送局に限り放送再開を許されることになつた。尙一九四〇年末には私營局は國營に移管されることに決したので、現在では佛蘭西の放送は全部官營となつてゐる。

(4) ソヴェエト聯邦

ソヴェエトの放送事業は聯邦人民委員會直屬の聯邦ラジオ委員會が掌握し、その中心的指導監督の下に中央放送本部、地方放送本部、ラジオ普及本部がある。聯邦ラジオ委員會は放送の凡ゆる問題に對して責任を負ひ、軍革命委員會は放送局、中繼局の新設、計畫、統制に當り中央放送本部、地方放送本部を指導し、ラジオ商工業を監督する。中央放送本部は中央の放送を行ひ、地方放送本部は各州各地方放送局を通じて地方放送を行ふ、ラジオ普及本部はラジオ網の普及に従事し、ラジオの發展と關係ある經濟問題を處理し、又受信機の製作種類を定める。

(5) 英國

英國の放送事業は初め英國放送會社の手により始められたのであるが、一九二六年末、郵政廳長官の特許規則により公益法人たる英國放送協會（BBC）が組織され、翌年よりこれが英國の放送を獨占的

に行つてゐる。英國放送協會はその業務につき議會及郵政廳の監督を受けるが、實際の運營は全く自主的に行つて來た。併し今次の歐洲大戰勃發と共に英國では情報省が設けられ、英國放送協會に對する監督は技術關係を除き總て情報省に移された。放送財源は聴取許可料と出版物収入とに依存してゐるが、聴取許可料の方は今次大戰前迄は郵政廳で集金事務費を控除した分の七十五パーセントしか交附されてゐなかつた。併し戰爭が始まり放送が強化擴充されたので、これだけの財源では十分でなくなつた。そこで現在では英國放送協會は戰時放送遂行に必要とする金額を政府から十分に交附されることになつてゐる。

(6) 米國

現在米國にある放送局数は約八百、このうちの大部分は廣告放送収入による營利を目的とする商業放送局であるが、その他に新聞社の經營にかゝる放送局、學校所有の放送局、宗教團體關係の放送局、市營若しくは商業會議所經營の放送局などが多數ある。商業放送局の中で最も大規模な組織を有するのはNBC、CBS、MBS、TBS放送網で、これらは何れも米國全土の主要都市に自己の系統を有する放送局を有し、これらを結ぶ中繼線設備によつて全米に同時放送が可能である。その他に地方的の小規模な放送網が四十餘りある。しかるに今次の歐洲大戰を契機として米國の放送も過去の營利本位、娛樂放送第一主義から轉じて、國策協力、國民精神作興機關となり、特に大東亞戰爭勃發後はこの傾向は一段と強化されるに至つた。

(7) 其の他

其の他の諸國について見るに、丁抹、諾威の放送は以前から官營であるが、最近佛蘭西の他、和蘭、ユーゴスラヴィアの放送も官營となつた。又瑞典及瑞西の放送は官民共營であるが、加奈陀、濠洲、新西蘭では官營、民營が相並んで行はれてゐる。

ロ、放送施設

近時國際情勢の複雑化とともに各國とも對内、對外放送を益々強化する必要を生じ、國內放送局の増設、既設、放送局の電力増強對外放送の強化擴充に努めてゐる。

ハ、放送聴取料

事業經營の財源を廣告放送に依存してゐるアメリカ合衆國及中南米諸國を除いては、各國とも概ね聴取料を以て放送事業經營の財源としてゐるが、主要國の聴取料を掲げると獨逸は二四マーク、伊太利八一リラ、佛蘭西五〇フラン、英國一〇シリリングで、大體、平價で換算して邦價五圓乃至十圓見當である。

第四編 電氣通信事業統計

內 容

一、內地電氣通信統計

① 昭和十六年度統計

② 累 年 統 計 (自昭和七年度至昭和十六年度)

二、外地電氣通信統計

三、滿蒙支電氣通信統計

四、外國電氣通信統計

① 西曆一九三九年

② 累 年 統 計 (自西曆一九三五年至西曆一九三九年)

一、內地電氣通信統計

① 昭和十六年度統計

第四編 電氣通信事業統計

1. 電 信

一、電信取扱局所(有線)

(一) 局種別局所

昭和十六年度末現在

計	普通				指定				特種				電電			
	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局
計	元				元				元				元			
	五、六四三				五、二四三				三、七五五				六、四〇一			
	六、四三八				二、六四三				四、二二五				一、〇七三			
	一三、〇八〇				二、六四三				二、〇〇一				二、〇七三			
	一四、一八〇				二、六四三				二、〇〇一				二、〇七三			
	一四、一八〇				二、六四三				二、〇〇一				二、〇七三			

(備考) 一、在外電信局三局を含まず
二、無線局所を含まず

福長熊 岡崎本	廣 廣		大 阪						富 計 山
	愛香山岡島鳥廣 計 媛川口山根取島		高徳和滋奈兵京大 計 知島山賀真庫都阪						
一六九四	四〇五四九五四二二		八二一四三四二三四	二三四				四三三	
一	一	一	七		三五			一	
一七九四	四五四九五四二二		八二一四三四二三四	二六三	九			四三三	
二三	六一五		五一二	一	一			三	
一九三四	四七六四四五四二三		九一一六三四三六〇	四〇				四七三	
二一一	八一二一一二二		一一					四二	
二六三三七	八〇七 一三三 一五三 一七三	一四七 一五七 一六七 一七七	七〇六 一三三 一五三 一七三	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	七六五	
二六三三七	七〇九 一三三 一五三 一七三	一四七 一五七 一六七 一七七	七〇九 一三三 一五三 一七三	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	八五九	
二六三三七	一五九 一三三 一五三 一七三	一四七 一五七 一六七 一七七	一五九 一三三 一五三 一七三	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一六三	
二六三三七	一五七 一三三 一五三 一七三	一四七 一五七 一六七 一七七	一五七 一三三 一五三 一七三	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一四一 一六一 一七六 一八六	一六五	
一一一	三三三 三三三 三三三 三三三	四四四 四四四 四四四 四四四	八一一 一一一 一一一 一一一					一〇	
六五	二五 二五 二五 二五	三三 三三 三三 三三	三三 三三 三三 三三	三三 三三 三三 三三	三三 三三 三三 三三	三三 三三 三三 三三	三三 三三 三三 三三	三三	
四八〇	一八九 一八九 一八九 一八九	二四八 二四八 二四八 二四八	二、三三 一七四 一八一 二二六	二、三三 一七四 一八一 二二六	二、三三 一七四 一八一 二二六	二、三三 一七四 一八一 二二六	二、三三 一七四 一八一 二二六	一、八四	

(二) 府縣別局所

名古屋	地 東 方 京						都 東 市 京	選 信 局 別
	石 福 長 岐 三 愛 川 井 野 卓 重 知	新 山 靜 栃 茨 千 群 埼 計 湯 梨 岡 木 城 葉 馬 玉	計 神 東 奈 川 京	普 通 郵 便 局	普 通 電 信 局	指 定 局	集 配 局 其 他 局	電 話 取 扱 所
三三八四七五	四八一七六四七五六	七〇五五	二七二五					
三三八四七五	四八一七六四七五六	七〇七八	二七二五					
二	二	四二二						
三五八四七七	四八一七六四九五六	一〇二一九八						
一一	二							
七〇七 一七〇 一七〇 一七〇	八九一 一〇四 一〇四 一〇四	八三三 一〇六 一〇六 一〇六	九〇九 一〇九 一〇九 一〇九	九〇九 一〇九 一〇九 一〇九	九〇九 一〇九 一〇九 一〇九	九〇九 一〇九 一〇九 一〇九	九〇九 一〇九 一〇九 一〇九	三〇
一五 一五 一五 一五	一、七八 一、七八 一、七八 一、七八	一、七八 一、七八 一、七八 一、七八	一、七八 一、七八 一、七八 一、七八	一、七八 一、七八 一、七八 一、七八	一、七八 一、七八 一、七八 一、七八	一、七八 一、七八 一、七八 一、七八	一、七八 一、七八 一、七八 一、七八	一〇
三一一 二一三 二一三 二一三	三二二 三二二 三二二 三二二	三二二 三二二 三二二 三二二	三二二 三二二 三二二 三二二	三二二 三二二 三二二 三二二	三二二 三二二 三二二 三二二	三二二 三二二 三二二 三二二	三二二 三二二 三二二 三二二	三二二
元八 元八 元八 元八	元八 元八 元八 元八	元八 元八 元八 元八	元八 元八 元八 元八	元八 元八 元八 元八	元八 元八 元八 元八	元八 元八 元八 元八	元八 元八 元八 元八	元八
八二 一七 一七 一七	二、一七 四九 四九 四九	二、一七 四九 四九 四九	二、一七 四九 四九 四九	二、一七 四九 四九 四九	二、一七 四九 四九 四九	二、一七 四九 四九 四九	二、一七 四九 四九 四九	二、一七

昭和十六年度末現在

選信局別	府縣國別	普通郵便局		普通電信局		特 定 局		電信電報		總計
		集配局 無集配局	計	集配局 無集配局	計	集配局 無集配局	計	取投所	取投所	
熊 本	大分 佐賀 宮崎 鹿兒島 沖繩	六	三三三	一	三五三	二	二二二	三	二二二	二、〇七五
仙 臺	宮城 福島 岩手 青森 秋田	四	四四四	一	四四四	二	二二二	三	二二二	二、〇七五
札 幌	渡島 釧路 後志 日高 石狩 天鹽	一	一一一	一	一一一	一	一一一	一	一一一	一、〇七五
計		一一	一一一	二	一一一	五	一一一	七	一一一	一、〇七五

(備考) 前に同じ
(三) 府縣別局所普及状況

昭和十六年度末現在

選信局別	道府縣別	局所數	百平方軒數	局人口千人當	局 所 當		人口
					面 積	人 口	
東京地方	新 埼 群 馬 茨 城 栃 靜	四九 一九二 一八五 二八六 二九二 一九六 三六三	三・六 五・〇 二・九 五・六 四・八 三・〇 四・七	〇・三三 〇・二三 〇・一四 〇・一八 〇・一八 〇・一六 〇・一八	二八・〇一 一九・九二 三三・五五 一七・七〇 二〇・九三 三三・八四 二二・四六	四、五九八 八、四一九 七、〇三三 五、五五四 五、五三七 六、一五六 五、五七四	
東京都市	東 京 神 奈 川	八〇七 二六七 一、〇七四	三・六 二・三 三・九	〇・一一 〇・三三 〇・一一	二・六六 八・八一 四・一九	九、二四八 八、三九八 八、八八六	
總 計	北 見 十 勝 釧 路 根 室 十 支 計	三三 一一 一一 一一 一一 二〇	一 一 一 一 一 一	三 四 三 三 三 三	二 二 二 二 二 二	一、一八〇 一、一八〇 一、一八〇 一、一八〇 一、一八〇 一、一八〇	

仙 臺	熊 本					廣 島																
	山	青	岩	福	宮	計	沖	鹿	宮	佐	大	福	長	熊	計	愛	香	山	岡	島	鳥	廣
形	森	手	島	城	計	兒	繩	島	崎	賀	分	岡	崎	本	媛	川	口	山	根	取	島	
二八三	三三三	二七七	三六六	二六四	二、〇七五	七〇	三三三	二六六	一六〇	二五五	四八五	二八〇	三〇四	一、八九九	二四八	一四五	三三一	三三六	二五五	一五三	四三一	
三〇〇	二〇四	一〇八	二〇七	三〇六	四・七	二・九	三・七	二・二	六・五	四・三	九・八	六・九	四・一	四・九	四・四	七・八	五・四	四・八	三・八	四・四	五・一	
〇・二五	〇・三三	〇・三五	〇・三三	〇・二二	〇・一〇	〇・一一	〇・一一	〇・一一	〇・一五	〇・三三	〇・六	〇・一〇	〇・三三	〇・二五	〇・一一	〇・二〇	〇・二六	〇・二五	〇・三三	〇・二四	〇・三三	
三・九	四・〇	五・〇	三・六	二・七	二・四	三・四	二・七	四・六	一・五	三・三	一〇・一	一・四	二・四	二・〇	三・三	二・八	一・八	二・〇	二・六	三・九	三・九	
三、九五五	四、三六六	三、九六六	四、三〇〇	四、八一五	五、〇六三	八、二〇八	四、七三三	四、三八四	五、〇〇三	四、三八四	六、三九九	三、五八八	四、五〇一	四、〇一九	四、七三三	五、〇三七	三、九一〇	三、九三三	二、九三九	三、一八七	四、三三八	

大 阪					名 古 屋					遷 信 局 別	道 府 縣 別						
高	德	和	滋	奈	兵	京	大	計	富			石	福	長	岐	三	愛
知	島	山	賀	良	庫	都	阪		山	川	井	野	阜	重	知	計	
二、三三七	一七四	二八一	三二六	二六	一五	五五	三三	四六	一、八四	一五	一八一	一六七	三六七	二五	二六	四三	二、一〇七
五・八	二・四	四・四	五・〇	四・四	四・一	六・三	七・〇	二・五九	四・〇	三・六	四・三	三・九	二・八	二・六	五・〇	八・六	四・〇
〇・一七	〇・二五	〇・二五	〇・二八	〇・二五	〇・二四	〇・二六	〇・一九	〇・一〇	〇・二〇	〇・一九	〇・二四	〇・二六	〇・三三	〇・二四	〇・二四	〇・二四	〇・一八
一七・二〇	四〇・八三	三三・八九	一九・八四	三三・七五	二四・五九	一五・八五	一四・三五	三・八七	二五・三	二七・八三	二二・一六	二五・四	三五・二	三八・一六	二〇・一六	一一・六	二四・四
五、九六三	四、〇七六	三、九七一	三、六三五	三、九三三	四、一三七	六、一三六	五、二八九	一〇、三三〇	五、〇七七	五、三七六	四、一八六	三、八五六	四、四三二	四、六〇〇	四、一九一	七、二八〇	四、五〇〇

種 別	秋 田		札 幌		合 計 又 は 平 均
	計	田	北 海 道	道	
架 空 線	二・四	二・四	一・四	一・四	三・七
架 空 裸 線	〇・三六	〇・三六	〇・三七	〇・三七	〇・二九
地 下 線	三・七	三・七	三・九	三・九	三・九
水 底 線	〇・二九	〇・二九	〇・二九	〇・二九	〇・二九
計	六・四六	六・四六	六・四六	六・四六	六・四六

(備考) 一、局所数は(二三九頁参照)
 二、面積及人口は内閣統計局発表にかゝる昭和十年三月末現在面積及昭和十五年十月一日現在國勢調査の人口に依る。

二、電信線路

イ、線路互長、線條延長

種 別	線 路 互 長		線 條 延 長	
	線 路 互 長	線 條 延 長	線 路 互 長	線 條 延 長
架 空 線	三、〇七四	三、〇七四	一、〇九三	一、〇九三
架 空 裸 線	一、五七	一、五七	〇・三六	〇・三六
地 下 線	八四九	八四九	一、〇一〇	一、〇一〇
水 底 線	一五、四四	一五、四四	〇・二九	〇・二九
計	四七、五四	四七、五四	二、四八二	二、四八二

(備考) 架空線路互長に於て逐年減少の傾向あるは技術進歩に伴ひ既設電話線路に收容又は併架せられつゝあるに因る
 昭年十六年度末現在

種 別	電 話		電 信 機 械	
	現 在	計	現 在	計
東京都市	九三三	九三三	一、七三三	一、七三三
東京地方	一、七三三	一、七三三	二、四四五	二、四四五
名古屋	一、七三三	一、七三三	一、五四四	一、五四四
大阪	一、七三三	一、七三三	一、六三三	一、六三三
広島	一、七三三	一、七三三	一、五八八	一、五八八
熊本	一、七三三	一、七三三	一、五八八	一、五八八
仙臺	一、七三三	一、七三三	一、五八八	一、五八八
札幌	一、七三三	一、七三三	一、五八八	一、五八八
計	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三

三、電信機械(有線)

昭和十六年度末現在

方 式 別	接 續 局 別							合 計
	二 局	三 局	四 局	五 局	六 局	七 局	局 別	
音 響 單 重 信	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	一、六九八
音 響 二 重 信	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七	二、七
結 合 重 信	三	三	三	三	三	三	三	三
四 直 雙 信	三	三	三	三	三	三	三	三
自 動 波 刷 信	九	九	九	九	九	九	九	九
現 在 波 刷 信	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
印 刷 電 信	一	一	一	一	一	一	一	一
寫 真 電 信	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六
電 信 電 話 共 用	五、二七	五、二七	五、二七	五、二七	五、二七	五、二七	五、二七	七、三三三
電 話 電 信 電 話 共 用	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	六、八八	一〇、一八七

種 別	東京都市		東京地方		名古屋		大阪		廣島		熊本		仙臺		札幌		計
	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	
音響機	104																104
自動機	31	1	4	2	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	31
現波機	1	1															2
和文印刷機																	
歐文印刷機																	
寫眞電機	3																3
電信集中機	5																5
電信集信機	1																1
電信自動交換機	2																2
電信自動交換機	1																1
電信監督機	1																1
搬送式電信装置	5																5
計	164	1	4	2	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	164

四、電信従事員

昭和十六年度末現在

官 職 別	東京都市	東京地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	合計	在外局
-------	------	------	-----	----	----	----	----	----	----	-----

指 定 局 上	指 定 局		上		特 任 官 計	通 信 技 術 員 計	通 信 事 務 員 計	通 信 記 事 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	特 任 員 計	
	判 任 官	通 信 技 術 員	通 信 事 務 員	通 信 記 事 員															特 任 員
東京都市	85	124	185	76	213	39	36	23	20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
東京地方	9	1	10	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
名古屋	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙臺	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	118	139	157	38	196	44	47	34	31	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(備考) 一、事務員には技術員(一八八)を集配員には機械工員(七人)を含む
 二、嘱託を含まず

五、電報利用状況

(外国電報中捺印を附したるは關門局アブストラクトによる公衆報のみにして外地發着を含む曆年別統計とす)

イ、内外電報總括

(一) 發着中繼別通數

昭和十六年度

區 別	發 信		著 料		中 繼 信	合 計
	有 料	無 料	有 料	無 料		
發 信	七九,〇九〇,〇七六					七九,〇九〇,〇七六
著 信	八〇,三七一,七六一					八〇,三七一,七六一
中 計	一五九,〇六一,八三二					一五九,〇六一,八三二
合 計						九二,三三三,六二八 八〇,三七一,七六一 一八八,一四五,四〇〇 一八三,八五〇,三六六 三七一,九六六,二六六

(備考) 一、在外局取扱のものを含む (以下同じ)
二、對外地電報及東亞電報を含む (以下同じ)

昭和十六年度

局 種 別	發 信		著 料		中 繼 信	合 計
	有 料	無 料	有 料	無 料		
普通局 甲	一九,三九二,〇四五	四,七五五,一〇九	三,三七四,三七七	六,二九一,六〇一	一五二,一五五,六五一	二二三,九三三,五三三
同 乙	九,三四八,六八〇	一,四一〇,五三三	一六,七五五,三四三	二,三九九,六八五	一〇,九九九,〇五五	四〇,九三三,三三四
指 定 局	七二,六〇八	一〇一,〇五三	九三九,〇三三	一五五,五七七	一,四〇八,一六六	三,三六六,四六六
集 配 特 定 局	一九,一五五,五三三	三,〇八八,三四三	三三,四八八,七四三	四,六〇〇,九三三	一五,三〇三,九二二	五五,七七八,四三三
無 集 配 特 定 局	二二,二四八,六四六	二,四六二,六二二	七,三四五,四六四	二,三三七,八五三	三二七,二八八	三三,七三三,二二二
電 信 取 扱 所	三六,〇七七	一,九四六	六二,六三三	一〇,六七三	八八九	一四,二四七
電 話 取 扱 所	八,四三三,六八一	二六六,六八九	二四四,三三六	四七,三九九	三,一三〇,六五五	三,五〇二,六三一
電 信 取 扱 所	一〇九,五〇〇	九六,四九三	六九,四七五	六,五三三	一〇,一三三	九四三,二四三
無 線 電 信 局	四一〇,〇九八	七九,五三三	一四,六九九	二二,三四九	三五,四五六	六八九,三三三
無 線 電 信 取 扱 所	七九,〇九〇,〇七六	三三,三三三,五〇〇	八〇,三七一,七六一	一六,四七一,五六一	一八三,八五〇,三六六	三七一,九六六,二六六

(備考) 一、前に同じ
二、前に同じ

三、普通局甲は高等官局長普通局乙は判任官局長配置局とす

(三) 月 別 通 數

昭和十六年度

月 別	發 信		著 料		中 繼 信	合 計
	有 料	無 料	有 料	無 料		
昭和十六年四月	七,七〇七,七三三	一,〇六六,三四〇	七,七九九,八〇一	一,三三六,四八〇	一七,六三三,五五四	三五,三六六,七七七
五月	六,六八〇,五五〇	九七七,三九九	七,一七二,四九九	一,二六七,九七七	一五,九六九,四〇二	三三,二九二,七七七
六月	六,一三三,七〇七	八三三,四三六	六,二三八,三三八	一,〇九三,〇七二	一三,九〇三,四一三	二八,二二一,〇一五
七月	七,六七九,四九九	一,三三三,五〇一	七,七九七,二四五	一,七五四,八一六	一八,三二一,三六六	三五,六一一,六二七
八月	六,二〇一,五三一	九八六,六八五	六,二九九,二七七	一,三五〇,八九二	一四,四八〇,六〇六	二九,三三六,九九二
九月	五,八六〇,四六一	九三三,八五五	五,九二〇,六六六	一,一九九,八四三	一三,五一九,五〇九	二七,四七六,二五〇
十月	六,一九三,二一一	一,〇〇七,一五九	六,三九九,七七八	一,三四六,一六一	一四,三三三,八三二	二九,一五六,一四〇
十一月	五,九六六,〇二九	九八八,一三九	六,〇四二,九九三	一,一九〇,九九九	一三,二三九,七五八	二七,七〇八,〇四六
十二月	六,八八九,五五七	一,二六八,五二四	六,九四七,八五六	一,四四三,三三三	一六,三九〇,四八六	三三,四八八,六九七
昭和十七年一月	六,一三三,三三七	八七三,七三三	六,三三九,六二二	一,三三三,三三三	一四,一七二,四七七	二八,五七七,六八九
二月	五,七九五,三三八	八六六,〇四一	五,八七七,六八一	一,一六四,九九〇	一三,四〇〇,二七六	二七,二八三,三六六
三月	七,七〇三,九六八	一,二〇九,八四九	七,八八二,九二四	一,五五五,六九九	一八,三三三,九三三	三五,六一一,六二一
合 計	七九,〇九〇,〇七六	三三,三三三,五〇〇	八〇,三七一,七六一	一六,四七一,五六一	一八三,八五〇,三六六	三七一,九六六,二六六

(備考) 前に同じ

種類別	發		信		著		信	
	和	歐	計	和	歐	計	和	歐
官報	一、七五〇、三三三		一、九六六、八一			三三三、二八九		六、三二一、一九九
私報	六、三一九、〇三〇		七、三三三、八九一			五、五九九		一、六八、一八八
新聞電報	三九、二六三		四、〇二二			七四九		二、九四、八六三
課金局報	二四〇、一六三		二四〇、一六三			七四九		二、九四、八六三
小計	六、三八八、八三三		六、六〇六、二九三			三三六、〇〇七		七、九八四、二五〇

(一) 種類別通數

口、内國電報

(備考) 一、有料報のみとす

二、在外局分二五五、〇四一通を含まず

昭和十六年度

熊本		仙臺		札幌		總計	
熊本	一、二九一、七九七	宮城	一、一七五、五二一	札幌	五、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
長崎	二、三三二、五九九	福島	一、一六六、七九八	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
福岡	四、七五三、六六六	青森	一、一七三、四七七	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
大分	一、一九一、三五一	岩手	八〇七、五七一	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
佐賀	七九、九八三	山形	九三〇、三三三	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
宮崎	七二、八七九	秋田	六、一五〇、五三〇	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
鹿島	一、六九一、八七三	計	九、九七三、二八七	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
沖繩	三二、二四六	計	九、九七三、二八七	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九
計	三三、〇九六、三三三	計	九、九七三、二八七	札幌	六、八八六、四六六	計	九、〇〇二、九九九

(四) 人口當り通數

昭和十六年度

道府縣別	東京都市		東京地方		名古屋
	東京	神奈川	新玉	埼馬	
東京都市	三、八〇五、八六七	一、九六六、三三〇	一、四一〇、九七五	五、六六、二七六	八、八六六、七七八
東京地方	一、九六六、三三〇	一、四一〇、九七五	五、六六、二七六	六、〇一、五二四	六、六六八、五五六
名古屋	七、〇三〇、四九六	四、〇三三、一八三	一、六四五、四六八	五、八三、九七七	一、〇一五、一〇五
計	七、〇三〇、四九六	四、〇三三、一八三	一、六四五、四六八	五、八三、九七七	一、〇一五、一〇五
道府縣別	廣島	大坂	京都	兵庫	奈良
廣島	二、五五七、七四三	四、三六、一八六	六、五五、〇七五	一、二五七、八七六	二、三三八、七四三
大坂	四、三六、一八六	六、五五、〇七五	一、二五七、八七六	二、三三八、七四三	六、〇三、三三九
京都	六、五五、〇七五	一、二五七、八七六	二、三三八、七四三	六、〇三、三三九	七、四〇六、一〇五
兵庫	一、二五七、八七六	二、三三八、七四三	六、〇三、三三九	七、四〇六、一〇五	一、七九九、四一八
奈良	二、三三八、七四三	六、〇三、三三九	七、四〇六、一〇五	一、七九九、四一八	四、〇四八、三九九
計	二、三三八、七四三	六、〇三、三三九	七、四〇六、一〇五	一、七九九、四一八	四、〇四八、三九九
道府縣別	富山	石川	福井	岐阜	長崎
富山	六、八三三、三九九	一、七九九、四一八	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九
石川	一、七九九、四一八	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九
福井	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九
岐阜	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九
長崎	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九
計	六、八三三、三九九	一、七九九、四一八	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九	四、〇四八、三九九
道府縣別	愛知	香川	山梨	岡山	鳥取
愛知	一、一七〇、八二七	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三
香川	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
山梨	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
岡山	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
鳥取	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
計	一、一七〇、八二七	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三
道府縣別	徳島	高知	徳島	高知	徳島
徳島	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
高知	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
計	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
道府縣別	愛知	香川	山梨	岡山	鳥取
愛知	一、一七〇、八二七	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三
香川	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
山梨	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
岡山	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
鳥取	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
計	一、一七〇、八二七	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三
道府縣別	愛知	香川	山梨	岡山	鳥取
愛知	一、一七〇、八二七	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三
香川	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
山梨	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
岡山	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
鳥取	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三	二、三三八、七四三
計	一、一七〇、八二七	六、〇三三、一八三	七、〇三三、一八三	五、〇三三、一八三	二、三三八、七四三

種類別	發		信		著		信	
	和	文	計	歐	和	文	歐	計
無料報	三、〇四三、九四一	四九、九六五	三、〇九二、九〇六	一六、三八〇、一五〇	五五、三九九	一六、三三五、五四九	三、二〇〇、九三〇	
合計	九〇、三九一、七四四	三〇七、四四五	九〇、六九九、一九九	九五、八八五、七九三	二九四、〇〇六	九六、一七九、七九九	三、二〇〇、九三〇	

(備考) 一、本表は昭和十六年十一月内國電報總計表に依り推計したる全國(内地及在外局)の通數とす
 二、對外地電報及東亞電報を含む

(二) 局種別通數

昭和十六年度

局種別	發		著		中繼信		合計
	有	無	有	無	中繼信	合計	
普通局 甲	一九、〇八、四七七	四、五五、六一〇	三〇、九四六、一五八	六、一八〇、八六三	一五〇、九〇〇、八三三	二二、六四八、九三九	
同 乙	九、四三三、七〇九	一、四〇四、九二六	一六、六三四、二四一	二、三六六、四〇三	一〇、九八八、六七三	四〇、七七一、九五二	
指定局	七、七、五九八	一〇一、〇八一	九八、六四四	一五五、五四九	一、四〇八、一七三	三、三三六、二八五	
集配特定局	一九、一五、六八七	三、〇八八、〇八四	二二、四八七、四九九	四、六〇〇、六九三	一五、三〇三、七九七	六五、七五、八一〇	
無集配特定局	二二、三三九、二四三	二、四六二、四五六	七、三四四、〇九六	二、三三七、一四八	三二七、三六三	三三、七〇、二〇四	
電信電話取扱所	三六、〇七五	一、九四四	六二、六五九	一〇、六七一	八八九	一四、二三八	
電信取扱所	八、四三三、六一	二六六、六八九	三二四、二二六	四七七、二六七	三、三〇〇、六六六	三、五〇二、六六六	
無線電信局	一〇五、九七三	九五、九五九	六六、〇五三	九五、八九三	五八八、五五五	九三三、四五一	
無線電信取扱所	三九、七九一	七九、一八八	一三八、二九七	二一、〇六四	三五、三八〇	六七三、七三〇	
合計	九六、六〇六、二九三	三三、〇九二、九〇六	七九、八四四、二五〇	一六、三三五、五四九	一八二、五九四、二二九	三三九、四七三、二二七	

(備考) 前と同じ
 (三) 月別通數

昭和十六年度

月別	發		著		中繼信		合計
	有	無	有	無	中繼信	合計	
昭和十六年四月	七、五四〇、三三三	一、〇四三、七三〇	七、六九七、四三三	一、三三四、一三九	一七、四四三、四九八	三五、〇四九、一五八	
五月	六、八八六、六七一	九六〇、七六六	七、〇四三、〇七六	一、二五三、五九九	一五、七六八、九八七	三二、九一、〇一九	
六月	六、〇五三、四五一	八四八、〇〇一	六、一五五、八二七	一、〇七七、七〇一	一三、七四四、七九三	二七、八六八、七六三	
七月	七、六二七、九〇七	一、二二一、〇三六	七、七三二、三四四	一、七三七、五六一	一八、〇四七、七九三	三六、四五五、五八八	
八月	六、一六三、三二六	九八五、三〇五	六、二五三、八六七	一、三三九、六七七	一四、三三三、五七七	二九、一四、八四三	
九月	五、八二四、四〇〇	九二六、四三五	五、八八〇、七七七	一、一九〇、七四八	一三、四七五、七三〇	二七、二八八、一〇〇	
十月	六、一五八、二六六	九九七、四九一	六、二六〇、一六六	一、三三六、七一九	一四、三三五、〇八八	二八、九七七、七六〇	
十一月	五、八九七、四〇四	九〇八、四九七	六、〇〇六、四八四	一、一八一、六三〇	一三、五五〇、九二五	二七、五四四、八八〇	
十二月	六、八四七、四三三	一、七〇〇、一三三	六、九三三、九三八	一、九三四、〇六六	一六、三三五、九九九	三三、三〇、五八八	
昭和十七年一月	六、一四四、三三六	八六七、二〇一	六、三三一、七七一	一、三三一、〇三七	一四、〇八六、七六〇	二八、五一一、二三三	
二月	五、七七九、〇九九	八八〇、七七七	五、八五四、三〇四	一、一五九、九八八	一三、三七〇、四二六	二七、〇四四、四六四	
三月	七、七五五、六六六	一、二〇三、五七五	七、八二七、四〇三	一、五九九、八二九	一八、一八〇、四七一	三三、五二六、九七四	
合計	九六、六〇六、二九三	三三、〇九二、九〇六	七九、八四四、二五〇	一六、三三五、五四九	一八二、五九四、二二九	三三九、四七三、二二七	

(備考) 前と同じ
 (四) 府縣別通數

逓信局別	發		著		中繼信		合計
	道府縣別	發	信	著	信	合計	
東京都市	一四、四二六、四五五	一、九三五、〇三三	一四、〇三〇、三五一	一、五〇八、五八八	一五、五三九、九三九	三〇、〇三〇、九三〇	
神奈川	二、二〇〇、九六六	二、四〇六、八五〇	四、六〇七、七六六	一、三三六、七七一	五、九四四、五三三	一、三三八、九三〇	
計	一六、六二七、四二一	四、三四一、九三三	一八、六三八、一三三	二、八四五、三六五	二〇、四八四、四七二	三、三六九、八六〇	
道府縣別	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	
新 潟	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	一、五八二、四二二	
埼 玉	六三三、六三七	七四五、七五七	一、三八九、四三〇	七四五、七五七	二、一四一、一八七	一、三三八、九三〇	
群 馬	六八、七七一	七四、七四九	一四三、五二六	七四、七四九	二一八、二七五	一、三三八、九三〇	

選信局別	東京地方		名古屋		大 阪		
	道府縣別	發 信	著 信	計	道府縣別	發 信	
千 葉	九六、八〇九	一、一七〇、一七三	二、一六六、九八三	計	宮 城	一、三三一、六七五	二、七九九、四七二
茨 城	一、〇四三、四〇三	一、一七七、五六一	二、二二〇、九六四	高 知	計	一、三三一、六七五	二、七九九、四七二
栃 木	六四四、八八〇	六九一、六三四	一、三三六、五二四	廣 島	愛 媛	一、〇三九、四四五	二、〇七九、九二〇
靜 岡	一、八四七、四五六	一、九三一、二三三	三、七七八、六八八	香 川	山 口	一、二六九、八五二	二、五三三、四九〇
山 梨	四〇六、三九〇	五一〇、〇七九	九一六、四六九	岡 山	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
計	七、八五〇、一三七	八、五八九、八九四	一六、四四〇、〇二二	廣 島	廣 島	七九九、二九〇	一、〇四八、八五五
愛 知	二、七四四、六二〇	二、八八一、四八五	五、五五六、一〇五	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
三 重	九一三、六〇七	一、〇一六、六四二	一、九三〇、二四九	島 根	島 根	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
岐 阜	八六三、九四三	九六六、五三〇	一、八三〇、四七三	山 根	山 根	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
長 野	一、一四一、三六八	一、二七四、五〇七	二、四一五、八七五	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
福 井	五七四、七九三	六四八、三四三	一、二二三、一三五	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
石 川	六八六、七一九	七三四、九九三	一、四二〇、七二二	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
富 山	六九〇、四二二	七六二、七七五	一、四五二、一九六	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
計	七、五九五、四七二	八、二六五、二七四	一五、八六〇、七四五	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
大 阪	八、三八六、五三三	八、五七二、四九一	一六、九五九、〇二二	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
京 都	一、九九五、三九四	二、〇三一、七四三	四、〇二七、一三六	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
兵 庫	四、四七九、〇一九	四、七九八、八二四	九、二六八、八三三	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
奈 良	四七三、七九〇	五五五、一四九	一、〇二七、九三九	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
和 歌 山	五〇七、五三三	五五五、九一九	一、〇六三、四七二	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
德 島	八二五、四九三	九四六、二九七	一、七七一、二四〇	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三
計	五八三、三〇三	六七五、八二六	一、二五九、一三九	鳥 取	鳥 取	一、四二七、二九二	二、九五一、二六三

仙 臺		札 幌	
道府縣別	發 信	著 信	計
福 島	一、三三三、二九五	一、四三〇、九六五	二、七六四、二六〇
岩 手	一、〇〇六、五三七	一、〇三三、九三〇	二、〇四〇、四六七
青 森	一、三六二、六四八	一、三三〇、七七〇	二、六九三、四一八
山 形	九一四、六五五	九六九、五七一	一、八八四、一七六
秋 田	一、〇八〇、八四五	一、一三三、一三三	二、二一三、九八八
計	七、〇三九、六五五	七、三三三、七六五	一四、三六三、三二〇
參 考	在 外 局	二、九四四、三八	三〇一、〇七
總 計	九〇、四〇四、八八二	九七、七九二、八七	一八八、一九六、七五九

ハ、内地外地間電報 (再掲)

昭和十六年度

外地別	内地		内地		合 計	
	有 料	無 料	有 料	無 料	有 料	無 料
朝 鮮	二、三六四、四三三	五〇六、四〇〇	二、五九九、四九二	六六五、九八八	四、八五三、九八〇	一、一七三、三三八
臺 灣	七三三、七八八	二二三、〇四八	八〇〇、三三八	二七三、九八〇	一、五三四、一六六	四九一、〇二八
樺 太 洋	六六〇、八七六	一一一、一五二	六四四、九六六	三三〇、四六四	一、〇一五、八二二	三三四、六二六
南 洋	一四四、四三三	二四、九四四	一三六、八〇〇	九五、四〇〇	二九一、三三三	一三〇、三八四
合 計	三、九一三、五四八	八六五、五八四	四、〇九一、六六六	一、二五九、七三三	八、〇〇五、一六四	二、一三五、三五六
(參考) 小笠原	二〇、五三三	二一、〇〇〇	二四、六六六	一四、二〇八	四五、三三八	三五、二〇八

(備考) 本表は昭和十六年十一月内國電報總計表に依り推計したる全國(在外局取扱のものを含まず)の通數とす

二、東 亞 電 報

(一) 月別通數

月 別	日 滿 間		日 華 間		合 計	
	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信
昭和十六年四月	三九三、〇六八	四六三、三八五	一三三、〇三三	一七六、二〇七	三〇九、二四〇	五六一、一〇一
五月	三三三、二五五	四一五、八一〇	一三〇、〇三三	一七〇、〇六六	三〇〇、一一九	四八五、三三八
六月	三〇五、九七〇	三六一、七六七	一二一、九三三	一五八、六六二	二八〇、六〇四	四二七、七〇三
七月	三七四、六三三	四一九、五七六	一四六、三〇九	一八二、三三三	三三八、五三二	五〇〇、九三二
八月	二七〇、一三五	三〇四、二七〇	一二三、六九五	一五三、三三三	二七三、〇四七	三九三、八三〇
九月	二六一、〇三四	二九一、四五六	一一三、四三三	一五二、二二六	二七三、六八九	三八二、四四七
十月	二九〇、一四九	三三五、九七五	一二九、九〇五	一六七、四五四	二九七、三五六	四三〇、〇〇〇
十一月	二八九、五八一	三三六、四八八	一三三、一五五	一六六、五三七	二九六、六八二	四二二、五五八
十二月	三三三、三六二	三九〇、七六一	一五〇、六五九	一七三、五二五	三二八、二八〇	四二四、〇四一
昭和十七年一月	三三一、三七四	三九〇、七六一	一三九、九七五	一七五、五二五	三三三、四九〇	四五一、三三九
二月	二九六、四三三	三三一、四八五	一四三、七〇二	一七九、九七五	三三三、六九八	四四一、一三四
三月	四〇三、三三一	四三九、二三三	一八三、四六三	二二九、九七五	四一七、一四三	五九一、九八八
計	三、九一五、九五四	三、〇三九、七九八	一、一八八、七二七	一、六八七、五九二	三、七九一、八七二	五、四八三、四六〇

(備考) 一、關門局のアプストラクトに依り公衆報のみとす
二、外地發著のものも含む

(二) 種類別通語數 (二週間分)

種類別	通 信		通 語	
	發 信	著 信	發 信	著 信
至急電報	二七、一九三	三五、一八〇	六二、三七三	三七、八三八
計	二七、一九三	三五、一八〇	六二、三七三	三七、八三八

對手地別	通 信		通 語	
	發 信	著 信	發 信	著 信
滿洲	二九四、一三八	三四〇、三三八	六四、四六六	二、三六二、二七五
蒙疆	六、四四五	六、八五四	一三、二九九	五、六四六
北支	六四、九三三	八七、九三三	一五、八五五	六三、〇六九
上支	一三、五六七	二五、九四八	三九、五二五	六三、四九七
中海	六、〇四五	八、三三四	一四、三三九	二〇〇、三三四
南支	一、八〇三	三、一〇八	五、九二一	六〇、三七九
計	三八七、九二一	四七二、四九四	八六〇、四〇五	三、三四四、〇四三

(備考) 關門局にて作成せる五月一日及十月一日より各二週間分東亞電報料計算書に依る

(三) 對手地別通語數 (二週間分)

種類別	通 信		通 語	
	發 信	著 信	發 信	著 信
通常電報	三九七、六五五	四七二、四八七	七五、四三三	二、八六九、〇三二
官報	一、二九九	一、六七四	二、九六三	三九、六三三
新聞電報	七、四七七	一一、〇九二	一八、五九九	一七〇、一八〇
爲替電報	一	一、六五五	一、六五五	二、八二九
計	三九五、五六〇	四七二、三三三	八七、九三三	三、四四九、三六八

(備考) 一、前に同じ
二、前表と計數の異なるは日本よりの直通通信のみにて日本經由の東亞電報(例へば上海滿洲間電報)を

※ (一) 種類別通話數
含まざるに因る
ホ、外國電報

種類別	通		著		計		發		著		計	
	信	著	信	著	信	著	信	著	信	著	信	著
至急電報	一、八三五	一、八三〇	三、六六五	三、六六五	四〇〇、二一九	三、六七一	三、六七一	一、四八八	三、六七一	二、八五五	三、六七一	二、八五五
通常電報	三、八六七	三、四八一	四、四九八	四、四九八	一、二六七、〇〇三	一、四八八、三五四	一、四八八、三五四	一、四八八、三五四	一、四八八、三五四	一、四八八、三五四	一、四八八、三五四	一、四八八、三五四
後額電報	二、六〇、七三三	二、三〇、二六三	四、九〇、九六六	四、九〇、九六六	五、一一、七九八	七、五〇、四九七	七、五〇、四九七	七、五〇、四九七	七、五〇、四九七	七、五〇、四九七	七、五〇、四九七	七、五〇、四九七
減額電報	一、〇八二	一、〇八二	二、九三五	二、九三五	八三〇、三三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五	二、九三五
新聞官報	三、八八一	二、五三三	三、一七四	三、一七四	二、二七〇	六、四〇六	六、四〇六	六、四〇六	六、四〇六	六、四〇六	六、四〇六	六、四〇六
後額電報	一、一九八	一、一九八	一、九七九	一、九七九	二、五七一、三六六	一、二六九、五六一	一、二六九、五六一	一、二六九、五六一	一、二六九、五六一	一、二六九、五六一	一、二六九、五六一	一、二六九、五六一
隱語電報	二、三九〇	一、六八九	一、四九二	一、四九二	三、三六〇	二、三九〇	二、三九〇	二、三九〇	二、三九〇	二、三九〇	二、三九〇	二、三九〇
書信電報	四、五三三	五、〇六九	二、九七八	二、九七八	二、三六一、七三一	二、二七三、〇三七	二、二七三、〇三七	二、二七三、〇三七	二、二七三、〇三七	二、二七三、〇三七	二、二七三、〇三七	二、二七三、〇三七
祝賀電報	六、七三〇	七、九三三	九、六八一	九、六八一	二、九四四、四七九	四、一四七、〇八七	四、一四七、〇八七	四、一四七、〇八七	四、一四七、〇八七	四、一四七、〇八七	四、一四七、〇八七	四、一四七、〇八七
例文祝賀電報	四	二四	二二	二二	一、〇一〇	三、〇五七、〇四〇	三、〇五七、〇四〇	三、〇五七、〇四〇	三、〇五七、〇四〇	三、〇五七、〇四〇	三、〇五七、〇四〇	三、〇五七、〇四〇
氣象電報	五、六、四三〇	六、三、〇六六	一、一七〇、四七六	一、一七〇、四七六	一、七、六二一、二五四	三、三、九九五、五二一	三、三、九九五、五二一	三、三、九九五、五二一	三、三、九九五、五二一	三、三、九九五、五二一	三、三、九九五、五二一	三、三、九九五、五二一
計	一、八三五	一、八三〇	三、六六五	三、六六五	四〇〇、二一九	三、六七一	三、六七一	一、四八八	三、六七一	二、八五五	三、六七一	二、八五五

(備考) 一、關門局のアプストラクトに依り公衆報のみとす
二、外地發著のものも含む

昭和十六年中

(備考) 一、在外局取扱のものを含む
二、外地取扱のものを含まず

局種別	發		著		中繼信		合計
	有	無	有	無	有	無	
普通局甲	三、六三、六八	一、三三、四八九	四、七、九七二	一、一〇、一	一、一〇、七九八	一、二五、八八六	二、二七、〇六四
同局乙	九、〇七一	五、五九六	九、一〇〇一	五九	一三、二八三	四三	一〇、七三三
指定局	五〇	二	五九	一八	一八	三	一四一
集配特定局	八五六	一四〇	一、一九三	二九〇	二九〇	二四	二、六〇三
無集配特定局	九、四〇四	五〇七	一、三六八	七〇四	七〇四	二五	一三、〇〇八
電信電話取扱所	二	二	四	一	一	一	九
電信取扱所	三、五七七	五三四	一、四三三	六九二	六九二	二、六二七	八、七三二
無線電信局	一、三〇七	三三五	四、四九二	二八五	二八五	六	一六、五七七
無線電信取扱所	四、三、七九五	二九、六三四	五、七、五二一	一、三六、〇一三	一、三六、〇一三	一、三六、一〇七	二、五三、〇四九
合計	三、六三、六八	一、三三、四八九	四、七、九七二	一、一〇、一	一、一〇、七九八	一、二五、八八六	二、二七、〇六四

昭和十六年度

昭和十六年度

月別	發		著		中繼信		合計
	有	無	有	無	有	無	
昭和十六年四月	六、七、三九九	一、四、五二〇	七、三、三八	一、四、三	一、四、三三一	一、七、九、〇五五	三、四、七、六四三
五月	七、八八九	一、六、六三三	七、三、四三三	一、五、四三	一、五、四六八	一、八、七、四二五	三、六、八、七四八
六月	七、二五五	一、五、四四五	七、三、五二一	一、五、三七〇	一、五、三七〇	一、六、六二二	三、三、三、二五三

月 別	大 阪										名 古 屋										計		
	山梨	愛知	三重	岐阜	長野	福井	石川	富山	計	大 阪	京都	兵庫	奈良	滋賀	和歌山	徳島	高知	計	仙 臺	熊 本		廣 島	計
七月	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
八月	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
九月	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
十月	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
十一月	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
十二月	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
昭和十七年一月	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
合 計	一、六二二	三、六六三	五、四三三	七、二六三	二、六三三	三、三三三	二、三三三	一、三三三	四、七六六	一、七〇〇	九、九四〇	六、〇一〇	六、九六六	五、〇六六	一、六六六	三、七三三	三、七三三	三、八〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇	三、九〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇

月 別	東京都市		東京地方		計	有 著 料	無 信 料	中 繼 信 料	合 計
	神奈川	東京	静冈	茨城					
七月	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三
八月	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三
九月	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三
十月	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三
十一月	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三
十二月	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三
昭和十七年一月	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三
合 計	三、三三三	四、〇〇〇	三、三三三	四、〇〇〇	六、六六六	一、二二二	一、二二二	一、二二二	三、三三三

(四) 府 縣 別 通 數

(備考) 前に同じ

昭和十六年度

國 別	通 信 數		語 信 數	
	發 信	著 信	發 信	著 信
太 洋 洲	三、九八二	五、六五五	六四、七二六	一三、三五六
布 計	二、〇七五	二、三六七	四四、三三三	五、二四九
其 他 太 洋 洲	一七、三五七	一九、八一九	三六、〇三三	五、四六九
總 計	五五、八三〇	六二、〇四六	一七、六一一、二五〇	三、九四五、五三二
				四〇、六〇六、六八五

六、電信收入狀況 (調定額)

イ、總括

科 目 別	昭 和 十 六 年 度		昭 和 十 五 年 度		對 前 年 度 增 減 (△)	同 上 割 合
	收 入	割 合	收 入	割 合		
業 務 勘 定	二天、八七四、〇七四	〇・三〇	二天、〇八九、〇四九	〇・三五	△	〇・四六
切 手 收 入	二天、五〇五、五九六	〇・四六	二天、三〇二、五〇一	〇・三三	△	〇・四六
內 國 電 報 料	三、〇五八、四九六	〇・四六	三、〇四六、五〇八	〇・三三	△	〇・四六
外 國 電 報 料	三、三三九、六九九	〇・四六	三、三〇四、四三三	〇・三三	△	〇・四六
內 國 電 報 料	一七、三五五、二一九	〇・四六	一四、四六七、六二四	〇・三三	△	〇・四六
外 國 電 報 料	一四、六九三、五〇六	〇・四六	一三、五二一、九六三	〇・三三	△	〇・四六
電 信 收 入	一、八一、六〇三	〇・一五	一、四六、九〇三	〇・一五	△	〇・一五
請 願 電 信 費 納 付 金	一、二八、三三九	〇・一五	一、一五、〇八四	〇・一五	△	〇・一五
電 信 雜 收	六〇、二四三、七六三	〇・八〇	六三、三九、四八一	〇・八〇	△	〇・八〇

口、月別收入 (其の一)

區 別	切 手 收 入		電 信 收 入	
	收 入	割 合	收 入	割 合
昭 和 十 六 年	二、四五五、〇〇一	〇・四六	一、七〇八、三三〇	〇・四六
四 月	二、三〇七、三〇一	〇・四六	一、九四三、三三七	〇・四六
五 月	二、〇五三、三二八	〇・四六	一、七〇、七六九	〇・四六
六 月	二、六〇八、四六四	〇・四六	一、五七、九七四	〇・四六
七 月	二、一四一、四七五	〇・四六	一、一七、五二〇	〇・四六
八 月	二、〇〇一、三三四	〇・四六	一、〇八、一六九	〇・四六
九 月	二、〇七四、四六八	〇・四六	一、三三、五九四	〇・四六
十 月	一、九四四、七三三	〇・四六	一、〇八、二六九	〇・四六
十 一 月	二、三九二、一〇五	〇・四六	一、〇七、八四二	〇・四六
十 二 月	二、一四二、四四〇	〇・四六	一、〇七、九〇五	〇・四六
一 月	二、〇五三、四三三	〇・四六	一、〇三、九〇〇	〇・四六
二 月	二、六八〇、一三三	〇・四六	一、四九、三三三	〇・四六
三 月	二、八七四、〇七四	〇・四六	一、七、三五五、一八九	〇・四六
計				

(其の二)

月 別	電 信 收 入		合 計
	請 願 電 信 費 納 付 金	電 信 雜 收	
昭 和 十 六 年 四 月	七、四	四、六三九	三、八八八、六三三
			六、三三三、六三三

月 別	電 信		合 計
	請願電信費納付金	電信雜收	
五 月	五五	七、四七九	五、四一四、六八九
六 月	五五	一〇、五五八	五、九六四、九三三
七 月	五五	四〇、三八三	五、五三四、三〇五
八 月	五五	二、八八六	四、六五〇、六六二
九 月	五五	三、二一八	四、四一五、四二〇
十 月	五五	九三、七二六	四、九〇四、六四三
十一 月	五五	三、一〇一	四、二九七、二八〇
十二 月	五五	一四〇、二二三	四、六四四、九〇六
一 月	五五	二九七、四五一	四、六六六、一七三
二 月	五五	四七三、九〇七	四、三九一、一三四
三 月	五五	二一、七七一	四、七六六、〇三五
計	一四三	三、三六九、六八九	六〇、三三三、六三三

昭和十七年

七、官應用及私設電信

(一) 官應用電信

A 施設目的別

施設目的別	施設者數	回線數	線路亘長	線條延長	電信機數	共の他 機數	基 因 法 令
警察及刑務事務用	一	八二	六五	一、五〇〇	六	〇	官應用電信電話規程 第一條第二號
訴訟專用品	三	四一	五、六三三	一、〇四九	二、四九	〇	同 第三號
事業專用	三	二五	一〇一	一六三	五	〇	同 第四號
電報送受用	一	七	七	一九	〇	〇	同 第五號
近接地連絡用	七	七	七	七	〇	〇	同 第三條第二項
正午時通報用	四	七	七	七	〇	〇	同 第三項
火災報知用	三	八	三	三	二、五二	八五	
計	三	一、三九	五、二六	一、五三	二、五二	八五	

昭和十六年度末現在

(備考) 本表中「其の他の機械」とは電鈴、轉換器又は通報用發受報機とす

B 通信局別

通信局名	施設者數	回線數	線路亘長	線條延長	電信機數	共の他 機數
東京市	一	一三	一、四〇六	二、二四八	二四一	〇
東京地方	三	四五	四、一五	四、一八四	二六八	〇
名古屋	八	九〇	七、七六	七、七八	三六八	〇
大阪府	二	八五	七、〇七	七、三三	三六六	八五
廣島	二	六	一〇、九〇〇	一一、四三	三八四	〇
熊本市	三	五	五、四六	五、五三	二六八	〇
仙台	三	八	三、二四	三、七六	四四五	〇
札幌	二	七	六、三三	六、三七〇	三三一	〇
計	三	一、三九	五、二六	一、五三	二、五二	八五

(備考) 前に同じ

計	東京地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌
施設者数	二八三	三一	一八	一	一	一	一
回線数	五四二	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
線路互長	一、三〇一	一六	一六	一六	一六	一六	一六
線條互長	一、三二五	一六	一六	一六	一六	一六	一六
電信機数	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
其他の機数	五二	三	三	三	三	三	三

(備考) 前に同じ

(二) 私設電信

A 施設目的別

施設目的	施設者数	回線数	線路互長	線條延長	電信機数	其他の機数	基因法令
事業専用	二	三	七	九	九	〇	電信法第二條第二號
公共團體事務用	三	一	一	一	〇	〇	同 第三號
電報送受用	三	一	一	一	〇	〇	同 第四號
近接地連絡用	三	一	一	一	〇	〇	同 第五號
正午時通報用	三	一	一	一	〇	〇	私設電信規則第二十八條第二項
火災報知用	三	一	一	一	〇	〇	同 第三項
計	一六	六	三〇八	六二	四三	九二	

B 逓信局別

逓信局名	施設者数	回線数	線路互長	線條互長	電信機数	其他の機数
東京都市	一六	六	三〇八	六二	四三	九二

昭和十六年度末現在

2. 電話

一、電話取扱局所（有線）

(一) 局種別局所

昭和十六年度末現在

計	公衆電話所	電信取扱所	特 定 局	指 定 局	普 通 局	區 別	
						交換	電話局
							(六七) 六七
	六、九三三		六、六四〇	二九	二六四	交換及通話	郵便局
	五、四二五		五、二五二		一四	通話	電信局
	一				一	交換及通話	取扱所
	一〇				一〇	交換及通話	合
	六五	五、二〇四	五、一八九	五		交換及通話	計
	八七				八七	交換	
	六、九九九		六、六四〇	二九	二六五	交換及通話	
	一〇、六三九	五、一八九	五、二五二		一八四	通話	
	一七、七三五	五、一八九	一一、八九二	二九	五六	計	

(備考) 括弧内は分局の再掲とす

熊本	廣島					大阪					富山	石川		
	愛媛	香川	山口	岡山	鳥取	廣島	高知	徳島	和歌山	滋賀			奈良	兵庫
一	二	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	二
一	一	一	一	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	七
二	三	五	四	八	三	四	二	六	四	三	七	六	六	三
一	八	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	五
一九	一、七〇	一、三三	七	一、九	二、五	一、六	八	二、六	一、八	二、三	一、〇	一、〇	一、〇	九、七
一	三	一	三	四	四	六	七	一	一	二	一	一	一	二
一八	一、三	一、四	一、六	二、三	一、六	九	九	二、九	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
三	二	一	一	一	一	八	三	一	一	二	二	三	一	五
共	五〇	八	四	九	九	四	一、〇	六	五	六	六	三	二	七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
九	五	三	八	三	四	四	一、〇	七	六	六	六	三	二	七
七	二	四	八	四	九	九	一、七	三	九	二	二	三	二	五
二九〇	一、九	一、〇	一、四	三	三	四	三、八	一、八	一、七	一、八	一、八	一、八	一、八	二、七

名古屋	東京地方					都京市		局選別	通信
	計	山梨	静岡	栃木	茨城	千代田	群馬		
福井	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長野	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐阜	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、〇	一、七	一、五	一、三	一、六	一、五	一、八	一、〇	一、六
東京	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、〇	一、七	一、五	一、三	一、六	一、五	一、八	一、〇	一、六
交換のみの取扱局	一	一	一	一	一	一	一	一	一
交換及通話取扱局	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、〇	一、七	一、五	一、三	一、六	一、五	一、八	一、〇	一、六
通話のみ取扱局	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、〇	一、七	一、五	一、三	一、六	一、五	一、八	一、〇	一、六
公共電話	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一、〇	一、七	一、五	一、三	一、六	一、五	一、八	一、〇	一、六

(二) 府縣別局所

昭和十六年度末現在

名 古 屋	東京地方	東京都市	逓信局別	道府縣別	局所數	局所數	局所數	面積	局所當	人口
石福長岐三愛	山靜枋茨千群埼新	神東	計	計	計	計	計	計	計	計
川井野阜重知	梨岡木城葉馬玉湯	神奈川	計	計	計	計	計	計	計	計
一六〇	二、一七〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
一七〇	一、四〇三	四、七三三	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
一八〇	一、九六	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
一九〇	二、八〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二〇〇	三、〇〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二一〇	三、二〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二二〇	三、四〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二三〇	三、六〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二四〇	三、八〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二五〇	四、〇〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二六〇	四、二〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二七〇	四、四〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二八〇	四、六〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
二九〇	四、八〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三〇〇	五、〇〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三一〇	五、二〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三二〇	五、四〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三三〇	五、六〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三四〇	五、八〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三五〇	六、〇〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三六〇	六、二〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三七〇	六、四〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三八〇	六、六〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
三九〇	六、八〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四〇〇	七、〇〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四一〇	七、二〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四二〇	七、四〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四三〇	七、六〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四四〇	七、八〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四五〇	八、〇〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四六〇	八、二〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四七〇	八、四〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四八〇	八、六〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
四九〇	八、八〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七
五〇〇	九、〇〇	二、九六〇	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七	二、四八七

(三) 府縣別電話局所普及状況 昭和十六年度末現在

合 計	札幌	仙 臺					熊 本					逓信局別	道府縣別	交換のみの取扱い局	交換及通話取扱局	通話のみの取扱局	公衆電話	合計						
		北海道	計	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	計	沖繩								鹿兒島	宮崎	佐賀	大分	福岡	長崎
二〇	二						二						計	計										
六七	一						一																	
一、二六四	一八	二五	五	四	四	三	五	四	四	三	五	三	三	六	三	九	四	三	五	三	三	六	三	九
二九	三	四	一	一	一	二	一	四							二	一								
六、六四〇	三三	八二	二七	一四	一九	一五	二〇	一四	一、〇一一								八							
六、九九九	三七	九四	一五	一〇	一五	二一	二七	一五	一、〇六七								八							
一〇、二七四	四	三		二				一									二							
五、二五二	五〇〇	四九	七	六	六	五	六	七	七三	二	三	五	七	七	二	一〇一	七三	二	三	五	七	七	二	一〇一
一五、四四〇	五〇七	四九	六	六	六	五	六	七	七六	二	三	五	七	七	二	一〇四	七六	二	三	五	七	七	二	一〇四
五、一八九七、七二五	一、〇〇八	三九	五	七	三	五	三	七	二七	二	七	二	五	三	三	三	二七	二	七	二	五	三	三	三

(備考) 分局数は郵便局電信局及電話局分課規程に依る

二、電話線路

(備考) 局所数には公衆電話所を含み面積は昭和十年三月末、人口は昭和十五年十月一日現在國勢調査にかゝる内閣統計局發表のものに依る

合	札 幌	仙 臺					熊 本										
		計	秋 田	山 形	青 森	岩 手	福 島	宮 城	計	沖 縄	鹿 兒 島	宮 崎	佐 賀	大 分	福 岡	長 崎	熊 本
計	北海道	1,008	1,511	338	243	211	210	336	11,021	67	306	147	243	260	556	299	290
		1.1	2.3	2.0	2.6	2.2	1.5	2.5	4.7	2.8	3.4	1.9	5.9	4.2	1.4	7.3	3.9
		0.31	0.31	0.33	0.33	0.33	0.31	0.31	0.10	0.13	0.19	0.18	0.10	0.37	0.18	0.33	0.21
		21,261	44,455	51,261	48,336	45,644	66,234	27,555	22,455	35,562	29,755	17,255	53,555	33,999	8,855	13,633	25,655
		41,257	47,739	44,626	44,626	44,743	44,743	5,071	8,576	5,194	5,717	4,941	4,941	3,666	5,545	4,522	4,718

廣 島	大 阪							富 山	選 信 局 別	道 府 縣 別	局 所 數	局 所 數	百 平 方 料 當	局 所 數	人 口 千 人 當	面 積	一 局 所 當
	計	高 知	德 島	和 歌 山	滋 賀	奈 良	兵 庫										
計	1,910	250	145	326	349	334	238	488	3,818	181	170	335	284	1,533	2,274	155	2,429
	4.9	4.4	8.0	5.2	5.0	3.5	3.7	5.8	9.9	2.6	4.1	5.0	4.6	9.8	4.4	3.6	4.8
	0.5	0.21	0.3	0.24	0.26	0.23	0.26	0.26	0.29	0.26	0.24	0.27	0.26	0.26	0.24	0.19	0.21
	20,355	23,677	23,823	19,255	20,199	28,323	27,266	17,299	10,088	39,355	22,737	20,100	33,333	33,333	10,333	8,444	1,299
	3,993	4,715	5,037	4,096	3,809	3,166	3,744	3,832	3,500	3,929	4,388	3,681	3,807	3,807	3,157	3,157	3,157

イ、線路互長、線條延長

昭和十六年度末現在

種別	線路互長	線條延長
架空線	七三、二五〇 <small>軒</small>	六三三、二一〇 <small>軒</small>
架空線	一四、六六三	二、六四、三三〇
地下線	五、九四三	五、一八三、四八一
水底計	一、四五三	一一、九三
	九四、三二一	八、四八一、七三三

ロ、市外電話回線

昭和十六年度末現在

區別	回線延長	回線數	實線		重信線	電信電話 双信線	搬送線	合計
			電話線	電信電話 共用線				
東京	四六、三八九 <small>軒</small>	一〇、五六六	四、〇七五	二、二七五	二九、六七九 <small>軒</small>	二、八三九 <small>軒</small>	二、八、四九五 <small>軒</small>	七九、六六一 <small>軒</small>
地方								
名古屋								
大阪								
廣島								
熊本								
仙臺								
札幌								
計								

三、電話機械

昭和十六年度末現在

種別	局別	手動交換機	加入者交換機	磁石式複式	磁石式單式	自動式交換機	中繼臺	市内	市外
市内關係	東京	二九	三三	一四	一八	一、六八三	一	八	二八
	地方	八	一〇	一、三八	一	三五			
	名古屋	一三	一〇	一、七五	七	三〇			
	大阪	三九	一四	一、一〇一	一七	二七			
	廣島	五〇	八	一、〇七	二	九			
	熊本	一七	九	九〇	七	三			
	仙臺	四	七	六	八	六			
	札幌	五	四	四	八	八			
	計	九三	六七〇	六、九三	三三	二、三六九			
	計	一、六〇一							

四、電話従事員

昭和十六年度末現在

種別	局別	共電式	磁石式複式	磁石式單式
市外關係	東京	四九	三	一五四
	地方	一八九	六一	四四五
	名古屋	二七	一〇	四一九
	大阪	六〇	七〇	五〇〇
	廣島	一三	六	四二
	熊本	三三	六	三五
	仙臺	六	五	二五
	札幌	六	二	一四九
	計	二、二五七	四一九	二、七三九

東京都市										遞信局別	
十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	四級局	三級局	二級局	一級局	局種別
局數											
單 獨											
共 同											
接 入											
計											
特 數											
外											
1	1	1	1	10	10	9	1	1	1	1	局種別
170,288	3,740	15,193	3,483	14,650	5,833	3,843	15,193	3,483	14,650	170,288	局種別
3,483	1,773	3,000	6,011	5,833	15,193	3,483	15,193	3,483	14,650	3,483	局數
3,483	1,773	3,000	6,011	5,833	15,193	3,483	15,193	3,483	14,650	3,483	單 獨
3,483	1,773	3,000	6,011	5,833	15,193	3,483	15,193	3,483	14,650	3,483	共 同
3,483	1,773	3,000	6,011	5,833	15,193	3,483	15,193	3,483	14,650	3,483	接 入
3,483	1,773	3,000	6,011	5,833	15,193	3,483	15,193	3,483	14,650	3,483	計
3,483	1,773	3,000	6,011	5,833	15,193	3,483	15,193	3,483	14,650	3,483	特 數
3,483	1,773	3,000	6,011	5,833	15,193	3,483	15,193	3,483	14,650	3,483	外

(一) 總

括

五、電話加入狀況
イ、電話加入數

昭和十六年度末現在

總 計	下 以 局 定 特				上 以 局 定 指				官 職 別	
	合 計	局 配 集	電 話 事 務 員	事 務 員	合 計	員 雇				判 任 官
						機 械 工 員	技 術 員	電 話 主 事 補 員		
9,305	77	273	504	481	8,528	7,432	5,495	993	東京	
7,310	3,844	500	3,344	2,005	3,396	3,109	2,675	99	東京地方	
8,544	3,471	588	2,883	1,677	5,067	4,566	3,773	308	名古屋	
17,128	3,633	703	2,930	2,229	13,495	11,040	9,569	1,471	大阪	
6,555	2,766	499	2,267	1,768	3,789	3,433	2,869	564	廣島	
6,888	2,599	462	2,137	1,675	4,299	3,933	3,290	643	熊本	
4,083	2,021	274	1,747	1,473	1,991	1,819	1,533	282	仙臺	
2,833	1,110	111	999	77	1,722	1,579	1,331	248	札幌	
63,566	10,271	3,049	26,683	15,327	43,287	37,879	30,533	4,348	合 計	

				名古屋														
				計														
四級局	三級局	一級局		十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	四級局						
一	二	一		1,007	575	131	131	80	69	3	9	8	1					
5,318	67,705	106,405		136,049	5,955	4,910	8,747	11,511	18,746	6,683	19,385	20,433	5,903					
1	875	830		2,475	15	15	15	16	27	27	50	50	101					
1	3	1		2	5	2	5	7	2	6	3	3	3					
5,433	66,602	107,283		136,688	5,732	4,885	8,906	11,344	19,082	6,895	19,991	20,949	6,015					
1	3	1		2	5	2	5	7	2	6	3	3	4					
7	50	1,485		1,563	2	1	2	3	1	5	1	1	25					

東京地方											遞信局別											
計											局種別											
三級局	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	計	十二級局	局數	單	獨	共	同	連	接	入	計	特	數	
1	1,353	854	147	143	103	2	2	5	7	1	1											
3,399	107,184	6,792	5,628	10,434	14,405	2,998	3,308	20,751	24,991	5,741	6,452											
1	21	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1											
1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
3,400	107,186	6,794	5,630	10,436	14,407	3,000	3,310	20,753	24,993	5,743	6,454											
7	22	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2											
6	22	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2											

熊本					廣島							
九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	四級局	計	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局
五	六	三	二	八	一	一、一五	七六	一四	二二	查	三	三
八、〇八九 三〇六	七、五三四 二二七	六、四一四 一八二	四、二四八 四一〇	二、四三六 七三三	九、三〇五 一四三	八、四四七 四、四二四	一、五〇一 五八	五、二一〇 五八	七、九八九 五五七	八、九八〇 三九三	八、八六〇 二五	六、五八六 一八三
一〇六	一五	一六	三三	六四	一五〇	一、七〇三	二六	二二	一六	二八	八	六
六	三	一	六	四九		一四	一四	三	一四	九	六	三
八、二〇一 三〇八	七、六九〇 二二七	六、五四一 一八二	四、五八一 四〇〇	二、七四九 七三三	九、四五六 一四四	八、五三三 四、四一五	一、五〇一 五八	五、三三五 五八	七、九八九 五五七	九、一〇七 三九三	八、九四八 二七五	六、六二五 一八三
三三	二六	八	六	九	一四	一、七三	五四〇	四八	三三	三三	二九	三
一六三	九	四七	八七	八	六	八七	一四	一三	一七〇	一五	八	四

大阪												遞信局別	
六級局	五級局	四級局	計	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	種別	局數
三	三	二	九六三	四七	一六	三三	七	四	元	一四	一〇	單	
一五、六八二 四二一	九、一〇四 二一〇	一五、〇〇九 三六六	二九三、五五九 六、五五九	五、三三七 九九七	六、八四四 四七四	八、四四二 四七四	一〇、一八七 三八九	一五、三六八 三九三	一五、二七六 三五四	一八、三三八 五〇〇	三、七五五 五二三	共	
四八六	二四	一三	三、九七九 六	二四六	二四〇	一六	一四	一六	二	二	四八六	同	
四	一	三	二七〇	八	九	五	二	三	三	四	一〇三	連	
一六、二〇九 四二一	九、三一九 二二〇	一五、一七四 三六六	二九七、八六四 六、五五九	五、六二一 九九七	七、〇七三 六〇四	九、一三三 四七四	一〇、三三三 三八九	一五、五五六 三九三	一五、六四六 三五四	一八、八八三 五〇二	三、七五五 五二三	接	
六	三	八	一、一五	三三	三〇	一八	二四	二七	六	一四	元	計	
四	三	三	三、三四	三三	一七	二四	二〇	一七	三	一三	一四	特	同上中特別加入區域內及區域外數
六	三	三	三、三四	三三	一七	二四	二〇	一七	三	一三	一四	外	

(備考) 加入數欄左傍數字は無料加入再掲とす

總	札幌									計
	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	四級局	
六、九六	三、七六	二、〇三	六	四	二	三	四	三	二	九七
一、〇四、七六	一、五、七六	二、〇、七六	三、一、六六	二、八、六六	二、八、五〇	三、三、〇〇	二、〇、四七	三、六、〇一	七、七、七三	五、一、四九
一、七、二六	一、四、九	一、六	一、七	一、五	一、七	一、六	一、三	一、六	一、三	六、三
九、九	一、五					四			四	三
一、〇、〇、六	一、五、八二	二、一、〇	三、一、九	二、九、九	二、八、五	三、三、五	二、〇、〇	三、六、三	七、三、六	五、一、八六
一、一、三六	四、五	七	七	七	九	〇	二	四	五	九〇
一〇、一、四八	三、八	六	九	三	四	三	四	五	二	三三

總	仙臺								計	遞信局別	局種別	局數	加入	
	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局					單	共
六、四	八	五	五	三	〇	一〇	二	一、〇、七九	七、八	一〇〇	一〇三	七、五、八八	四、四、八	一〇三
四、二、四九	三、一、七九	五、一、三三	七、二、七三	七、三、〇〇	五、七、八	四、六	一、一、八四	六、九、二五	九、〇、五、四	一、一、六、七	五、三、四	四、四、八	一、一、八、四	一〇三
一、四	一、四	一〇	〇	四	四	三	一	一、八、四三	一、二、四	一〇一	一〇三	一、一、八、四	一〇三	一〇三
三								七						
四、二、六六	三、一、七九	五、一、三三	七、二、七三	七、三、〇〇	五、七、八	四、六	一、一、八四	六、九、二五	九、〇、五、四	一、一、六、七	五、三、四	四、四、八	一、一、八、四	一〇三
三、九	六	三	二	二	四	五	五	一、五、六	一、四	二、九	三、四	一、一、八、四	一〇三	一〇三
四、三	五	五	六	九	三	五	五	一、〇、〇	一、六	一、五	一、五	一、一、八、四	一〇三	一〇三

(11) 度敷制施行局(再掲)

區別	局數	加入		計	特	外
		單獨	共同			
一級局	計	東京	一七〇,二八〇	三,四八〇	一七三,六六〇	一,四六五
		大阪	三,六〇〇	二	三,六〇二	一,四八五
三級局	計	名古屋	一〇六,四〇五	八三〇	一〇七,二三三	二,九〇〇
		京都	一,四八九	二四	一,五一三	一,四八五
三級局	計	神戶	二六,六三三	四,二四八	三一,八八一	二,九〇〇
		横濱	五,二六九	一六	五,二八五	一,四八五
三級局	計	金澤	一〇,一〇四	一〇七	一〇,二一一	一,四八五
		和歌山	一,三三三	一	一,三三四	一,四八五
三級局	計	廣島	九,四八五	三	九,四八八	一,四八五
		岡山	五,五〇四	一〇	五,五一四	一,四八五
三級局	計	福岡	九,三〇五	一〇	九,三一五	一,四八五
		札幌	一,四〇〇	二	一,四〇二	一,四八五
三級局	計	函館	六,〇一五	二	六,〇一七	一,四八五
		計	一,三三六	四	一,三四〇	一,四八五
合計	三	四四〇,八三三	六,〇六六	四四七,一九〇	一八七	三,七一一

昭和十六年度末現在

(12) 府縣別電話加入者普及狀況

逓信局別	道府縣別	加入數	百平方 加入料當	人口千 加入料當	面積		加入 人口當
					一	二	
東京都市	計	東京	九,八二〇	二九・四	〇・〇一〇	〇・〇一〇	三五
		神奈川	一,五〇一	一六・一	〇・〇〇七	〇・〇〇七	三九
新	計	新潟	五,四六八	二五・八	〇・〇一八	〇・〇一八	一〇七
		埼玉	三三	九・三	〇・〇〇三	〇・〇〇三	一七
合計		一五,八二一	四〇・九	〇・〇三九	〇・〇三九	一七〇	

昭和十六年度末現在

宮城	熊本						廣島						和歌山 德島 高知				
	熊本	長崎	福岡	大分	佐賀	宮崎	熊本	長崎	福岡	大分	佐賀	宮崎					
計	九、四三三	一、二六〇	八、七四三	五、五七三	六、三三七	九、五五一	三、八七四	一、〇一六	三、八七四	一、〇一六	三、八七四	一、〇一六	計	二、九七、八六四	五、八九四	六、三八〇	一、三、六六二
加入數	二、〇八〇	一、〇一六	一、〇六四	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	加入數	二、九七、八六四	五、八九四	六、三八〇	一、三、六六二
百平方	二〇九	五三	六六	七三	二五九	一五一	七四六	三一九	一四九	二八六	二八六	二八六	百平方	七四	八三	一五四	二八九
人口千	八・八	二・二	五・五	六・六	九・〇	九・八	一・九	九・五	一・九	一・二	一・二	一・二	人口千	三・三	八・三	八・九	一五・八
面積	〇・六四九	〇・四八一	一・八九四	一・〇四一	一・三八九	〇・六六三	〇・一三四	〇・一三四	〇・一三四	一・〇〇六	〇・四三〇	〇・三九〇	面積	〇・二九	一・〇二五	〇・六四九	〇・三四六
加入當	二二	二四	四六	一八三	一五二	一〇三	八四	一〇三	一〇三	二二	二二	二二	加入當	四九	九四	九四	一三

大板	名古屋						東京地方						道府縣別						
	大板	京都	兵庫	奈良	滋賀	大板	名古屋	東京地方	東京地方	東京地方	東京地方	東京地方							
計	八、四五一	八、八〇三	六、九六〇	四、九一二	一、五九二	計	富山	石川	福井	長野	岐阜	三重	愛知	山梨	静岡	茨城	千葉	群馬	
加入數	八、四五一	八、八〇三	六、九六〇	四、九一二	一、五九二	加入數	二、六四八	九、九七四	二、三三八	九、八〇〇	一、九二七	一、四二一	一、四二一	一、四二一	一、四二一	一、四二一	一、四二一	一、四二一	一、四二一
百平方	二〇九	二二九	八三七	一、〇六三	七、四九四	百平方	二九	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
人口千	二・〇	二・四	二・六	二・四	二・八	人口千	一・四	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
面積	〇・四七九	〇・四一九	〇・四一九	〇・四一九	〇・四一九	面積	〇・三四四	〇・四二七	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇	〇・三四〇
加入當	八七	四六	三五	三五	三五	加入當	六九	八三	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二

通信局別	道府縣別	加入數	百平方軒當	人口千人當	加入當	
					面積	人口
仙臺	福島	二、四八六	四	七・〇	一・二〇五	一、四三
	岩手	六、七五五	七	六・二	二・二五五	一、六三
	青森	七、四四三	七	七・四	一・二九四	一、三
	山形	八、〇四〇	六	七・二	一・二〇〇	一、三九
	秋田	七、三三八	六	六・九	一・一六一	一、四九
計	三三、一六六	二七	七・三	一・二八三	一、三七	
札幌	北海道	三六、八二一	四	二・九	二・二八七	八四
合計又は平均		一、〇〇、〇六四	二七	二・四・五	〇・三六	六九

(備考) 面積は昭和十年三月末、人口は昭和十五年十月一日現在國勢調査にかかる内閣統計局發表のものに依る

(一) 總括

口、電話開通申請狀況

區別	昭和十七年度	昭和十六年度	對前年度増減(△)
四級局以上	八、九六六	四〇、八三〇	△ 三一、八六四
五級局以下	二一、一三三	六一、六七〇	△ 四〇、五三七
計	三〇、一〇〇	一〇一、五〇〇	△ 七一、四〇〇

(備考) 申請數は加入申込受付期間内に於て特別受理を申請したる數とす(以下同じ)

(二) 四級局以上の申請數

局別	昭和十七年度	昭和十六年度	對前年度増減(△)	對前年度増減率(%)
東京	五、〇七七	一八、三九二	△ 一三、三一五	七・三五
京都	九、〇〇〇	八、九三三	△ 七、九三二	八・九六
神戶	二、九一	二、三三七	△ 一、九四六	八・七〇
名古屋	三、六一	二、五七七	△ 二、三二六	八・九九
横濱	八、七〇	三、一〇五	△ 二、二四八	七・二四
金澤	三、六六	一、五二四	△ 一、一四八	七・五九
和歌山	七九	二、六五	△ 一、八六	七・〇二
岡山	一、六七	六、七二	△ 五、〇五	七・五二
廣島	二、七二	二、六二	△ 一、〇三	三・九三
福岡	二、七二	九、〇五	△ 六、三三	七・〇一
函館	三、三三	一、三三四	△ 八〇一	七・〇六
札幌	二、九	四、三六	△ 二、九七	六・九七
計	八、九六六	四〇、八三〇	△ 三一、八六四	七・八〇

(三) 局種別申請數

區別	東京都市	東京地方	名古屋	大阪	廣島	鳥取	熊本	仙臺	札幌	計
一級局	五、〇七七	一	一	九、〇〇〇	一	一	一	一	一	五、九七七

局別	昭和十五年度		昭和十六年度		計
	局別	局別	局別	局別	
東京都市	二級局	一級局	二級局	一級局	計
東京地方	二級局	一級局	二級局	一級局	計
名古屋	二級局	一級局	二級局	一級局	計
大阪	二級局	一級局	二級局	一級局	計
廣島	二級局	一級局	二級局	一級局	計
熊本	二級局	一級局	二級局	一級局	計
仙臺	二級局	一級局	二級局	一級局	計
札幌	二級局	一級局	二級局	一級局	計
計	計	計	計	計	計

六、電話利用狀況
1、内地通話

(一) 府縣別通話(發信時數)

局別	昭和十五年度		昭和十六年度		計
	局別	局別	局別	局別	
東京都市	二級局	一級局	二級局	一級局	計
東京地方	二級局	一級局	二級局	一級局	計
名古屋	二級局	一級局	二級局	一級局	計
大阪	二級局	一級局	二級局	一級局	計
廣島	二級局	一級局	二級局	一級局	計
熊本	二級局	一級局	二級局	一級局	計
仙臺	二級局	一級局	二級局	一級局	計
札幌	二級局	一級局	二級局	一級局	計
計	計	計	計	計	計

選信局別	道府縣別	市内		市外	
		加入者相互間 (呼數)	非加入者發信 料	加入者發信 料	非加入者發信 料
大	大坂	大坂	六三、九七一、八九三	二、〇七二、二九六	四、二八四、九二二
		京都	一、〇五七、一〇三	三、一五九、一五三	二、八五二、九六六
大	大阪	兵庫	二七、八〇五、四三三	四、二七、九六九	二、二二一、八六〇
		奈良	三三、〇〇一、七七八	一三三、三六八	二、九三、八九一
大	大阪	滋賀	三三、七三三、〇六七	八九、一九五	二、九七、七四三
		和歌山	四一、三三三、五三二	二八七、八一	二、九七、七四三
大	大阪	德島	二九、六五三、五二二	六三、〇八九	四、九八、〇五三
		高知	二五、三〇三、八八三	一三三、六六六	二、一五九、一一二
大	大阪	船泊發信	一、一八二、七六一、一〇〇	二、四、一八七、四六四	一〇六、六三一、二〇四
		計			
廣	廣島	廣島	一〇六、七三三、六八〇	九、二九三、一七一	九、二九三、一七一
		鳥取	二二、七五三、〇〇〇	四、九七、六四一	八、三五四、八四三
廣	廣島	岡山	二五、三三四、四三三	四三、二六八	一、七九一、五七三
		山口	六三、六六六、三三〇	四四、二九二	二、七五五、一八六
廣	廣島	香川	七、四八八、四三〇	三三三、六六六	六、六三三、四八二
		愛媛	四三、四四四、三三〇	一、二九九、八五三	六、五一一、四〇一
廣	廣島	船泊發信	四九、三三三、一六六	一六〇、二二六	二、八四八、二〇四
		計			
廣	廣島	廣島	三六八、六四六、五二九	二、九六六、二七一	三、三五四、〇四〇
		計			

選信局別	道府縣別	市内		市外	
		加入者相互間 (呼數)	非加入者發信 料	加入者發信 料	非加入者發信 料
熊	熊本	熊本	五九、六六二、六九九	二、九二二、一三五	三、一三三、〇九五
		長崎	九、三九九、〇八九	五、八〇三	四、〇三二、八〇六
熊	熊本	福岡	二四、九四八、四三〇	一、六六五、五五五	一、〇三三、八〇六
		大分	五、六六七、二六六	一四九、七四四	二、九七七、七三三
熊	熊本	佐賀	三、四九五、九三九	一〇〇、五七二	二、五〇七、九四五
		宮崎	三、〇〇五、二〇三	九二、七七	一、八三二、六三九
熊	熊本	鹿兒島	四八、一四四、六二〇	一六四、三九九	二、四八九、六七三
		沖繩	八、〇六四、〇六二	一〇、八一六	二、九、四三三
熊	熊本	船泊發信	七、一、四〇四、三七八	二、五五〇、八六五	三、三九〇、九六三
		計			
仙	仙臺	仙臺	六三、三三五、四七一	三、〇〇、一八七	三、一五二、四一九
		宮城	五、三六一、七六六	一七、二九七	三、六八二、一八六
仙	仙臺	福島	三三、四五一、八〇七	八九、二六四	二、三三三、九三三
		岩手	四八、七四四、〇八三	一、九〇六	二、五五七、〇八二
仙	仙臺	青森	三三、三三四、一三三	一〇四、三三四	二、五五八、一九三
		山形	三九、二五八、四三九	八九、七三三	二、七五五、一九一
仙	仙臺	秋田	二七五、五六六、六六六	八九三、六一一	六、一九九、〇三四
		計			
札	北海道	札幌	一五、六七八、五七七	一、〇三三、六七四	二、一三六、四八九
		北海	五、六七七、七〇二、三〇七	七、八五一、五三三	二、二〇八、八六八
總	計	計	五、六七七、七〇二、三〇七	二、二〇八、八六八	三、七九、九〇一、四五二
		計			

(備考) 市外通話發信中には外地、東亞、國際及船舶通話を含む

通話料	通話距離	普通	急	定時	計	通話料金收入額
五錢	四軒	10,250,700 四,110	1,631,533 一,四一四	—	10,414,233 四,254	5,688,811
一〇	三	八,381,273 一,122元	5,431,055 四,747	六九	八,661,244 一,205	4,988,877
一五	二〇	二,951,255 二,877	4,744,603 二,966	—	三,409,779 三,173	5,224,255
二〇	四〇	四,121,482 三,567	七元,〇七三 一,四二五	五〇七	四,八四一,〇六一 四,〇八三	1,124,155
二五	一〇〇	二,951,271 二,605	八三,六〇四 一,〇七三	一,四六六	三,755,741 三,674	1,155,300
三〇	二〇〇	一八八,八六三 三五	六,357 一〇	二八八	二五七,507 四〇四	4,755
三五	三〇〇	二四八,〇〇五 三六	九四,六三六 四	一五四	三三三,795 四三三	1,491,721
四〇	四〇〇	一八九,七七〇 二六	八七,〇五九 八五	六四〇	二七,四六五 二四	1,450,844
四五	五〇〇	三二,九六八	三五,三〇九	三三	六七,四八九	九一,六八三
五〇	六〇〇	二〇七,六三三	一六四,一六八	六九九	三三,八〇九	二七,八七七
五五	七〇〇	100,四七九	五,二九九	三	一五,八九〇	二七,六九六
六〇	八〇〇	九〇,九七四	四,三六六	七	一五,九七〇	二七,八〇四
六五	九〇〇	六,一〇八二	三,〇〇三	三	三九,九九九	107,777
七〇	一〇〇〇	四七,四〇〇	三,九三三	三	九一,五五五	八四,四二六
七五	一〇〇〇	四三,一六五	二,五九九	三	八〇,五三三	八四,〇二九
八〇	一〇〇〇	三九,二三五	六二	三〇九	六,八九四	七四,一四七
八五	一〇〇〇	三二,九六八	三三	三〇九	六,八九四	九一,〇〇九
九〇	一〇〇〇	三二,九六八	三三	三〇九	六,八九四	九一,〇〇九

(二) 通話料別市外通話 (發信時數及料金)

通話料	通話距離	普通	急	定時	計	通話料金收入額
五錢	四軒	10,250,700 四,110	1,631,533 一,四一四	—	10,414,233 四,254	5,688,811
一〇	三	八,381,273 一,122元	5,431,055 四,747	六九	八,661,244 一,205	4,988,877
一五	二〇	二,951,255 二,877	4,744,603 二,966	—	三,409,779 三,173	5,224,255
二〇	四〇	四,121,482 三,567	七元,〇七三 一,四二五	五〇七	四,八四一,〇六一 四,〇八三	1,124,155
二五	一〇〇	二,951,271 二,605	八三,六〇四 一,〇七三	一,四六六	三,755,741 三,674	1,155,300
三〇	二〇〇	一八八,八六三 三五	六,357 一〇	二八八	二五七,507 四〇四	4,755
三五	三〇〇	二四八,〇〇五 三六	九四,六三六 四	一五四	三三三,795 四三三	1,491,721
四〇	四〇〇	一八九,七七〇 二六	八七,〇五九 八五	六四〇	二七,四六五 二四	1,450,844
四五	五〇〇	三二,九六八	三五,三〇九	三三	六七,四八九	九一,六八三
五〇	六〇〇	二〇七,六三三	一六四,一六八	六九九	三三,八〇九	二七,八七七
五五	七〇〇	九〇,九七四	四,三六六	七	一五,八九〇	二七,六九六
六〇	八〇〇	六,一〇八二	三,〇〇三	三	三九,九九九	二七,八〇四
六五	九〇〇	四七,四〇〇	三,九三三	三	九一,五五五	八四,四二六
七〇	一〇〇〇	四三,一六五	二,五九九	三	八〇,五三三	八四,〇二九
七五	一〇〇〇	三九,二三五	六二	三〇九	六,八九四	七四,一四七
八〇	一〇〇〇	三二,九六八	三三	三〇九	六,八九四	九一,〇〇九
八五	一〇〇〇	三二,九六八	三三	三〇九	六,八九四	九一,〇〇九

通話料 通話距離	普通		急		通話料金収入額
	至	計	至	計	
八〇〇 錢	二	二	三	三	一、七六〇
八〇〇	五	五	四	四	三、四九〇
九〇〇	七	七	四	四	一、七六〇
一、〇〇〇	四	四	六	六	三、四九〇
一、〇〇〇	一	一	一	一	一、七六〇
一、〇〇〇	二	二	二	二	三、四九〇
二、〇〇〇	四	四	四	四	一、七六〇
四、〇〇〇	五	五	五	五	三、四九〇
八、〇〇〇	三	三	三	三	一、七六〇
總計	二二	二二	二六	二六	一、七六〇

月別	發信		著信	
	至	計	至	計
昭和十六年四月	八、三三六	三二、二〇一	八、三三四	二二、三六六
五月	九、二四三	三三、九四九	八、七四一	二四、四四六
六月	八、五五五	三三、六九九	八、〇三一	二四、四七六
七月	一〇、七四四	三二、三三四	一〇、〇〇六	二四、四七六
八月	八、三九五	三二、五七七	九、三三〇	二四、四七六
九月	九、六四九	三二、二〇六	九、四五一	二四、四七六
十月	九、五二三	三三、三九九	九、二〇七	二四、四七六
十一月	一〇、四九九	三二、三三六	一〇、三三八	二四、四七六
十二月	二、六六六	二四、五三三	二、三三三	二四、四七六
總計	三〇、四八六、五七七	三二、二〇一	三〇、四八六、五七七	三二、二〇一

(一) 内鮮通話(時數)

口、外地通話

昭和十六年度

(備考) 一、昭和十六年十月分通話料別通話及呼出表に依る

二、外地通話、東亞通話並に船舶通話を含み國際通話を含まず

三、左傍數字は普通通話に於ては料金半減通話至急通話及び計に於ては右より料金半減通話、特別至急通話の再掲とす

月別	發信			著信		
	至急	普通	計	至急	普通	計
昭和十七年一月	特 10,933	10,336	21,269	特 10,256	11,036	21,292
二月	特 10,847	10,669	21,516	特 10,257	10,857	21,114
三月	特 12,605	5,910	18,515	特 8,397	5,862	14,259
計	34,185	27,915	62,100	28,911	27,555	56,466

(備考) 一、有料通話のみとす
二、「特」とあるは特別至通話の別掲とす

(二) 内線通話(時分數)

昭和十六年度

月別	發信			著信		
	至急	普通	計	至急	普通	計
昭和十六年四月	2,847	2,061	4,908	2,460	3,414	5,874
五月	2,271	2,265	4,536	1,986	3,744	5,730
六月	2,804	2,310	5,114	2,111	3,501	5,612
七月	3,588	2,044	5,632	3,331	3,111	6,442
八月	3,271	2,013	5,284	3,801	3,111	6,912
九月	3,776	1,646	5,422	2,711	3,037	5,748
十月	3,899	2,107	6,006	2,488	3,414	5,902
十一月	3,895	2,326	6,221	3,130	3,414	6,544
計	34,915	23,361	58,276	31,300	31,951	63,251

月別	發信			著信		
	至急	普通	計	至急	普通	計
昭和十六年四月	4,049	2,744	6,793	5,185	3,305	8,490
五月	3,575	3,368	6,943	4,700	3,891	8,591
六月	2,747	3,766	6,513	3,599	4,374	7,973
七月	3,271	3,845	7,116	3,975	4,509	8,484
八月	3,286	3,514	6,800	3,523	3,887	7,410
九月	2,966	3,334	6,300	3,307	3,830	7,137
十月	3,057	3,349	6,406	3,555	3,114	6,669
十一月	3,160	3,266	6,426	3,492	3,201	6,693
十二月	2,938	3,299	6,237	3,419	3,136	6,555
昭和十七年一月	1,700	2,263	3,963	2,010	2,526	4,536
計	34,000	32,700	66,700	34,000	32,700	66,700

(三) 内線通話(時數)

昭和十六年度

月別	發信			著信		
	至急	普通	計	至急	普通	計
昭和十七年十二月	5,488	1,890	7,378	6,403	2,750	9,153
一月	4,876	1,383	6,259	8,800	2,514	11,314
二月	5,005	1,475	6,480	8,625	2,166	10,791
三月	6,196	1,261	7,457	9,582	2,144	11,726
計	21,565	6,009	27,574	32,695	10,734	43,429

(備考) 有料通話のみとす

月別	發信			著信		
	至急	普通	定時	至急	普通	定時
昭和十六年四月	一、六八	二、六〇	七	二、二二	二、三三	〇
五月	特、二、四三	二、三三	七	二、八二	二、三三	〇
六月	特、九三	二、三三	七	特防、七	一、九七	〇
七月	特、三三	二、三三	七	特防、三三	一、九七	〇
八月	特、三三	二、三三	七	特防、三三	一、九七	〇
九月	特、三三	二、三三	七	特防、三三	一、九七	〇
十月	特、三三	二、三三	七	特防、三三	一、九七	〇
十一月	特、三三	二、三三	七	特防、三三	一、九七	〇
十二月	特、三三	二、三三	七	特防、三三	一、九七	〇
計	特、三三	二、三三	七	特防、三三	一、九七	〇

(備考) 有料通話のみとす
(四) 内南通話(時分數)

昭和十六年度

月別	發信			著信		
	至急	普通	定時	至急	普通	定時
昭和十六年四月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
五月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
六月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
七月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
八月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
九月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
十月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
十一月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
十二月	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇
計	一、四九	七、七	〇	一、〇	七、七	〇

(備考) 有料通話のみとす

八、東亞通話

(一) 日滿間通話(時分數)

昭和十六年度

月別	發信			著信		
	至急	普通	定時	至急	普通	定時
昭和十六年四月	九、四九	一〇、〇〇	二七	一、〇三	一、三三	二
五月	九、九七	九、九二	二七	八、二五	一、二九	二
六月	九、五五	一〇、三五	二七	九、八三	一、三三	二
七月	一三、九〇	五、三三	二七	一五、五一	六、四〇	二
八月	九、二四	五、五〇	二七	一、〇九	七、五〇	二
九月	八、八四	六、二四	二七	一〇、三七	八、二四	二
十月	一〇、四九	七、七三	二七	一、五五	九、一〇	二
十一月	一〇、一一	七、九七	二七	一、九三	八、五二	二
十二月	三、七五	四、四七	二七	一、四六	六、四八	二
昭和十七年一月	二、七三	六、五〇	二七	一、四六	七、六八	二
二月	二、七三	六、〇一	二七	一、四六	六、五〇	二
三月	一〇、〇九	二、九九	二七	一、八三	三、七三	二
計	一〇、〇九	二、九九	二七	一、八三	三、七三	二

(二) 日華間通話(時分數)

月別	發		信		著		信		合	
	至急	普通	計	至急	普通	計	至急	普通	計	
昭和十六年四月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
五月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
六月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
七月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
八月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
九月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
十月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
十一月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
十二月	105	105	210	105	105	210	105	105	210	
計	1050	1050	2100	1050	1050	2100	1050	1050	2100	

昭和十六年度

(三) 日華北間通話(時分數)

月別	發		信		著		信		合	
	至急	普通	計	至急	普通	計	至急	普通	計	
昭和十六年四月	2,586	2,586	5,172	2,586	2,586	5,172	2,586	2,586	5,172	
五月	2,586	2,586	5,172	2,586	2,586	5,172	2,586	2,586	5,172	
計	5,172	5,172	10,344	5,172	5,172	10,344	5,172	5,172	10,344	

昭和十六年度

5,172
1,134
6,306

(四) 日華中間通話(時分數)

月別	發		信		著		信		合	
	至急	普通	計	至急	普通	計	至急	普通	計	
昭和十六年四月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
五月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
六月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
七月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
八月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
九月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
十月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
十一月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
十二月	2,583	3,277	5,860	4,287	3,277	7,564	4,287	3,277	7,564	
計	25,830	32,770	58,600	42,870	32,770	75,640	42,870	32,770	75,640	

昭和十六年度

月 別	發 信		著 信		合 計	
	至急	普通	至急	普通	至急	普通
十二月	四、六〇〇	一、九四九	六、六七四	八、三九七	一〇、一〇一	三、〇四七
十一月	六、四四三	一、八六六	八、三〇九	二、〇八三	一〇、三九二	三、〇八三
十二月	七、四三八	一、六五五	九、〇五三	二、〇八三	一一、一三六	三、〇九二
十一月	七、四四一	二、〇四八	九、四八九	二、七九五	一二、二四四	三、〇九二
計	四、六五三	二、八八二	七、五三四	二、四一六	一〇、九五〇	三、一八三

二、國際電話

昭和十六年度

連 絡 地 別	通 話 數		通 話 時 分 數	
	發 信	著 信	發 信	著 信
佛領印度支那	107	15	1,226	240
比 領 律 賓	206	25	1,324	350
蘭 領 印 度	27	2	1,927	1,756
泰 國	1,321	1,777	1,927	3,383
獨 逸	261	1,279	1,251	1,627
伊 太	1	1	2,544	1,437
瑞 士	1,100	1,501	7,940	11,229
米 國	24	31	855	1,333
布 哇	7	7	70	70
智 利	1	1	1	1
計	3,457	5,621	24,945	35,241

七、電話收入狀況(調定額)

一、總 括

亞 然 丁	106	140	1,848	275	1,673
伯 刺 西 爾	3,457	5,621	24,945	35,241	59,816

科 目 別	昭和十六年度		昭和十五年度		對前年度增減(△)額	同 上 割 合
	計	別	計	別		
資本勘定	九,九七三,七四〇	五,〇三三,三五一	四,九四一,三七二	四,八〇一,六四四	△	九.八三
電信電話設備負擔金	九,三三七,五三三	四,三九七,三四九	四,三九七,三四九	四,三九七,三四九	△	一〇.〇一
電話線設備料	三三三,三九七	四九六,〇六八	四九六,〇六八	四九六,〇六八	△	三.二八
專用電話設備料	四〇二,八〇四	一三六,九三五	一三六,九三五	一三六,九三五	△	一八.九二
業務勘定	五,一四五,二九	五,三九九,二六〇	五,三九九,二六〇	五,三九九,二六〇	△	〇.四二
切手收入	二九八,八五三	三三三,三七三	三三三,三七三	三三三,三七三	△	〇.四六
市内電話料	二,七〇八,七四六	二,六九四,八七六	二,六九四,八七六	二,六九四,八七六	△	〇.〇五
市外電話料	四七三,二八五	四七三,二八五	四七三,二八五	四七三,二八五	△	〇.〇三
市外電料	一,六七〇,三三六	一,八八二,六八三	一,八八二,六八三	一,八八二,六八三	△	一.一三
市外電料	二〇四,二四八,六六六	一九五,一四三,七三三	一九五,一四三,七三三	一九五,一四三,七三三	△	〇.四七
市內電料	100,三三六,三〇一	九,四二一,五九四	九,四二一,五九四	九,四二一,五九四	△	〇.二八

科目別	昭和十六年度		昭和十五年度		對前年度増減(△)額	同上	割合
	金額	割合	金額	割合			
市外電話料	九一、六三八、七五五	四〇・六七	八五、八四五、二〇三	四〇・六七	△	同上	
外國電話料	二、三三〇、九六一	一・〇七	一、七九六、一一三	一・〇七	△	同上	
專用電話料	四、五九五、四三一	二・三三	三、二六五、六四九	二・三三	△	同上	
公衆電話料	四、七九、二〇〇	〇・二	四、八九二、二八二	〇・二	△	同上	
市内通話料	三、三九、七〇七	〇・一五	三、二八二、九九九	〇・一五	△	同上	
市外通話料	一、五九九、四六三	〇・七	一、六〇九、二九三	〇・七	△	同上	
加入料	九二、〇七七	〇・四	三三三、九九三	〇・四	△	同上	
請願電話費納付金	六五、九七四	〇・三	一八	〇・〇〇	△	同上	
電話雜收	二九、三九七、八七七	一・二七	七八、九三三	一・二七	△	同上	
合計	二二九、三九七、八七七	一〇〇	二〇〇、五三三、〇三三	一〇〇	△	同上	

日、月別收入(其の一)

月別	資本勘定		業務勘定		合計
	電信電話設備負債金	切手收入	市内電話料	市外電話料	
昭和十六年四月	七九、〇八九	四七四、三三八	二四、一七、六三三	八、一〇八、二二六	二〇五、八〇五
五月	一一、五五五	四七五、五三九	三六五、九四〇	七、五七七、五八四	一四一、九四四
六月	九、七七一	四〇四、九七七	三三、一三三	七、九八、〇六七	一三一、一四三
七月	九三、三〇一	四三九、〇一一	二四、五九九、〇六二	七、四三、〇六〇	二〇三、四〇八
八月	九、六六三	四九〇、九八〇	三三、五七三	七、九二、〇一八	二〇三、八三三

月別	業務勘定		其他	合計
	專用電話料	公衆電話料		
昭和十六年四月	八〇九、三三五	四二一、九二三	三四〇、〇九一	三、四六六、六二九
五月	四六、五三六	四三五、四六六	三七、九〇七	九、二〇二、四二一
六月	四、四五三	三九〇、八九四	一八、九九五	九、三九六、五二九
七月	八三二、八二八	四〇七、六四五	四三、二六五	三、四〇八、四八一
八月	四、二七八	三七〇、一六九	二一、八四四	九、五四〇、五七七
九月	一五、一三七	三八三、七〇九	一八、九五一	八、七五一、三四六
十月	八七五、一〇五	三九一、八二三	五五、四八九	三、四〇二、五六七
十一月	四三、八四九	三七九、六三三	二六、七四三	九、〇九八、九三八
十二月	八二、八〇〇	四一四、一六三	四四、五二四	九、五一七、二一〇

(其の二)

月別	業務勘定		其他	合計
	市内電話料	市外電話料		
昭和十七年九月	七、三〇八	三三九、九八〇	三三〇、一七〇	一、四八、六四八
十月	一六、六三三	四〇六、七〇一	二四、四〇一、二四五	一、七二、三三九
十一月	一九〇、二六〇	四〇三、八八一	三三、五九〇	一、六七、二七九
十二月	四六四、七五九	四四二、八六六	四〇〇、三九九	一、五九、九四六
計	二九一、九四九	三三六、三六二	二四、四〇六、二九六	二、〇六、二九六
	四、四六二、八八九	三六二、一三九	三三、一〇三	一、九七、〇〇五
	三、八八六、五八六	四八九、四〇六	三三、一六三	一、九二、四一七
	九、九七三、七二四	五、一四五、二一九	一〇〇、三三六、三〇三	二、三三〇、九四一

月別	業務				合計
	專用電話料	話務	公衆電話料	勘入	
昭和十七年一月	1,001,943	3,544,293	3,544,293	5,110,530	5,110,530
二月	2,371,133	3,351,377	3,351,377	3,351,377	3,351,377
三月	641,177	4,041,269	4,041,269	3,393,577	3,393,577
計	4,555,431	4,739,210	4,739,210	7,814,841	7,814,841

八、官應用及私設電話

(一) 官應用電話

施設目的別	A、施設目的別				基因法令
	施設者數	回線數	亘線長路	延線長條	
警察及刑事訴訟事務用	二六	三、〇八一	二一、三六	三、七、八四九	官應用電話規程
事業專用	三八	四、四三二	三、七、八五	六、〇、六三四	第一條第二號
電報送受用	一三	一六	六	一、三五	第三號
近接地連絡用	一六三	九四七	六、〇〇四	七、七四五	第四號
計	五九	七、三、五五	五五、一五三	九、一、三五三	第五號

昭和十六年度末現在

B、逕信局別

逕信局別	A 施設目的別				電話機交換機轉換器
	施設者數	回線數	線路亘長	線條延長	
東京市	三	一一、〇〇六	六、〇、〇一七	一一、〇、〇三	二七
東京地方	八五	九、六六	六、〇、〇〇六	一一、五、八八六	二九
名古屋	四	九、五〇九	四、〇、〇八一	一〇、一、六三四	三〇
大阪	五	一三、八九九	一、四、四三三	三、九、五三	三三
廣島	七	六、六三一	七、二、四一	一一、九、七九	三三
熊本	三	一三、三三	四、四、五三	一、四、七九	三五
仙臺	一	五、〇八九	六、一、二七九	一、四、七九	三六
札幌	三	五、三九六	四、一、八三	八、六、四三	三六
計	五九	七、三、五五	五五、一五三	九、一、三五三	三六

昭和十六年度末現在

(二) 私設電話

施設目的別	A 施設目的別				基因法令
	施設者數	回線數	亘線長路	延線長條	
事業專用	六八	七、一八六	三、〇、八四	六、二、五〇	電信法第二條第二號
電氣施設の保安通信用	四三	九、三三〇	六、〇、〇九	一、七、〇、四六	電氣工作物規程本則
公共團體事務用	二五	一、五七	五、四	九、九	電信法第二條第三號
電報送受用	二	三	一五	三、五	第四號
近接地連絡用	六二	八、三九〇	四、八、六	八、六、八	第五號
計	二、三、三九	二五、〇、七五	一七、六、〇七	二、五、一、五八	

B、逓信局別

逓信局別	施設者數	回線數	線路亘長	線條延長	電 機	
					電話機	交換機轉數
東京市	二七	三、七三三	七、八一五	一五、五三三	六、八二六	一〇二
東京地方	三三一	二、九三三	二一、一六四	四九、八四八	七、四七九	一〇二
名古屋	三三三	四、三二一	一七、一三三	五二、一六七	九、三〇八	七五
大阪府	三九九	五、八二三	一六、七三三	四八、四七三	一五、九四五	二〇五
廣島	二四	二、一〇六	一五、四三七	三三、一八九	四、八三九	二九
熊本市	一九〇	三、六一〇	一四、五五〇	二〇、四七〇	六、三九九	一〇七
仙臺	二七〇	一、〇七六	一四、三三四	二六、一三五	四、一四六	一七
札幌	二五三	一、五〇五	一〇、三六三	一三、四七七	三、三三三	四
計	二、一三九	二五、〇七五	一七、六〇七	二六、五三八	五、二二三	九七

(三) 鑛業特設電話

昭和十六年度末現在

逓信局別	電話所數	回線數	線路亘長	線條延長	電 機	
					電話機	交換機轉數
東京市	一〇〇	一、四三六	二、一六八	三、九四五	二、二七五	一
東京地方	二〇〇	二、九〇	三、三〇	五、八	五、五五	一
名古屋	三三	五、八九	三、七	六、二七	五、九	一
大阪府	一四	九、七五	一、〇四八	二、八二八	一、七	一
廣島	一四	七、八六	九、四六八	一、九、九六	一〇、一七	一
熊本市	一四	七、八六	九、四六八	一、九、九六	一〇、一七	一
計	一四七	二五、〇七五	一七、六〇七	二六、五三八	五、二二三	九七

逓信局別	電話所數	回線數	線路亘長	線條延長	電話機	交換機	轉數
東京市	一〇〇	一、四三六	二、一六八	三、九四五	二、二七五	一	一
東京地方	二〇〇	二、九〇	三、三〇	五、八	五、五五	一	一
名古屋	三三	五、八九	三、七	六、二七	五、九	一	一
大阪府	一四	九、七五	一、〇四八	二、八二八	一、七	一	一
廣島	一四	七、八六	九、四六八	一、九、九六	一〇、一七	一	一
熊本市	一四	七、八六	九、四六八	一、九、九六	一〇、一七	一	一
計	三八七	二五、〇七五	一七、六〇七	二六、五三八	五、二二三	九七	九〇

3. 放送無線電話

一、放送局施設狀況

昭和十六年度末現在

逓信局別	局數	聽取者數	放送局名
東京市	一	一、五六、三五三	東京
東京地方	四	九萬、七六	静岡、新潟、濱松、甲府
名古屋	六	八三、三〇八	名古屋、金澤、長野、福井、富山、松本
大阪	四	一、四七、七六	大阪、京都、高知、徳島
廣島	七	六九、四三三	廣島、岡山、松江、鳥取、尾道、松山、防府
熊本	八	六五、八八	熊本、小倉、福岡、長崎、鹿兒島、宮崎、大分、沖繩
仙臺	八	三六、〇六七	仙臺、秋田、山形、弘前、盛岡、郡山、福島、青森
札幌	五	三四、九一	札幌、函館、旭川、帶廣、釧路
計	四三	六、三〇三、三九四	

二、聽取無線電話施設狀況

1、月別聽取者增加狀況

昭和十六年度

東京都市	東京地方					名古屋												
	新	埼	群	千	茨	栃	静	山	計	愛	三	岐	長	福	石	富	計	
東京	湯	玉	馬	葉	城	木	岡	梨	計	知	重	阜	野	井	川	山	計	
一、二六、八五二	一、四三、五六六	一、〇一、四三七	一、三三、一五二	九、〇、三〇三	九、〇、四六六	一、八、六三四	五、一、二五	九、四、七六	計	三、五、三、七三	八、〇、四〇四	八、七、八三七	一、四、一、三一	四、九、一、六九	五、七、一、三三	六、八、二、七三	八、九、三、〇八	計
一、三、一、五三	一、三、一、三二	一、五、七、八三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	計	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	一、一、一、五三	計
一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	一	一	一	一	一	一	一	一	計
大	廣					熊												
兵	廣	鳥	鳥	山	香	愛	計	熊	長	福	大	佐	宮	鹿	兒	鳥	計	
庫	島	取	根	山	川	媛	計	本	崎	岡	分	賀	崎	島	計	計	計	
三、四、一、七三	一、六、九、四九〇	三、〇、九、五五	五、一、六、三〇	一、〇、六、八〇三	一、〇、六、八〇三	一、〇、六、八〇三	計	一、六、八、三五	七、三、五、二四	三、五、〇、六四六	六、一、八、〇四	四、一、九、七	四、〇、六、九〇	七、一、一、三九	計	計	計	
一、〇、八、五	九、〇、六、六	六、六、六、六	八、〇、三、三	八、〇、三、三	八、〇、三、三	八、〇、三、三	計	八、五、三、三	五、三、六、六	八、一、〇、一	五、三、六、六	五、三、六、六	四、八、四、三	四、八、四、三	計	計	計	
一	一	一	一	一	一	一	計	一	一	一	一	一	一	一	計	計	計	

月別	昭和十六年度末現在											
	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	計
許可數	一、四、一、三三	一、三、三、七五	九、一、四、五〇	九、七、八、八八	九、四、四、〇〇	九、九、三、六六	八、七、一、五二	一、七、〇、〇〇	一、五、〇、七二	九、〇、〇、七六	八、〇、六、六六	一、三、五、六三
廢止數	二、五、四、二〇	三、四、四、四九	二、七、〇、〇八	二、五、一、二二	二、八、七、四三	三、四、一、二六	三、三、九、九八	三、〇、八、〇八	二、六、七、〇八	三、七、九、三三	三、三、六、六六	三、五、五、六六
差引增加數	九、一、七、一三	八、九、三、〇六	五、四、四、四二	七、三、七、五五	六、五、六、七三	六、五、一、一〇	五、三、一、五三	五、一、一、九二	一、一、三、六四	五、二、一、〇三	四、六、八、六六	九、五、〇、三九六
各月末現在數	五、七、五、七〇	五、八、四、一、〇四六	五、九、〇、六、八八	五、九、七、九、三三	六、〇、四、四、九〇	六、一、〇、〇、〇〇	六、一、六、三、六三	六、二、三、七、五九	六、三、〇、九、〇七	六、四、九、五、四〇	六、五、八、三、九三	六、六、三、三、九四

口、府縣別聽取施設普及狀況

道府縣別	聽取者數	人口千人當	普及率
東京	一、二六、八五二	一、三、一、五三	一
東京地方	一、四三、五六六	一、三、一、三二	一
名古屋	一、〇一、四三七	一、一、一、五三	一
大	三、四、一、七三	一、〇、八、五	一
廣	一、六、九、四九〇	九、〇、六、六	一
熊	三、〇、九、五五	六、六、六、六	一
計	一、〇、六、八〇三	八、〇、三、三	一
大	一、〇、六、八〇三	八、〇、三、三	一
廣	一、〇、六、八〇三	八、〇、三、三	一
熊	一、〇、六、八〇三	八、〇、三、三	一
計	一、〇、六、八〇三	八、〇、三、三	一

昭和十六年度末現在

仙臺	宮城	福島	岩手	青森	計
八五、〇六	八、七四	四一、七五	四七、九三	四七、九三	二、〇一一
六、二二	六、二二	六、二二	六、二二	六、二二	六、二二
三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
四七	四七	四七	四七	四七	四七
總計	札幌	山形	秋田	計	計
六、六〇三、三九四	二、四、九一	三、五、〇六	四、〇、五五	二、四、九一	六、六〇三、三九四
九〇・三	五五・六	四五・七	四五・七	五五・六	九〇・三
三	三	三	三	三	三

三、放送無線電話收入狀況（調定額）

昭和六年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
二二	二六	三三	三九	四二	四九	五七	六六	七三	二、〇一一
一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇
六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九
二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一
一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇	一、四、四〇
六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九	六、六〇九
二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一	二、〇一一

昭和十七年度（自昭和十七年度至昭和十六年度）

年 度	電 信		年 度	電 信	
	電 話 (市外)	電 信		電 話 (市外)	電 信
昭和一一	六,二六三	三,二九三	昭和一一	九,六三七	一五,九七六
一一	七,七六四	四,四七一	一一	九,九九〇	一六,七七〇
一二	八,四六〇	四,九三四	一二	一〇,一八七	一七,三二八

三、電氣通信従事員

各年度末現在

年 度	電 信		年 度	電 信	
	指定局以上 判任官一雇員	指定局以下 雇員		指定局以上 判任官一雇員	指定局以下 雇員
昭和七	六,三三三	一四,一四四	昭和七	二,八四九	一,八九九
八	六,三九三	一四,一七一	八	二,九三三	二,三三四
九	六,二七七	一四,一四八	九	三,一〇七	三,六六九
一〇	六,三三〇	一四,一〇一	一〇	三,三三六	三,〇七七
一一	六,三五六	一四,〇九九	一一	三,四〇三	三,五〇七
一二	七,六七三	一四,七〇一	一二	三,八八八	三,五〇七
一三	七,六五九	一四,八七七	一三	四,〇〇九	四,四九七
一四	七,四〇〇	一四,八九七	一四	四,〇四八	四,一〇七
一五	七,七七一	一六,五九五	一五	四,三三〇	四,七六六
一六	七,九二一	一七,一六五	一六	四,三五五	五,〇三六

(備考) 一、電信は在外局を含み嘱託を含まず
 二、電話の特定局以下雇員の減少せるは昭和十六年度に於て増員なきと局種別改定とに因る

四、電話加入状況

各年度末現在

年 度	電 話 加 入 数		年 度	電 話 加 入 数	
	單獨加入	其の他		六都府市	其の他
昭和七	七三、三六八	一七,一六八	昭和七	六四,〇七二	一九,四三〇
八	七六,六一二	一七,七三三	八	一三,二八四	一八,二七六
九	八一,八三〇	一八,二一一	九	一五,五二六	一八,三二五
一〇	八五,一六〇	一八,八六六	一〇	二五,六九三	二〇,〇一一
一一	八九四,六九五	一九,六二五	一一	三九五,九三六	二二,七〇
一二	九六〇,四三八	二一,四九二	一二	六三三,六四四	二五,〇〇〇
一三	九八五,一八一	二一,三二七	一三	七三,一〇四	二五,〇〇〇
一四	一,〇一四,七二二	一九,六〇五	一四	五〇,〇八四	二五,〇〇〇
一五	一,〇三三,〇七六	一八,六三六	一五	三六,六四七	二五,〇〇〇
一六	一,〇四二,七六六	一八,三三八	一六	七,七三三	二五,〇〇〇

五、電報利用状況

(一) 内國電報、外國電報 (発信通数)

年 度	内 國 電 報		年 度	外 國 電 報	
	有 料	無 料		有 料	無 料
昭和七	四八,五二二,六八三	五,五七四,二二三	昭和七	一,三二五,九七三	一〇六,八五五
八	五一,〇五〇,二七三	五,五〇六,六七一	八	一,二八〇,五三三	一〇四,九九九

年 度	内 國 電 報		外 國 電 報	
	有 料	無 料	有 料	無 料
昭和九	五、四六四、一〇一	五、七六八、三三六	一、三六六、一八五	一、四三四、一〇三
一〇	五、一八〇、二四四	六、二八四、一五九	一、三四五、〇一五	一、四五四、三九九
一一	五、四五四、三八〇	六、四八三、六一	一、四六八、〇八五	一、六〇〇、六一六
一二	六、四九三、四二一	七、七一一、八四〇	一、四四〇、五五四	一、六〇〇、六一六
一三	六、三六九、六三四	八、五五五、三三七	一、三三三、三三〇	一、五九二、一四三
一四	六、九三三、七三四	一〇、二五〇、五五〇	九、四四四、八三〇	一、四九五、六八九
一五	八〇、七二四、七六六	一一、四三四、四三九	八、八七、〇二四	一、二二一、〇八九
一六	六、六〇六、二九三	一三、〇九一、九〇六	九、〇六九、一五九	一、〇八二、七〇四
計			四八三、六九五	六三三、四一九

(二) 外地電報、東亞電報(發著通數)

年 度	外 地 電 報		東 亞 電 報	
	朝 鮮 臺 灣 樺 太 南 洋 計	滿 洲 中 華 計	計	計
昭和七	四、四三三、六三六	二、〇六六、四〇〇	七、四〇〇、四一六	
八	四、一八〇、八三六	一、八八五、五〇〇	七、二九六、五三三	
九	四、四八一、六四八	一、九八八、七六〇	七、六三八、二六三	
一〇	四、八六五、九八八	二、〇七六、四七二	八、一四三、三三四	
一一	五、〇八一、三三四	二、〇六一、三三三	八、三三三、二二二	
一二	五、四八〇、五九〇	二、〇九八、四六六	八、九八二、三九九	
一三	五、八二二、二八四	一、九九〇、四七六	九、四〇〇、二六六	
一四	六、一八二、七九六	二、一九八、〇六四	一〇、四二二、五〇〇	
計			七、九九六、三〇九	二、七三二、五〇七

昭和七	四、四三三、六三六	二、〇六六、四〇〇	七、四〇〇、四一六		一三、〇五八、九一八
八	四、一八〇、八三六	一、八八五、五〇〇	七、二九六、五三三		一三、〇六八、一五五
九	四、四八一、六四八	一、九八八、七六〇	七、六三八、二六三		
一〇	四、八六五、九八八	二、〇七六、四七二	八、一四三、三三四		
一一	五、〇八一、三三四	二、〇六一、三三三	八、三三三、二二二		
一二	五、四八〇、五九〇	二、〇九八、四六六	八、九八二、三九九		
一三	五、八二二、二八四	一、九九〇、四七六	九、四〇〇、二六六		
一四	六、一八二、七九六	二、一九八、〇六四	一〇、四二二、五〇〇		
計			七、九九六、三〇九	二、七三二、五〇七	

(備考) 一、外地電報は有無料合計とす(推算)
 二、東亞電報は關門局のアブストラクトに依る公衆報のみとす

六、電話利用狀況

(一) 市内通話、市外通話(發信通話)

年 度	市 内 通 話		市 外 通 話	
	加入者相互間	非加入者	加入者(有料)	其の他
昭和七	三、二〇八、四三三	三、五、四四四	一、六七、五三二	一、九〇、六五五
八	三、五四四、五七七	三、六、九五〇	一、八六、四七七	二、一、六〇四
九	三、七三三、九九一	四、〇、二〇三	二、〇八、一三七	二、三六、七〇
一〇	三、九四四、二六七	四、四、九一	二、二八、六八二	二、七三、九〇
一一	四、四二二、七五五	五、一、四三九	二、六五、九九八	三、〇七、七三三
一二	四、六七九、三三三	五、九、八五三	二、九一、四二九	三、四二、七五九
一三	四、九〇五、五三三	七、一、八四三	三、〇六、六四四	三、六一、七九〇
一四	五、三六九、〇一五	八、五、一六四	三、四七、五九九	三、八三、三三三
一五	五、八四五、四四四	九、三、六九三	三、七四、七八〇	四、一、八〇三
一六	五、七七七、七七	九、三、九六六	三、七九、九〇一	四、五、六六一
計				

(單位千)

(二) 外地通話(發著時數、時分數)

年 度	東 亞 通 話					計
	滿 洲	蒙 古	北 支	中 支	國 際 通 話	
昭和七年度	七、二四二					七、二四二
昭和八年度	八、二一八					八、二一八
昭和九年度	一〇八、九三三					一〇八、九三三
昭和一〇年度	二六、九一九					二六、九一九
昭和一一年度	一五、一七〇					一五、一七〇
昭和一二年度	一七、一六三					一七、一六三
昭和一三年度	二七、四八一					二七、四八一
昭和一四年度	三九、八四五					三九、八四五
昭和一五年度	四三、七〇九					四三、七〇九
昭和一六年度	五三、八三九					五三、八三九

(備考)

一、有料通話のみとす

二、臺灣は昭和十六年五月十四日より時數制を時分制に改む(五月以前の分は換算)

三、南洋は昭和十六年五月より開始す

(三) 東亞通話、國際通話(發着時分數)

年 度	東 亞 通 話					計
	滿 洲	蒙 古	北 支	中 支	國 際 通 話	
昭和九年度	一五、〇五三					一五、〇五三
昭和一〇年度	三二、七〇四					三二、七〇四
昭和一一年度	四、五九九					四、五九九
昭和一二年度	五九、九六六					五九、九六六

(備考) 一、關門局アストラクトに因る有料通話のみとす
二、滿洲は昭和十五年度迄通話時數とす

七、電氣通信收入狀況(調定額)

年 度	電 信 業 務 收 入	電 話 業 務 收 入	計
昭和三年度	八二、〇三三	一五、一〇一	九七、一三四
昭和四年度	一三、五八〇	五、七二四	一九、三〇四
昭和五年度	一四、四四〇	一〇、三九一	二四、八三一
昭和六年度	四六、四八八	一六、三三九	六二、八二七

年 度	電 信 業 務 收 入		計
	電 信 業 務 收 入	電 話 業 務 收 入	
昭和七年度	三、七三、九七	一一、〇三、三四	一四、七七、三二
昭和八年度	三、七、四八	一、九、三〇、一五	二、〇、三七、五三
昭和九年度	四、九、五三	二、八、一三、三三	七、七、六六、八六
昭和一〇年度	四、三、七、五三	一、九、四、四二	六、三、二、九五
昭和一一年度	四、一、五、五〇	一、五、〇、四四、三三	五、六、六、九五
昭和一二年度	四、九、三、九七	一、四、八、九、九二	六、四、八、三五
昭和一三年度	四、七、六、六、三四	一、七、〇、四、八、九五	六、四、七、一、五三
昭和一四年度	五、七、四、四、九九	一、八、〇、七、三、五五	七、五、七、一、八四
昭和一五年度	六、〇、三、九、〇一	一、〇、〇、五、二、〇三	七、〇、九、四、〇四
昭和一六年度	六、〇、二、四、三、七三	一、〇、九、三、九、八七	七、〇、八、八、三六

(備考) 電話業務收入には放送關係を含まず

二、外地電氣通信統計

八、放送局、聽取者、收入額

昭和 年 度	放 送 局 數	聽 取 者 數	收 入 額
— — — — —			
六五四三二一〇九八七	肆 元 肆 圓 肆 角 肆 分	一,四六,〇天 一,七三,三〇 一,九七,三九 二,四八,七六 二,九〇,一九 三,五九,〇〇 四,一五,七六 四,八五,一九 五,六五,九七 六,六〇,三九	肆七,八壹 八二,四二 九六,一五 一,〇三,六二 一,一〇,七三 一,四六,四九 一,五九,三三 一,五〇,七二 一,四三,六六 一,七七,六九

内容

- ① 朝鮮電氣通信
- ② 臺灣電氣通信
- ③ 樺太電氣通信

① 朝鮮電氣通信

1. 電信

一、電信取扱局所

昭和十六年度末現在

電 信 計	電 話 取 扱 所	電 信 取 扱 所	郵 便 局 所	電 信 局 所	區 別		計
					單獨電信局	電信取扱郵便局所	
					集配局	無集配局	
一					六六	六六	
					三三	三三	
					八九	八九	
					二五	二四	
							一〇八一
							八九二
							一

(備考) 一、局所数には分室、出張所を含まず

二、外に無線電信局一三、郵便局に無線電信の装置しあるもの六あり

三、局所普及状況一局所當平均面積二一平方軒、人口二一、七五六人

二、電信線路

昭和十六年度末現在

市	市	區	別	架空裸線	架空ケーブル	地下ケーブル	水底ケーブル	合	計
外	内			九、三三 三、五〇四 軒	二 三、一〇 軒	五 一、五二 軒	七 一 軒		三、九六六 九、一九五 軒

イ、線路亘長

二、電話線路

昭和十六年度末現在

- (備考) 一、外に公衆電話一三六あり
 二、本表には分局分室及出張所を含まず
 三、局所普及状況(公衆電話を含む)は一局所當平均面積二五〇平方軒、人口二六、八二〇人

取電郵便	取電郵便	取電郵便	取電郵便	取電郵便	取電郵便	取電郵便	取電郵便	取電郵便	取電郵便
局	局	局	局	局	局	局	局	局	局
二八〇	一	六〇九	四	一	六〇九	四	一	六〇九	四
八八四	一	八八四	一	八八四	一	八八四	一	八八四	一

一、電話取扱局所

昭和十六年度末現在

2. 電 話

月 別	昭 和 十 六 年 十 月	昭 和 十 六 年 十 一 月	昭 和 十 六 年 十 二 月	昭 和 十 七 年 一 月	計
發 行 料	八四五、〇四五	八六二、四九五	九四〇、四九九	八〇〇、四五四	三、三六六、五八八
無 料	二四七、四八九	二四四、〇二四	三三二、八二〇	二八、三三六	三、三六六、五八八
著 料	八三三、二六八	八三九、七三三	九九〇、六〇〇	七四、七〇〇	三、三六六、五八八
無 料	二五、五五五	二四、〇六一	三〇五、六一	二八、七一九	三、三六六、五八八
信 料	二二、二一九	二、〇五、四九九	二、四四、六六八	一、九八、四七一	三、三六六、五八八
中 繼 信	四、三〇七、五五四	四、二八四、八五三	五、〇九、二四八	三、九四、九七	三、三六六、五八八
合 計	四、三〇七、五五四	四、二八四、八五三	五、〇九、二四八	三、九四、九七	三、三六六、五八八

五、電信收入狀況

區 別	昭 和 十 六 年 度	昭 和 十 五 年 度	對 前 年 度 增 減 (△) 額	同 上 割 合
電 報 收 入	六、〇一〇、一〇三 円	五、九二〇、〇三三 円	九〇、〇七〇 円	一、五〇%

(備考) 内鮮通話に付ては内地電氣通信事業統計内鮮通話の項(三〇五頁)参照

六、電話收入狀況

區別	昭和十六年度	昭和十五年度	對前年度増減(△)額	同上割合
電話收入	一五、六三、七〇	一四、五四、八〇	一、〇九、九〇	〇・七

3. 放送無線電話

一、放送無線電話施設狀況

區別	放送局數	聽取者數	人口千人當聽取者數	備考
放送局數又は聽取者數	八	二七、九〇	二	放送局(京城、裡里、釜山、平壤、咸興、清津、大邱、光州)

昭和十六年度末現在

二、放送無線電話收入狀況

區別	昭和十六年度	昭和十五年度	對前年度増減(△)額	同上割合
聽取無線電話施設許可料	五、〇四〇	四、〇一四	一、〇二六	一・七

臺灣電氣通信

1. 電信

一、電信取扱局所

昭和十六年度末現在

區別	昭和十六年度末現在	
	集配局	無集配局
電信取扱郵便局所	四	三
普通通信局	四	三
普通通信局	二	三
特定制局	一	一
電信取扱所計	一三	一三
取扱所合計	一六	一六

(備考) 外に出張所二一、分室三、船舶電信取扱所一及電報取扱次局所二四あり

二、電信線路

昭和十六年度末現在

一、線路亘長

區別	架空裸線		架空ケーブル		地下ケーブル		水底ケーブル		合計
	長	延	長	延	長	延	長	延	
互	1,147		5		2		6		1,154
延		5,677		3		2		6	6,000
區別	八、有線電信回線								
音響單信	4								4
音響二重	4								4
自動	2								2
現波	4								4
印刷					2				2
電信專用									1
電信電話共用									1
合計									201

三、電報利用狀況

年度別	發		著		中繼		合計
	有	無	有	無	信	信	
昭和							
七	1,377,333	3,677	1,377,330	2,577,379	1,277,559	5,232,078	
八	1,308,310	3,677	1,308,307	2,491,118	1,077,559	5,177,054	
九	1,433,552	3,677	1,433,549	2,577,422	1,277,422	5,287,443	
一〇	1,321,233	3,677	1,321,230	2,477,577	1,277,422	5,077,259	
一一	1,523,443	3,677	1,523,440	2,577,422	1,277,422	5,377,259	
一二	1,701,833	3,677	1,701,830	2,577,422	1,277,422	5,557,759	
一三	1,400,800	3,677	1,400,797	2,577,422	1,277,422	5,257,622	
一四	1,855,355	3,677	1,855,352	2,577,422	1,277,422	5,707,154	
一五	1,933,455	3,677	1,933,452	2,577,422	1,277,422	5,721,954	
一六	1,894,455	3,677	1,894,452	2,577,422	1,277,422	5,645,954	

四、電信收入狀況

年度別	內國電報料		外國電報料		合計	對前年度增減(△)割合	同上割合
	料	延	料	延			
昭和							
七	7,867,358	89,797	8,967,155	8,967,155	5,237	0.18	
八	7,000,458	123,455	8,223,913	8,223,913	15,758	0.01	
九	8,077,608	142,247	9,220,855	9,220,855	9,948	0.01	
一〇	9,700,699	142,102	9,842,801	9,842,801	11,333	0.05	
一一	8,917,063	133,153	9,050,216	9,050,216	9,948	0.04	
一二	9,900,358	133,020	10,033,378	10,033,378	14,162	0.04	
一三	9,900,358	133,020	10,033,378	10,033,378	14,162	0.04	
一四	11,833,837	133,568	11,967,405	11,967,405	14,027	0.04	
一五	11,333,558	105,855	11,439,413	11,439,413	14,027	0.03	
一六	11,400,633	105,855	11,506,488	11,506,488	14,027	0.03	

イ、市内通話

四、電話利用狀況

年度別	昭和		年度別	昭和	
	七	八		九	一〇
加入者數	一五、五〇〇	一五、八二四	加入者數	一九、二六一	一九、六六一
開通數	一、五〇八	一、六四四	開通數	一、四〇四	一、四〇六
増加割合	一・二	〇・三	増加割合	〇・八	〇・八

三、電話加入狀況

回線數	市内		市内	市内
	外	内		
八、電話線	三、三六三	三、一九九	三、〇〇	三、二九五
區別	實線	重信線	合	計
回線數	三、三六三	三、一九九	三、〇〇	三、二九五

2. 電話

一、電話取扱局所

昭和十六年度末現在

區別	電話局		郵便局		電信局	
	交換及通話	通話	交換及通話	通話	交換及通話	通話
普通出張局	—	—	—	—	—	—
同定出張局	—	—	—	—	—	—
同計出張所	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

昭和十六年度末現在

イ、線路亘長

二、電話線路

區別	架空線		地下ケーブル		水底ケーブル	
	架空裸線	架空ケーブル	地下ケーブル	水底ケーブル	合	計
市内	三、一九九	三、三六三	—	—	—	—
市外	—	—	—	—	—	—
合計	三、一九九	三、三六三	—	—	—	—

區別	內地人	本島人	合計
聽取者總數	吾、五九九	四、六七	九、三三六
人口千人當聽取者數	一、三〇四	七、一	一、四〇八

聽取無線電話施設狀況

昭和十六年度末現在

3. 放送無線電話

年度別	區別	電話收入	對前年度		年度別	區別	電話收入	對前年度	
			增減(△)額	同上割合				增減(△)額	同上割合
昭和	七	二、七六、三三二	△	五三、九壹	一	三、八四、一二七	△	四八、〇〇九	
八	二、四一、一七五	二七、一七	二、七	四、四、〇三	二	四、四、〇三	三〇、九壹	〇、八	
九	二、七〇、六三三	二六、四八	二、六	四、六、七、一七	三	四、六、七、一七	五三、一三五	一、三	
一〇	三、〇壹、七九九	三〇、一四	二、八	五、一、九、二四	四	五、一、九、二四	五二、〇七	一、一	
一一	三、三九、一〇八	三三、三九	三、七	五、七、三九	五	五、七、三九	四七、五〇	〇、九	

五、電話收入狀況

年度別	區別	市外通話數	對前年度		年度別	區別	市外通話數	對前年度	
			增減(△)數	同上割合				增減(△)數	同上割合
昭和	七	二、〇八七、九四〇	一八七、八五	一〇、六	一	三、三六七、三二〇	一七四、四六	〇、五	
八	二、二九、五〇〇	三三、五九	三、七	二〇九、三〇	二	三、五九、五〇〇	二〇九、三〇	〇、六	
九	二、五九、六〇七	三三、一七	三、七	四、〇七、四九三	三	四、〇七、四九三	四六、九三	一、三	
一〇	二、九三、七七	三二、二七	三、九	四、二、四、八〇	四	四、二、四、八〇	一七、九八	〇、四	
一一	三、三二、八四	三九、二〇	三、九	四、三、五、九四	五	四、三、五、九四	一六、四三	〇、三	

口、市外通話

年度別	區別	市內通話數	對前年度		年度別	區別	市內通話數	對前年度	
			增減(△)數	同上割合				增減(△)數	同上割合
昭和	七	七、二二、八〇〇	一〇、〇六、一三三	一、五	一	四、九七五	四、九七五	一、四	
八	六、四九、二五一	六、三三、三三二	三、四九、四九九	〇、八	二	五、二八〇	五、二八〇	一、四	
九	六、九八、六五〇	八、四八、七四	九、五〇、六九九	〇、九	三	五、九七	六、二五	一、四	
一〇	一〇四、四〇五、四〇四	八、四八、七四	一五、一三、一六	〇、九	四	六、四〇〇	六、四〇〇	一、四	
一一	一三三、九一六、一三	七、三〇八、二八五	七、五九、五三	〇、六	五	六、四〇七	六、四〇七	一、四	
一二	一九〇、〇五、三九九	七、三〇八、二八五	七、九九、二九	〇、六	六	六、四〇七	六、四〇七	一、四	
一三	一三三、三六四	一、一〇七、八二〇	一、一〇七、八二〇	〇、一	七	六、〇三	六、〇三	一、四	
一四	一四三、三六四	一、一〇七、八二〇	一、一〇七、八二〇	〇、一	八	六、〇三	六、〇三	一、四	
一五	一五〇、八八、四四五	一、一〇七、八二〇	一、一〇七、八二〇	〇、一	九	六、〇三	六、〇三	一、四	
一六	一五三、〇九、二八五	一、一〇七、八二〇	一、一〇七、八二〇	〇、一	一〇	六、〇三	六、〇三	一、四	

區別	八、電話回線				合計
	架空裸線	架空ケーブル	地下ケーブル	水底ケーブル	
市外	六,011	一,386	三,914	一,110	一二,421
市内	二,334	三,608	三,914	一,110	一〇,966
合計	八,345	五,014	七,828	二,220	二〇,407

三、電話従事員

昭和十六年度末現在

區別	判任官以上	雇員	合計
従事員數	五	三七四	三七九

四、電話加入狀況

區別	昭和十六年度		昭和十五年度		對前年度 増減(△)數	同上割合
	單獨	共同	單獨	共同		
加入者數	七,二四	七	六,八六九	九	六,八六八	二四〇

五、電話利用狀況

區別	加入者發		非加入者發		合計
	市内	市外	市内	市外	
市内通話	二五,三三三	二九,六三三	二八,二三一	二六,三三〇	九六,三〇〇
市外通話	二七,四九四	一,七五七	二四,〇五三	二,八二七	五五,一三〇
合計	五二,八二七	三,五九〇	五二,二八四	二九,一五七	一〇八,〇〇〇

(備考) 市外通話發信中には内線通話七九、七四四を含む

口、通話數累年比較

年度別	市内通話		市外通話		合計	對前年度 増減(△)
	加入者發	非加入者發	加入者發	非加入者發		
昭和七	二四,三六、一四四	二六,三三三	四〇三、七四四	一四一、〇六四	三〇四、八六、三〇四	二、六〇四、六六〇
八	二五,一三三、二三五	二九,六三三	四七九、三六六	一八二、二三一	三三六、八四、五七	九六、三三三
九	二七,四九四、三六六	三二,四七六	五〇七、三三三	二〇四、五三三	三六九、三〇、五八	二、四九、九二
〇	三〇,二八〇、一〇〇	四三、六〇〇	六三一、〇九五	二六九、四七四	三九二、三、五九	二、八二、七二
一	三一、六〇〇、六三三	四六、八〇〇	七三三、六七七	二七九、〇三三	四一四、六、〇〇〇	一、四八、八三
二	三三、〇七、一五三	五〇、〇五五	八五一、八五二	三〇〇、九二二	四三二、〇、〇〇〇	一、五〇、八六
三	三三、七三三、〇三三	五二、六三三	一〇一、九二二	三三三、七三三	四三六、一、五八	二、八八、二七
四	三三、九〇、〇五五	七、九七九	一、〇三三、一七	四七二、三〇七	三九、八、一、五八	二、六四、二五二
五	三三、七三三、〇三三	一〇三、三三〇	一、六三三、八三三	四七二、三〇七	四〇、九、三、五二	一、〇八、八七四
六	三三、七三三、〇三三	一〇三、三三〇	一、七五、九七	三六〇、(八五)	三六、八、五、八四	二、一三、五八

六、電話收入狀況

區別	昭和十六年度	昭和十五年度	對前年度增減(△)額	同上割合
電話收入	一、六三、八三 <small>円</small>	一、五六、六九 <small>円</small>	三四、八三 <small>円</small>	〇・八 <small>割</small>

3. 放送無線電話

聽取者數

區別	昭和十六年度	昭和十五年度	對前年度增減(△)數	同上割合
聽取者數 人口千人當聽取者數	二〇、〇五 <small>人</small>	一四、七四 <small>人</small>	五、八〇 <small>人</small>	三・九 <small>割</small>

三、滿蒙支電氣通信統計

回線數	區別
二	單印信字
三〇	單音信響
三	二音重響
九	重結單合
四〇	二自重働
六	刷白働印
一九	刷自働印
二	單現信波
二	二現重波
二〇	電電話線
四	共用電電話線
六	合計

二、電信回線

昭和十七年三月末現在

局所數	區別	直轄		委託		合計
		電話局	電報局	無線電報局	無線電報局	
二四						
五						
一						
三〇						
二						
四七						
七						
三〇						
一〇一〇						

昭和十七年九月末現在

一、電信取扱局所

1. 電信

① 滿洲電氣通信

- ① 滿洲電氣通信
- ② 蒙疆電氣通信
- ③ 華北電氣通信
- ④ 華中電氣通信
- ⑤ 廈門電氣通信

內容

三、電氣通信従事員 (電話従事員をも含む)

昭和十七年三月末現在

區別	參事	副參事	甲職員職員及準職員	技工及工手	配達手	其他	合計
從事員數	三	一五	三、六六	一、七三	六〇	一、三九	一、五八三

四、電報利用狀況

イ、發信中繼信別通數

昭和十七年三月分

月別	發信		信		合計	備考
	有	無	計	中繼信		
日滿華爲替	一、二九二、(七)	二四八、八三	一、五四〇、九〇	二、三三三、〇六一	三、六七一、二六	著信を除く
日滿華爲替	九六	三三九	一、二七〇	三、〇四六	三、七五	
日滿華爲替	二、一六六、〇三	二、〇八、五四	一、四四、五三	二、三三三、〇六三	三、六七一、二六	
日滿華爲替	九六	三三九	一、二七〇	三、〇四六	三、七五	
計	一、三九二、(七)	二四八、八三	一、五四〇、九〇	二、三三三、〇六一	三、六七一、二六	
昭和十六年四月	一、三三六、三三	二四六、九六	二、三三三、〇〇八	三、六五五、六四		
五月	一、三三〇、九七	二四七、六七	二、三三六、九〇	三、八五五、六〇四		

金額	區別		合計	雜收入	合計
	日滿華	國際			
二、四九、八三・三	四	八〇、六一・九	四	二七、四九・五	四
					一三、四八、〇六・八

五、電信收入狀況

(自昭和十六年四月至昭和十七年三月)

計	昭和十七年					
	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月
發信	一、三三六、三三	一、三三〇、九七	一、三九二、(七)	一、三九二、(七)	一、三九二、(七)	一、三九二、(七)
信	二四六、九六	二四七、六七	二四八、八三	二四八、八三	二四八、八三	二四八、八三
中繼	二、三三三、〇〇八	二、三三六、九〇	二、三三三、〇〇八	二、三三三、〇〇八	二、三三三、〇〇八	二、三三三、〇〇八
合計	三、六五五、六四	三、八五五、六〇四	三、六七一、二六	三、六七一、二六	三、六七一、二六	三、六七一、二六
備考						

2. 電話

一、電話取扱局所

昭和十七年三月末現在

局所數	直轄			委託			合計
	電話局	電報局	電話局	電報局	電話局	電報局	
二八	三	四	三〇	二	二	三	二八
							五二

二、電話回線

昭和十七年三月末現在

區別	實回線	搬送線	電信電話線	共用線	重信線	合計
	五九	三三	一四	三	七	八六

三、電話加入者數

昭和十七年六月末現在

加入者數	區別		合計
	日	人	
七、三三三	滿	人	七、三三三
四七、六六六	其	の	四七、六六六
一一〇、〇〇〇	他	合	一一〇、〇〇〇

四、電話利用狀況

月別	市内		市外	
	加入者	公共電話	加入者	公共電話
昭和十六年七月	一、〇〇〇	七四、二七	四七、九〇五	五、五〇〇
八月	一、二二六	五五、八四	五五、〇五五	一、四六六
九月	一、三三五	五三、二五〇	五八、四三三	一、二九七
十月	一、六三二	五四、六四三	五五、〇四九	一、〇三六
十一月	一、四六〇	四四、三〇〇	五三、一三五	八八三
十二月	一、四四〇	四九、五二五	五〇、一三七	三、二七三

五、電話收入狀況

昭和十七年四月分

區別	金額	區別	金額
加入申込料	五、三三四	移轉更料	四一、五〇〇
架設料	六九、一三〇	專用電話料	三、七三三
使用料	一、六一、三三七	臨時電話料	三、七三三
度數制施行地基本料	五、三三六	警備電話料	一、一四六
均一制施行地基本料	一八〇、二二九	通話料	一、一四六
附加使用料	四九、七五〇	加入者發	一、一四六
電話番號簿(掲載料)	一〇、一三〇		一、一四六
	七二		一、一四六